

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

総 則

府地域防災計画（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>〔総 則〕 （略）</p> <p><b>第 2 節 防災の基本方針</b></p> <p>我が国の成長を支える大都市・大阪において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。大阪府防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらす恐れが明らかとなったことを踏まえ、府域の災害対策を進めてきたが、平成 28 年熊本地震では大規模な地震が連続発生する等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を図っていく。</p> <p>（略）</p> <p>また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の 3 段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的に P D C A サイクルを適用して、改善を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていくこととする。</p> <p>（略）</p> <p>災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動を行い、一旦被害が発生したときには、<u>的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。</u>そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。</p> <p>災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。</p> <p>以上を基本方針として、大阪府域における災害対策を進めることとする。</p> <p><b>第 3 節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱</b></p> <p>防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。</p>	<p>〔総 則〕 （略）</p> <p><b>第 2 節 防災の基本方針</b></p> <p>我が国の成長を支える大都市・大阪において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。大阪府防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらす恐れが明らかとなったことを踏まえ、府域の災害対策を進めてきた。しかし、平成 28 年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成 30 年に発生した大阪府北部を震源とする地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を図っていく。</p> <p>（略）</p> <p>また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の 3 段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的に P D C A サイクルを適用して、<u>充実</u>を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。</p> <p>（略）</p> <p>災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動を行い、一旦被害が発生したときには、<u>正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。</u>そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。</p> <p>災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。</p> <p><u>なお、本計画に基づく施策推進にあたっては、2015 年 9 月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって 2030 年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。</u></p> <p>以上を基本方針として、大阪府域における災害対策を進めることとする。</p> <p><b>第 3 節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱</b></p> <p>防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

府地域防災計画（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>第 1 防災関係機関の基本的責務</p> <p>1 府 (略)</p> <p>2 市町村 市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、住民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。</p> <p>第 2 防災関係機関の業務大綱</p> <p>1 府 (略)</p> <p>(13) 住宅まちづくり部 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>本造</u>密集市街地の整備促進に関すること (略)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>罹災都市借地借家臨時措置法</u>に関すること (略)</p> <p>5 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(2) 近畿総合通信局 <input type="checkbox"/> 非常通信体制の整備に関すること <input type="checkbox"/> 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること <input type="checkbox"/> 災害時における電気通信の確保に関すること <input type="checkbox"/> 非常通信の統制、管理に関すること <input type="checkbox"/> 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること (略)</p> <p>7 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略)</p> <p>(14) 新関西国際空港株式会社</p>	<p>第 1 防災関係機関の基本的責務</p> <p>1 府 (略)</p> <p>2 市町村 市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、水防団その他の組織の整備、区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実並びに住民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。</p> <p>第 2 防災関係機関の業務大綱</p> <p>1 府 (略)</p> <p>(13) 住宅まちづくり部 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 密集市街地の整備促進に関すること (略)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法</u>に関すること (略)</p> <p>5 指定地方行政機関 (2) 近畿総合通信局 <input type="checkbox"/> 非常通信体制の整備に関すること <input type="checkbox"/> 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること <input type="checkbox"/> 災害時における電気通信の確保に関すること <input type="checkbox"/> 非常通信の統制、管理に関すること <input type="checkbox"/> 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること <input type="checkbox"/> <u>災害対策用移動通信機器等の貸出しに関すること</u> (略)</p> <p>7 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略)</p> <p>(14) 新関西国際空港株式会社 <u>(関西エアポート株式会社)</u></p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

府地域防災計画（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>(略)</p> <p><b>第 4 節 住民、事業者の基本的責務</b></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>第 1 住民の基本的責務</b></p> <p><u>自らの安全は自ら守るのが防災の基本であることから、住民はその自覚を持ち、平常時より、<del>食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等</del>、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、<del>初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への支援、避難所の自主的運営のほか</del>、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p><b>第 4 節 住民、事業者の基本的責務</b></p> <p><u>災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。</u></p> <p><u>住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。</u></p> <p><b>第 1 住民の基本的責務</b></p> <p><u>住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。</u></p> <p><b>1 災害等の知識の習得</b></p> <p><u>(1) 防災訓練や防災講習等への参加</u></p> <p><u>(2) 地域の地形、危険場所等の確認</u></p> <p><u>(3) 過去の災害から得られた教訓の伝承</u></p> <p><b>2 災害への備え</b></p> <p><u>(1) 家屋の耐震化、家具等の転倒・落下防止</u></p> <p><u>(2) 避難場所、避難経路の確認</u></p> <p><u>(3) 家族との安否確認方法の確認</u></p> <p><u>(4) 最低 3 日分、できれば 1 週間分の生活必需品等の備蓄</u></p> <p><u>(5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認</u></p> <p><b>3 地域防災活動への協力等</b></p> <p><u>(1) 地域の防災活動等への積極的な参加</u></p> <p><u>(2) 初期消火、救出救護活動への協力</u></p> <p><u>(3) 避難行動要支援者への支援</u></p> <p><u>(4) 地域住民による避難所の自主的運営</u></p> <p><u>(5) 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力</u></p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

府地域防災計画（平成 29 年 11 月）	修正案
<p><b>第2 事業者の基本的責務</b></p> <p>事業者は、<u>災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど企業防災の推進に努めなければならない。</u></p> <p>また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施する<u>とともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力する</u>ように努めなければならない。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><b>第3 住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開</b></p> <p><u>災害の軽減には、住民、事業者、公共機関、大阪府、府内市町村等が、それぞれ防災に向けての積</u></p>	<p><b>第2 事業者の基本的責務</b></p> <p>事業者は、<u>自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。</u>また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。</p> <p><b>1 災害等の知識の習得</b></p> <p>(1) <u>従業員に対する防災教育、防災訓練の実施</u></p> <p>(2) <u>地域の地形、危険場所等の確認</u></p> <p><b>2 災害への備え</b></p> <p>(1) <u>事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備</u></p> <p>(2) <u>事業所の耐震化、設備等の転倒・落下防止</u></p> <p>(3) <u>避難場所、避難経路の確認</u></p> <p>(4) <u>従業員及び利用者等の安全確保</u></p> <p>(5) <u>従業員の安否確認方法の確認</u></p> <p>(6) <u>最低3日分の生活必需品等の備蓄</u></p> <p><b>3 出勤及び帰宅困難者への対応</b></p> <p>(1) <u>発災時のむやみな移動開始の抑制</u></p> <p>(2) <u>出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力</u></p> <p>(3) <u>外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄</u></p> <p>(4) <u>災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認</u></p> <p><b>4 地域防災活動への協力等</b></p> <p>(1) <u>地域の防災活動等への積極的な協力・参画</u></p> <p>(2) <u>初期消火、救出救護活動への協力</u></p> <p>(3) <u>国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力</u></p> <p><b>第3 ボランティアやNPO等多様な機関との連携</b></p> <p><u>住民及び事業者は、ボランティアやNPO等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等</u></p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

府地域防災計画（平成 29 年 11 月）	修正案
<p><u>極めかつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねを行う必要があることから、災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実するため、その実践を促進する府民運動を展開しなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <h2>第 5 節 計画の修正</h2> <p>大阪府防災会議は、災害対策基本法第 40 条及び原子力災害対策特別措置法第 28 条の規定に基づき、大阪府地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めるとともに、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年大阪府防災会議が指定する期日までに、計画修正案を大阪府防災会議に提出するものとする。</p> <p><del>一方</del>市町村防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市町村地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。</p> <p>なお、府、市町村及び指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、国から府に対する助言等又は府から市町村に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。</p> <p>〔注 記〕</p> <p>本計画における用語について</p> <p>(略)</p> <p>自衛隊・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、<del>府域は</del><u>陸上自衛隊第 3 師団の警備地区内と</u> <u>なっている。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <h2>第 5 節 計画の修正</h2> <p>大阪府防災会議は、災害対策基本法第 40 条及び原子力災害対策特別措置法第 28 条の規定に基づき、大阪府地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めるとともに、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年大阪府防災会議が指定する期日までに、計画修正案を大阪府防災会議に提出するものとする。</p> <p>市町村防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市町村地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。</p> <p>なお、府、市町村及び指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、国から府に対する助言等又は府から市町村に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。</p> <p>〔注 記〕</p> <p>本計画における用語について</p> <p>(略)</p> <p>自衛隊・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、<u>陸上自衛隊第 3 師団が警備区域として大阪府を担当しており、災害派遣を行った場合は第 3 師団長が災害派遣実施部隊長となる。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>新関西国際空港株式会社・・・大阪国際空港及び関西国際空港の設置管理者。両空港における防災・危機管理を含めた空港運営は、運営権譲渡先の関西エアポート株式会社（運営権者）が担う。なお、事態が深刻化する等により、関西エアポート株式会社による主体的かつ的確な事態の收拾が難しいと判断される場合には、新関西国際空港株式会社は、関西エアポート株式会社と調整のうえ、国と一体的にかつ関係者と連携しつつ、主体的に事態に対処する。</u></p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>〔災害予防対策〕  <b>第 1 章 防災体制の整備</b>  <b>第 1 節 総合的防災体制の整備</b></p> <p>防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。</p> <p><b>第 1 組織体制の整備</b>          (略)</p> <p>イ 大阪府防災・危機管理指令部          災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、府域における災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。</p> <p>〔組織〕          指令部長 危機管理監          指令部副部長 危機管理室長          指令部員 <del>報道監</del>防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、政策企画総務課長、戦略事業室事業推進課長、戦略事業室空港・広域インフラ課長、財政課長、法務課長、人事課長、庁舎管理課長、府民文化総務課長、企画課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室長、農政室長、水産課長、都市整備総務課長、事業管理室事業企画課参事、道路環境課長、河川環境課長、港湾局経営振興課長、住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、教育総務企画課長</p> <p>なお、災害、事故・事件等の態様に応じ指令部員を限定して、指令部会議を開催する。          《地域情報班》 大阪府防災・危機管理警戒班又は大阪府防災・危機管理指令部が活動を開始した場合、地域の情報収集を行うために活動を開始する。</p> <p>〔組織〕          地域情報班長 土木事務所地域防災監<sup>※</sup>          地域情報班員 府民センタービル内出先機関の職員  <sup>※</sup>土木事務所地域防災監とは、土木事務所参事兼地域支援・企画課長を指す。          (以下、同じ)</p> <p>ウ 大阪府防災・危機管理警戒本部          大阪府防災・危機管理警戒本部は、災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、防災・危機管理指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき、震度 5 弱又は震度 5 強を観測したとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、<del>原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備又は府モニタリング設備でのガンマ線の放射線量が別に定める異常値を検出したとき、</del>その他知事が必要と認めたとときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。          (略)</p> <p>エ 大阪府災害対策本部</p>	<p>〔災害予防対策〕  <b>第 1 章 防災体制の整備</b>  <b>第 1 節 総合的防災体制の整備</b></p> <p>防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。</p> <p><b>第 1 組織体制の整備</b>          (略)</p> <p>イ 大阪府防災・危機管理指令部          災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、府域における災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。</p> <p>〔組織〕          指令部長 危機管理監          指令部副部長 危機管理室長          指令部員 防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、政策企画総務課長、<u>企画室政策課参事</u>、戦略事業室事業推進課長、戦略事業室空港・広域インフラ課長、財政課長、法務課長、人事課長、<u>庁舎室</u>庁舎管理課長、府民文化総務課長、企画課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室長、農政室長、水産課長、都市整備総務課長、事業管理室事業企画課参事、道路環境課長、河川環境課長、港湾局経営振興課長、住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、教育総務企画課長</p> <p>なお、災害、事故・事件等の態様に応じ指令部員を限定して、指令部会議を開催する。          《地域情報班》 大阪府防災・危機管理警戒班又は大阪府防災・危機管理指令部が活動を開始した場合、地域の情報収集を行うために活動を開始する。</p> <p>〔組織〕          地域情報班長 土木事務所地域防災監<sup>※</sup>          地域情報班員 府民センタービル内出先機関の職員  <sup>※</sup>土木事務所地域防災監とは、土木事務所参事兼地域支援・企画課長を指す。          (以下、同じ)</p> <p>ウ 大阪府防災・危機管理警戒本部          大阪府防災・危機管理警戒本部は、災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、防災・危機管理指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき、震度 5 弱又は震度 5 強を観測したとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、その他知事が必要と認めたとときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。          (略)</p> <p>エ 大阪府災害対策本部</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき、震度 6 弱以上の震度を観測したとき、<del>原子力事業者からの通報（原災法第 10 条第 1 項）を受信したとき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第 15 条）を発出したとき、</del>特別警報が発表されたとき、その他知事が必要と認めたとときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。</p> <p>（略）</p> <p>キ 震災応急対策連絡会議の設置</p> <p>府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策連絡会議を設置する。</p> <p>なお、必要に応じて構成員を追加する。</p> <p>（ア）組織及び運営</p> <p>    a 組織構成</p> <p>        大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第 3 師団第 3 部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力株式会社総務室防災グループ、大阪ガス株式会社<del>総務部</del>、西日本電信電話株式会社大阪支店災害対策室、大阪広域水道企業団事業管理部計画課</p> <p>    b 運営</p> <p>        会議の主催者は大阪府危機管理室長の職にある者をもってあてる。</p> <p>（イ）業務</p> <p>    a 被害情報及び災害応急対策に関する情報交換</p> <p>    b 相互協力及び応援要請の調整</p> <p>    c その他相互協力に関し必要な事項</p> <p>2 府の動員体制の整備</p> <p>府は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の<del>配備</del>体制及び<del>参集体制</del>の整備を図る。</p> <p>(1) 職員の<del>配備</del>基準</p> <p>知事は必要に応じ各号配備を指令する。<del>なお、府域において震度 4 以上の震度を観測した場合は自動配備とする。</del></p> <p><del>配備人員は「大阪府災害等応急対策実施要領」に定めるところによる。</del></p> <p>ア 非常 1 号配備</p> <p><del>（ア）災害発生のおそれがある気象予警報等により通信情報活動の必要があるとき</del></p> <p><del>（イ）府域において震度 4 を観測したとき</del></p> <p><del>（ウ）府域及びその周辺において災害等となるおそれがある大規模な事故等発生の情報により、通信情報活動の必要があるとき</del></p> <p>イ 非常 2 号配備</p> <p><del>（ア）防災・危機管理指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき</del></p> <p><del>（イ）府域において震度 5 弱又は震度 5 強を観測したとき</del></p> <p><del>（ウ）指令部が災害等の情報により府域及びその周辺において大規模な事故等による災害等が発生したと判断したとき</del></p> <p>ウ 非常 3 号配備</p> <p><del>（ア）防災・危機管理指令部が災害情報により大規模災害が発生したと判断したとき</del></p> <p><del>（イ）府域において震度 6 弱以上の震度を観測したとき</del></p> <p><del>（ウ）指令部が災害等の情報により府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認め</del></p>	<p>防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき、震度 6 弱以上の震度を観測したとき、特別警報が発表されたとき、その他知事が必要と認めたとときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。</p> <p>（略）</p> <p>キ 震災応急対策連絡会議の設置</p> <p>府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策連絡会議を設置する。</p> <p>なお、必要に応じて構成員を追加する。</p> <p>（ア）組織及び運営</p> <p>    a 組織構成</p> <p>        大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第 3 師団第 3 部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力株式会社総務室防災グループ、大阪ガス株式会社<del>中</del><b>央保安指令部</b>、西日本電信電話株式会社大阪支店災害対策室、大阪広域水道企業団事業管理部計画課</p> <p>    b 運営</p> <p>        会議の主催者は大阪府危機管理室長の職にある者をもってあてる。</p> <p>（イ）業務</p> <p>    a 被害情報及び災害応急対策に関する情報交換</p> <p>    b 相互協力及び応援要請の調整</p> <p>    c その他相互協力に関し必要な事項</p> <p>2 府の動員体制の整備</p> <p>府は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の<b>動員</b>体制の整備を図る。</p> <p>(1) 職員の<b>配備</b>体制</p> <p>知事は必要に応じ各号配備を指令する。</p> <p>ア 非常 1 号配備</p> <p>イ 非常 2 号配備</p> <p>ウ 非常 3 号配備</p> <p><b>※配備基準は、「災害応急対策 第 1 章 第 1 節 組織動員」に記載</b></p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>られる程度の大規模な事故等による災害等が発生したと判断したとき</p> <p><del>(2) 大阪府水防本部の配備基準</del>  <del>水防本部長は、必要に応じ水防配備を発令する。なお、緊急の必要があるときは、現地指導班長が配備の発令を行う。</del>  <del>配備人員及び配備基準は「大阪府水防計画」に定めるところによる。</del>  <del>ア 警戒配備</del>  <del>イ 非常配備（第1配備、第2配備、第3配備）</del></p> <p>(3) 勤務時間外における動員体制</p> <p>ア 防災・危機管理当直の実施          勤務時間外における災害・危機事象にかかる原因情報等の迅速な収集と伝達を図るため、防災・危機管理当直を実施する。</p> <p>イ 主要防災関係職員への早期情報伝達          災害対策本部員、防災・危機管理対策指令部員をはじめとする防災関係職員に対し、携帯電話を携帯させ、メール等により、情報伝達の迅速化を図る。</p> <p>ウ 防災担当職員用住宅等の確保          防災・危機管理指令部員など主要な防災関係職員を緊急に参集させるため、庁舎周辺での住宅を確保する。</p> <p><del>エ 職員の自動参集</del>  <del>職員は、府域において震度4以上の震度を観測した場合には、(1)の配備基準に基づき、自動参集する。</del>  <del>また、气象台から水防に関する予警報が出されたとき、水防担当者は、水防本部の指令を待つことなく自主参集する。</del></p> <p>オ 職員の住所に着目した参集体制          大阪府災害対策本部及び府の災害対策主要施設における初動体制の迅速な確立をはじめ、市町村の被害状況及び対策状況等の収集・伝達による大阪府の災害応急対策の円滑な実施を期するため、本庁の災害対策本部、府民センタービル、広域防災拠点、後方支援活動拠点のほか、府内市町村本庁舎に自宅から徒歩・自転車等により60分程度で参集可能な職員を緊急防災推進員として指名する。  <del>緊急防災推進員は、府内で震度5弱以上の震度を観測した場合に、指定された場所に参集する。</del>  <u>(新設)</u></p> <p>3 市町村の組織動員体制の整備          当該市町村域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中核的な組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。  <del>また、市町村と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。</del></p> <p>(略)</p>	<p>(2) 勤務時間外における動員体制</p> <p>ア 防災・危機管理当直の実施          勤務時間外における災害・危機事象にかかる原因情報等の迅速な収集と伝達を図るため、防災・危機管理当直を実施する。</p> <p>イ 主要防災関係職員への早期情報伝達          災害対策本部員、防災・危機管理指令部員をはじめとする防災関係職員に対し、携帯電話を携帯させ、メール等により、情報伝達の迅速化を図る。</p> <p>ウ 防災担当職員用住宅等の確保          防災・危機管理指令部員など主要な防災関係職員を緊急に参集させるため、庁舎周辺での住宅を確保する。  <u>(災害応急対策 第1章 第1節 組織動員に移動)</u></p> <p>エ 緊急防災推進員の指名          大阪府災害対策本部及び府の災害対策主要施設における初動体制の迅速な確立をはじめ、市町村の被害状況及び対策状況等の収集・伝達による大阪府の災害応急対策の円滑な実施を期するため、本庁の災害対策本部、府民センタービル、広域防災拠点、後方支援活動拠点のほか、府内市町村本庁舎に自宅から徒歩・自転車等により60分程度で参集可能な職員を緊急防災推進員として指名する。  <u>(災害応急対策 第1章 第1節 組織動員に移動)</u></p> <p><u>府は、平常時から市町村に緊急防災推進員の役割を周知するとともに、市町村が実施する訓練に緊急防災推進員を参加させ、業務の習熟を図る。</u></p> <p>3 市町村の組織動員体制の整備</p> <p>(1) 市町村は、当該市町村域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中核的な組織体制の整備・充実を図る。</p> <p>(2) 市町村は、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、<u>災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。</u></p> <p>(3) 市町村と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。</p> <p>(略)</p>



# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p><b>第4 防災訓練の実施</b></p> <p>府、市町村をはじめ消防団等の防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。</p> <p><del>また、</del>業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。</p> <p>訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。</p> <p><b>1 総合的防災訓練の実施</b></p> <p>府及び市町村等は、関係機関及び自主防災組織等、住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、原子力、危険物、航空機、海上等の災害別対策訓練、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等の防災訓練を実施する。</p> <p><del>その際、</del>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p><b>2 近畿府県合同防災訓練・広域応援図上訓練の実施</b></p> <p>「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、関西圏域の防災関係機関等が参加する合同防災訓練を実施する。</p> <p>また、関西広域連合とともに、国、構成団体、連携県、関係機関等が参加する関西広域応援図上訓練を実施する。</p>	<p><b>第4 防災訓練の実施</b></p> <p>府、市町村をはじめ消防団等の防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。</p> <p><b>1 訓練の種類</b></p> <p><b>(1) 総合的防災訓練</b></p> <p>府及び市町村等は、関係機関及び自主防災組織等、住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、原子力、危険物、航空機、海上等の災害別対策訓練、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等の防災訓練を実施する。</p> <p><b>(2) 近畿府県合同防災訓練・広域応援図上訓練</b></p> <p>「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、関西圏域の防災関係機関等が参加する合同防災訓練を実施する。</p> <p>また、関西広域連合とともに、国、構成団体、連携県、関係機関等が参加する関西広域応援図上訓練を実施する。</p> <p><b>2 留意事項</b></p> <p><b>(1)</b> 実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにする。</p> <p><b>(2)</b> あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。</p> <p><b>(3)</b> 業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。</p> <p><b>(4)</b> 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。</p> <p><b>(5)</b> 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p><b>(6)</b> 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。</p>
<p><b>第5 広域防災体制の整備</b></p> <p>府、市町村、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。</p> <p>また、府域における大規模災害発生時において府が防災関係機関に対し広域的な応援を要請する際に備え、別に定める広域的支援部隊受入計画に基づき、円滑な受入れ体制を整備する。</p> <p>さらに、府は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性をはかりながら、関西広域連合や構成団体及び構成県等からの応援をはじめ、その他、全国からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時か</p>	<p><b>第5 広域防災体制の整備</b></p> <p>府、市町村、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、<u>実効性の確保に留意しながら</u>、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。</p> <p>また、府域における大規模災害発生時において府が防災関係機関に対し広域的な応援を要請する際に備え、別に定める広域的支援部隊受入計画に基づき、円滑な受入れ体制を整備する。</p> <p>さらに、府は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性をはかりながら、関西広域連合や構成団体及び構成県等からの応援をはじめ、その他、全国からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備</b></p> <p><u>1</u> 府、市町村をはじめ防災関係機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>ら連絡体制の強化、共同の訓練実施や派遣の要請手続きの明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><b>第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策</b></p> <p>府及び市町村は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。</p> <p><b>1 自治体のBCP（業務継続計画）の策定・運用</b>  <del>南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、府内自治体の庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。</del>  <del>そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、</del>府及び市町村は、<u>以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、自治体BCP（業務継続計画）を策定し、適切に運用する。</u>                      （略）</p> <p><b>2 市町村の体制整備</b></p> <p>(1) 府                      府は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得ながら、支援が必要な分野に応じた人員を確保し、市町村を支援する体制の整備に努める。                      ア 大阪府災害時先遣隊                      府は、緊急防災推進員に加え、被災市町村の被災状況の把握や初動時の災害応急対策の実施を支援するため、当該市町村からの要請を待つことなく、府職員を派遣する体制を整備するとともに、情報収集要領を作成する。  <u>（新設）</u>                      イ 専門要員の養成                      府は、関西広域連合とともに、災害支援活動に必要な要員等の養成等に努める。  <u>（新設）</u></p> <p>(2) 市町村                      ア 被災者支援システムの導入                      市町村は、被災者支援システムの導入に努める。                      イ 市町村における業務継続の体制整備                      市町村は、<u>BCP（業務継続計画）</u>の策定・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。                      ウ 相互応援体制の強化                      市町村は、相互応援協定の締結等、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。</p>	<p>平常時から連絡体制の強化、共同の訓練実施や派遣の要請手続きの明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。</p> <p><u>2 府及び自衛隊は、自衛隊の災害派遣に要すると想定される経費について、経費分担協定を締結する等により、それぞれが負担する経費並びに災害の状況及び派遣部隊の活動を踏まえ協議すべき経費等をあらかじめ明確にしておくものとする。</u></p> <p><b>第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策</b></p> <p>府及び市町村は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。</p> <p><b>1 自治体の業務継続計画（BCP）の策定・運用</b>                      府及び市町村は、<u>次のとおり</u>業務継続を図るとともに、<u>自治体業務継続計画（BCP）</u>を策定し、適切に運用する。</p> <p>（略）</p> <p><b>2 市町村の体制整備</b></p> <p>(1) 府                      府は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得ながら、支援が必要な分野に応じた人員を確保し、市町村を支援する体制の整備に努める。                      ア 大阪府災害時先遣隊                      府は、緊急防災推進員に加え、被災市町村の被災状況の把握や初動時の災害応急対策の実施を支援するため、当該市町村からの要請を待つことなく、府職員を派遣する体制を整備するとともに、情報収集要領を作成する。                      イ <u>災害時現地情報連絡員（リエゾン）</u>  <u>府は、被災市町村の状況把握、府と被災市町村との連絡調整及び市町村災害対策本部の運営支援等を行う災害時現地情報連絡員（リエゾン）の派遣体制を整備する。</u>                      ウ 専門要員の養成                      府は、関西広域連合とともに、災害支援活動に必要な要員等の養成等に努める。                      エ <u>専門要員の確保</u>  <u>府は、市町村における住家被害認定調査等の専門分野の職員数をあらかじめ把握しておくとともに、被災市町村への円滑な派遣体制の構築に努める。</u></p> <p>(2) 市町村                      ア 被災者支援システムの導入                      市町村は、被災者支援システムの導入に努める。                      イ 市町村における業務継続の体制整備                      市町村は、<u>業務継続計画（BCP）</u>の策定・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。                      ウ 相互応援体制の強化                      市町村は、相互応援協定の締結等、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。</p>

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p><b>3 応援・受援体制の整備</b></p> <p>府及び市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>(1) 応援・受援計画の目的</p> <p>支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。</p> <p>(2) 計画に定める主な内容</p> <p>ア 組織体制の整備</p> <p>イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ</p> <p>ウ 人的応援に係る担当部局との調整</p> <p>エ 災害ボランティアの受入れ</p> <p>オ 人的支援等の提供の調整</p> <p>カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ</p> <p>キ 人的・物的資源の管理</p> <p><b>第 10 事業者、ボランティアとの連携</b></p> <p>府及び市町村は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、市町村は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。</p> <p>また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。</p> <p><b>第 2 節 情報収集伝達体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 情報収集伝達体制の強化</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）、かんさい生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多</p>	<p><b>3 応援・受援体制の整備</b></p> <p>府及び市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p><u>また、府は市町村の計画の作成を支援する。</u></p> <p>(1) 応援・受援計画の目的</p> <p>支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。</p> <p>(2) 計画に定める主な内容</p> <p>ア 組織体制の整備</p> <p>イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ</p> <p>ウ 人的応援に係る担当部局との調整</p> <p>エ 災害ボランティアの受入れ</p> <p>オ 人的支援等の提供の調整</p> <p>カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ</p> <p>キ 人的・物的資源の管理<u>及び活用</u></p> <p><b>第 10 事業者、ボランティアとの連携</b></p> <p>府及び市町村は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、<u>協定締結等の連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。</u>また、市町村は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。</p> <p>また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。</p> <p><b>第 2 節 情報収集伝達体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 情報収集伝達体制の強化</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・多様化を図る等、情報収集伝達体制の強化を進める。</p> <p><b>1 情報収集伝達体制の整備</b></p> <p>(1) 府は、災害発生時における職員との連絡確保を図るため、携帯電話の災害時優先電話登録を進めるほか、勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うため、職員の 24 時間常駐体制</p>

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>重化・多様化を図る。また、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。</p> <p>府は、災害発生時における職員との連絡確保を図るため、携帯電話の災害時優先電話登録を進めるほか、勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うため、職員の 24 時間常駐体制をとるものとする。</p> <p>市町村は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <h3>第 4 節 災害時医療体制の整備</h3> <p>府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、<u>ドクターヘリの運用体制の構築</u>等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、<u>被災地外</u>からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。</p> <h4>第 1 災害医療の基本的考え方</h4> <p>(略)</p> <h4>2 後方医療活動</h4> <p>救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（<u>被災地内</u>と<u>被災地外</u>を含め）全ての医療機関で実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>をとるものとする。</p> <p>(2) 市町村は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。</p> <p>(3) 府、市町村をはじめ防災関係機関は、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。</p> <h3>2 伝達手段の多重化・多様化</h3> <p>様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、次に示す手段を活用し、伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 防災行政無線（戸別受信機を含む。）</li> <li>イ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）</li> <li>ウ テレビ</li> <li>エ ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）</li> <li>オ Lアラート（災害情報共有システム）</li> <li>カ かんさい生活情報ネットワーク</li> <li>キ ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール</li> <li>ク ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）</li> <li>ケ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）</li> <li>コ ワンセグ</li> </ul> <p>など</p> <p>(略)</p> <h3>第 4 節 災害時医療体制の整備</h3> <p>府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の<u>実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保</u>等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、<u>被災地域外</u>からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。</p> <h4>第 1 災害医療の基本的考え方</h4> <p>(略)</p> <h4>2 後方医療活動</h4> <p>救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（<u>被災地域内</u>と<u>被災地域外</u>を含め）全ての医療機関で実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p><b>第 5 節 緊急輸送体制の整備</b></p> <p>府、市町村その他の防災関係機関は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。</p> <p><b>第 1 陸上輸送体制の整備</b>                  (略)  <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 6 節 避難受入れ体制の整備</b></p> <p>市町村は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するなどの体制の整備に努める。</p> <p>さらに、府及び市町村は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。</p> <p><b>第 1 避難場所、避難路の指定</b></p> <p>市町村は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。</p> <p>指定緊急避難場所について、市町村は、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 指定避難所の指定、整備</b></p> <p><b>1 指定避難所の指定</b></p> <p>指定避難所は、自治会、町内会等单位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。</p> <p>(1) 市町村は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、<u>地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し</u>、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 市町村は、指定避難所の施設については、必要に応じ、<u>避難生活の環境を良好に保つた</u></p>	<p><b>第 5 節 緊急輸送体制の整備</b></p> <p>府、市町村その他の防災関係機関は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。</p> <p><b>第 1 陸上輸送体制の整備</b>                  (略)  <u>6 重要物流道路の指定等</u>  <u>国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 6 節 避難受入れ体制の整備</b></p> <p>市町村は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するなどの体制の整備に努める。</p> <p>さらに、府及び市町村は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。</p> <p><b>第 1 避難場所、避難路の指定</b></p> <p>市町村は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。</p> <p>指定緊急避難場所について、市町村は、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 指定避難所の指定、整備</b></p> <p><b>1 指定避難所の指定</b></p> <p>指定避難所は、自治会、町内会等单位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。</p> <p>(1) 市町村は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ</u>、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 市町村は、指定避難所の施設については、必要に応じ、<u>良好な生活環境を確保するため</u></p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>めに、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。 (略)</p> <p><u>(P.219 災害応急対策 第1節 第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の内容の一部を移動)</u></p>	<p>に、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。 (略)</p> <p><b>第4 避難勧告等の事前準備</b></p> <p><u>市町村は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。</u></p> <p><b>1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</b></p> <p><u>(1) 市町村は、市町村域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。</u></p> <p><u>(2) 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。</u></p> <p><u>(3) 市町村は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考に、適宜、マニュアルを改訂する。</u></p> <p><u>(4) 沿岸市町村は、大型台風による高潮や南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。</u></p> <p><u>(5) 府は、市町村が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するにあたり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。</u></p> <p><b>2 住民への周知・意識啓発</b></p> <p><u>(1) 府及び市町村は、避難勧告や避難指示（緊急）が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを住民へ平時から周知しておく。</u></p> <p><u>(2) 市町村は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。</u></p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案													
<p><b>第 4 避難誘導體制の整備</b></p> <p><b>1 市町村</b></p> <p><u>市町村は</u>、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>なお、防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p><u>市町村は</u>、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会等の地域住民</p>	<p><u>避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める行動</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1617 321 1673 359"></th> <th data-bbox="1673 321 2214 359">発令時の状況</th> <th data-bbox="2214 321 2828 359">住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1617 359 1673 716">避難準備・高齢者等避難開始</td> <td data-bbox="1673 359 2214 716"> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生の可能性があり、避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される状況</li> </ul> </td> <td data-bbox="2214 359 2828 716"> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。</li> <li>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1617 716 1673 947">避難勧告</td> <td data-bbox="1673 716 2214 947"> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況</li> </ul> </td> <td data-bbox="2214 716 2828 947"> <ul style="list-style-type: none"> <li>予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1617 947 1673 1293">避難指示（緊急）</td> <td data-bbox="1673 947 2214 1293"> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況</li> </ul> </td> <td data-bbox="2214 947 2828 1293"> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</li> <li>指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> <li>津波災害から、立退き避難する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注 1</u> 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみ発令。</p> <p><u>注 2</u> 市町村は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</p> <p><b>第 5 避難誘導體制の整備</b></p> <p><b>1 市町村</b></p> <p>発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>なお、防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会等の地域住民組織や民生</p>			発令時の状況	住民に求める行動	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生の可能性があり、避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。</li> <li>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。</li> </ul>	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> </ul>	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</li> <li>指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> <li>津波災害から、立退き避難する。</li> </ul>
	発令時の状況	住民に求める行動												
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生の可能性があり、避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。</li> <li>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。</li> </ul>												
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> </ul>												
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</li> <li>指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> <li>津波災害から、立退き避難する。</li> </ul>												

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。</p> <p>また、<del>市町村は</del>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。</p> <p><b>第 5 広域避難体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第 6 危険度判定体制の整備</b> (略)</p> <p>1 被災建築物応急危険度判定体制の整備 (略)</p> <p>(2) 実施体制の整備 府は、応急危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市町村は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備等、実施体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>2 被災宅地危険度判定体制の整備 (略)</p> <p>(2) 実施体制の整備 府は、被災宅地危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市町村は、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備等、実施体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 7 応急仮設住宅等の事前準備</b></p> <p>1 応急仮設住宅<b>建設候補地</b>の事前選定 府及び市町村は、あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。 また、災害時における被災者用の住居として利用可能な<b>公共住宅や民間</b>住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。</p> <p>2 応急仮設住宅の調達体制等の確立 府は、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。 また、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。</p> <p><b>第 8 斜面判定制度の活用</b> (略)</p> <p><b>第 9 罹災証明書の発行体制の整備</b></p>	<p>委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。</p> <p>また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。</p> <p><b>第 6 広域避難体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第 7 危険度判定体制の整備</b> (略)</p> <p>1 被災建築物応急危険度判定体制の整備 (略)</p> <p>(2) 実施体制の整備 府は、<b>被災建築物</b>応急危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市町村は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備等、実施体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>2 被災宅地危険度判定体制の整備 (略)</p> <p>(2) 実施体制の整備 府は、被災宅地危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市町村は、<b>判定主体として、資器材の整備</b>、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備等、実施体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 8 応急仮設住宅等の事前準備</b></p> <p>1 応急仮設住宅の事前選定 府及び市町村は、あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。 また、災害時における被災者用の住居として利用可能な住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。</p> <p>2 応急仮設住宅の調達体制等の確立 府は、応急仮設住宅の建設・<b>借上げ</b>及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。 また、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。</p> <p><b>第 9 斜面判定制度の活用</b> (略)</p> <p><b>第 10 罹災証明書の発行体制の整備</b></p>



府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案																																								
<p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</p> <p>府は、市町村における罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市町村に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</p> <p><b>第 7 節 緊急物資確保体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 食料・生活必需品の確保</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。</p> <p><b>1 府、市町村</b></p> <p>(1) 重要物資の備蓄</p> <p>府と市町村は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など 11 品目を重要物資と位置づけ、府と市町村で 1 : 1 を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。必要量は、直下型地震（1 日分）と南海トラフ巨大地震（3 日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。</p> <table border="1" data-bbox="201 1283 1368 1936"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>算出式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>避難所避難者数×3食×1.2（注）。 （注）1.2 は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。</td> </tr> <tr> <td>高齢者用食</td> <td>上記で算出した数量のうち、5%（80 歳以上人口比率）を高齢者食とする。</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>避難所避難者数×必要枚数 2 枚/人。</td> </tr> <tr> <td>育児用調整粉乳</td> <td>避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人工授乳率）×130 g /人/日。</td> </tr> <tr> <td>哺乳瓶</td> <td>避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1 本（注）/人。 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は 5 回/人/日とする。 ※市町村は、必要数分（100%）、府は予備分とする。</td> </tr> <tr> <td>乳児・小児用おむつ</td> <td>避難所避難者数×2.5%（0～2 歳人口比率）×8 枚/人/日。</td> </tr> <tr> <td>大人用おむつ</td> <td>避難所避難者数×必要者割合 0.005×8 枚/人/日。</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者 100 人に 1 基、市町村は BOX 型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。</td> </tr> <tr> <td>生理用品</td> <td>避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口</td> </tr> </tbody> </table>	品目	算出式	食料	避難所避難者数×3食×1.2（注）。 （注）1.2 は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。	高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%（80 歳以上人口比率）を高齢者食とする。	毛布	避難所避難者数×必要枚数 2 枚/人。	育児用調整粉乳	避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人工授乳率）×130 g /人/日。	哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1 本（注）/人。 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は 5 回/人/日とする。 ※市町村は、必要数分（100%）、府は予備分とする。	乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2 歳人口比率）×8 枚/人/日。	大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合 0.005×8 枚/人/日。	簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者 100 人に 1 基、市町村は BOX 型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。	生理用品	避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口	<p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、<b>住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成</b>等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</p> <p>府は、市町村における罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市町村に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</p> <p><b>第 7 節 緊急物資確保体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 食料・生活必需品の確保</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。</p> <p><b>1 府、市町村</b></p> <p>(1) 重要物資の備蓄</p> <p>府と市町村は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など 11 品目を重要物資と位置づけ、府と市町村で 1 : 1 を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。必要量は、直下型地震（1 日分）と南海トラフ巨大地震（3 日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。</p> <table border="1" data-bbox="1587 1283 2754 1936"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>算出式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>避難所避難者数×3食×1.2（注）。 （注）1.2 は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。</td> </tr> <tr> <td>高齢者用食</td> <td>上記で算出した数量のうち、5%（80 歳以上人口比率）を高齢者食とする。</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>避難所避難者数×必要枚数 2 枚/人。</td> </tr> <tr> <td>育児用調整粉乳</td> <td>避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人工授乳率）×130 g /人/日。</td> </tr> <tr> <td>哺乳瓶</td> <td>避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1 本（注）/人。 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は 5 回/人/日とする。 ※市町村は、必要数分（100%）、府は予備分とする。</td> </tr> <tr> <td>乳児・小児用おむつ</td> <td>避難所避難者数×2.5%（0～2 歳人口比率）×8 枚/人/日。</td> </tr> <tr> <td>大人用おむつ</td> <td>避難所避難者数×必要者割合 0.005×8 枚/人/日。</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者 100 人に 1 基、市町村は BOX 型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。</td> </tr> <tr> <td>生理用品</td> <td>避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口</td> </tr> </tbody> </table>	品目	算出式	食料	避難所避難者数×3食×1.2（注）。 （注）1.2 は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。	高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%（80 歳以上人口比率）を高齢者食とする。	毛布	避難所避難者数×必要枚数 2 枚/人。	育児用調整粉乳	避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人工授乳率）×130 g /人/日。	哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1 本（注）/人。 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は 5 回/人/日とする。 ※市町村は、必要数分（100%）、府は予備分とする。	乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2 歳人口比率）×8 枚/人/日。	大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合 0.005×8 枚/人/日。	簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者 100 人に 1 基、市町村は BOX 型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。	生理用品	避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口
品目	算出式																																								
食料	避難所避難者数×3食×1.2（注）。 （注）1.2 は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。																																								
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%（80 歳以上人口比率）を高齢者食とする。																																								
毛布	避難所避難者数×必要枚数 2 枚/人。																																								
育児用調整粉乳	避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人工授乳率）×130 g /人/日。																																								
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1 本（注）/人。 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は 5 回/人/日とする。 ※市町村は、必要数分（100%）、府は予備分とする。																																								
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2 歳人口比率）×8 枚/人/日。																																								
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合 0.005×8 枚/人/日。																																								
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者 100 人に 1 基、市町村は BOX 型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。																																								
生理用品	避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口																																								
品目	算出式																																								
食料	避難所避難者数×3食×1.2（注）。 （注）1.2 は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。																																								
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%（80 歳以上人口比率）を高齢者食とする。																																								
毛布	避難所避難者数×必要枚数 2 枚/人。																																								
育児用調整粉乳	避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人工授乳率）×130 g /人/日。																																								
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1 本（注）/人。 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は 5 回/人/日とする。 ※市町村は、必要数分（100%）、府は予備分とする。																																								
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2 歳人口比率）×8 枚/人/日。																																								
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合 0.005×8 枚/人/日。																																								
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者 100 人に 1 基、市町村は BOX 型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。																																								
生理用品	避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口																																								

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）		修正案	
	比率) × 5/32 (月経周期) × 5 枚/人/日。		比率) × 5/32 (月経周期) × 5 枚/人/日。
トイレットペーパー	避難所避難者数 × 7.5m/人/日。	トイレットペーパー	避難所避難者数 × 7.5m/人/日。
マスク	避難所避難者数 × 1.8%。	マスク	避難所避難者数 × 1.8%。
※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋		※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋	
<p>(略)</p> <p>(3) 備蓄・供給体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>ア 府</p> <p>(ア) 広域防災拠点を中心に府民センタービル等と連携した備蓄</p> <p>(イ) 備蓄物資の点検及び更新</p> <p>(ウ) 定期的な流通在庫量、他府県等の備蓄状況の調査</p> <p>(エ) 民間事業者との協定内容に基づく物資の確保、備蓄倉庫等での管理・仕分け、物流施設の活用</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 市町村</p> <p>(ア) できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保</p> <p>(イ) 備蓄物資の点検及び更新</p> <p>(ウ) 定期的な流通在庫量の調査の実施</p> <p>(エ) 供給体制の整備 (共同備蓄や相互融通含む。)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 8 節 ライフライン確保体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 電力 (関西電力株式会社)</b></p> <p>災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。</p> <p><b>1 応急復旧体制の強化</b></p> <p>(1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 6 住民への広報</b></p> <p>ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。</p> <p>1 府、市町村及び大阪広域水道企業団は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。</p> <p>2 関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。</p> <p>3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。</p>		<p>(略)</p> <p>(3) 備蓄・供給体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>ア 府</p> <p>(ア) 広域防災拠点を中心に府民センタービル等と連携した備蓄</p> <p>(イ) 備蓄物資の点検及び更新</p> <p>(ウ) 定期的な流通在庫量、他府県等の備蓄状況の調査</p> <p>(エ) 民間事業者との協定内容に基づく物資の確保、備蓄倉庫等での管理・仕分け、物流施設の活用</p> <p><u>(オ) 広域防災拠点等から市町村物資拠点への物資輸送体制の整備</u></p> <p>イ 市町村</p> <p>(ア) できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保</p> <p>(イ) 備蓄物資の点検及び更新</p> <p>(ウ) 定期的な流通在庫量の調査の実施</p> <p>(エ) 供給体制の整備 (共同備蓄や相互融通含む。)</p> <p><u>(オ) 市町村物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 8 節 ライフライン確保体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 電力 (関西電力株式会社)</b></p> <p>災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。</p> <p><b>1 応急復旧体制の強化</b></p> <p>(1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・<u>強化</u>に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 6 住民への広報</b></p> <p>ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。</p> <p>1 府、市町村及び大阪広域水道企業団は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。</p> <p>2 関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、<u>飛散物による停電の拡大や</u>、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。</p> <p>3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。</p>	

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p><b>第 9 節 交通確保体制の整備</b></p> <p>鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。</p> <p>府は、鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者との日頃からの連携に努め、同事業者の体制の整備を促進する。</p> <p><b>第 1 鉄軌道施設</b>（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、<b>大阪市交通局</b>、能勢電鉄株式会社）</p> <p>鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。</p> <p>（略）</p> <p><b>第 4 空港施設</b>（大阪航空局、新関西国際空港株式会社）</p> <p>空港管理者は、滑走路等空港施設の応急復旧及び航空機事故に伴う消火活動のための体制を整備する。また、災害発生後直ちに空港施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、応急点検体制の整備に努める。</p> <p>（略）</p> <p><b>第 10 節 避難行動要支援者支援体制の整備</b></p> <p>防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導等、様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。</p> <p><b>第 1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備</b></p> <p>（略）</p> <p><b>2 市町村</b></p> <p>府が示した上記指針に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。</p> <p>また、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、全体計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市町村の条例の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情</p>	<p><b>第 9 節 交通確保体制の整備</b></p> <p>鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。</p> <p>府は、鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者との日頃からの連携に努め、同事業者の体制の整備を促進する。</p> <p><b>第 1 鉄軌道施設</b>（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、<b>大阪市高速電気軌道株式会社</b>、能勢電鉄株式会社）</p> <p>鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。</p> <p>（略）</p> <p><b>第 4 空港施設</b>（大阪航空局、新関西国際空港株式会社、<b>関西エアポート株式会社</b>）</p> <p>空港管理者（<b>運営権者を含む。</b>）は、滑走路等空港施設の応急復旧及び航空機事故に伴う消火活動のための体制を整備する。また、災害発生後直ちに空港施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、応急点検体制の整備に努める。</p> <p>（略）</p> <p><b>第 10 節 避難行動要支援者支援体制の整備</b></p> <p>防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導等、様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。</p> <p><b>第 1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備</b></p> <p>（略）</p> <p><b>2 市町村</b></p> <p><b>(1) 「避難行動要支援者支援プラン」の作成</b></p> <p>府が示した上記指針に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。</p> <p><b>ア 全体計画の策定</b></p> <p>市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、全体計画を定める。</p> <p><b>イ 避難行動要支援者名簿の作成</b></p> <p><b>(ア)</b> 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p><b>(イ)</b> 名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。</p> <p><b>(ウ)</b> 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>なお、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村等が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。</p> <p>(1) 避難行動要支援者の情報把握 福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、自治会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。</p> <p>(2) 支援体制の整備 事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援等を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。</p> <p>(3) 福祉避難所における体制整備 府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケア等、相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。</p> <p>(4) 福祉サービスの継続と関係機関の連携 福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。 他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。</p> <p>(5) 訓練の実施 避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第4 外国人に対する支援体制整備</p> <p>府及び市町村は、府内在住の外国人と来阪外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団（OFIX）や各市町村の地域国際化協会と連携し、府内在住の外国人に対しては防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等に努める。一方、来阪外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのポータルサイトを通じて発信する等、外国人に配慮した支援に努める。また、府は避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援をできるよう、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの育成に努める。</p>	<p>(エ) 避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市町村の条例の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。</p> <p>(オ) 名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>ウ 個別計画の策定 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村等が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。</p> <p>(2) 避難行動要支援者の情報把握 福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、自治会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。</p> <p>(3) 支援体制の整備 事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援等を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、<u>ボランティア団体</u>等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。</p> <p>(4) 福祉避難所における体制整備 府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケア等、相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。</p> <p>(5) 福祉サービスの継続と関係機関の連携 福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。 他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。</p> <p>(6) 訓練の実施 避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第4 外国人に対する支援体制整備</p> <p>1 関係機関との連携 府は、<u>外務省をはじめとする国の関係機関や市町村、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。</u> <u>また、災害時に府内在住の外国人等に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団（OFIX）と共同で「災害時多言語支援センター」を設置する。</u></p> <p>2 情報発信等による支援 (1) 府内在住の外国人に対する支援 ア 府及び市町村は、<u>防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。</u></p>

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p><b>第 1 1 節 帰宅困難者支援体制の整備</b></p> <p>府域の都市部では常住人口（夜間人口）に比べ、昼間時には通勤者・通学者等、周辺からの多数の流入人口が存在しており、大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。</p> <p>帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動等、応急対策活動が妨げられるおそれもある。</p> <p>このため、府は、市町村や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行う。</p> <p>市町村は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、<u>関西広域連合は、構成団体等と連携して、</u>帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、<u>受入れ先の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等、徒歩帰宅支援を行う。</u></p> <p>また、国、府、市町村、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。</p> <p>なお、具体的な対策については、国、府、市町村、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。</p> <p><b>第 1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動</b></p> <p>災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府は、市町村や関西広域連合と連携して、企業等に対して次の<u>ことについて普及啓発</u>を行う。</p> <p>(1) むやみに移動を開始することは避ける。 <u>(新設)</u> (2) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。</p>	<p><u>イ 府及び市町村は、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。</u></p> <p><u>(2) 来阪外国人旅行者に対する支援</u></p> <p><u>ア 府及び市町村は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手等の情報の周知に努める。</u></p> <p><u>イ 府及び市町村は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトや SNS 等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。</u></p> <p><u>ウ 府及び市町村は、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。</u></p> <p><b>3 避難所における支援</b></p> <p><u>府は、避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援を行えるよう、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。</u></p> <p><u>また、市町村は、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。</u></p> <p><b>第 1 1 節 帰宅困難者支援体制の整備</b></p> <p>府域の都市部では常住人口（夜間人口）に比べ、昼間時には通勤者・通学者<u>や訪日外国人を含めた観光客</u>等、周辺からの多数の流入人口が存在しており、大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。</p> <p>帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動等、応急対策活動が妨げられるおそれもある。</p> <p>このため、府は、市町村や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行う<u>とともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、関西広域連合と協定を締結しているコンビニエンスストア等の事業者の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等、徒歩帰宅支援を行う。</u></p> <p>市町村は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、<u>必要に応じて、一時滞在施設の受入れ先の確保を図る。</u></p> <p>また、国、府、市町村、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。</p> <p>なお、具体的な対策については、国、府、市町村、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。</p> <p><b>第 1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動</b></p> <p>災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府は、市町村や関西広域連合、<u>経済団体</u>と連携して、企業等に対して次の<u>ような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけ</u>を行う。</p> <p>(1) むやみに移動を開始することは避ける。 (2) <u>発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動。</u> (3) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。</p>

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>(3) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。                      (4) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。                      (5) これらを確認するための訓練の実施。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 節 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発</b></p> <p>府は関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、府民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 章 地域防災力の向上</b></p> <p><b>第 1 節 防災意識の高揚</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 節 防災教育</b></p> <p><b>1 学校における防災教育</b></p> <p>防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 教職員の研修  <u>教育庁、教育委員会</u>は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。</p> <p>(4) 学校における防災教育の手引き                      「学校における防災教育の手引き」等を通じて防災教育を充実する。</p> <p>(5) 校内防災体制の確立                      学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 節 ボランティアの活動環境の整備</b></p>	<p>(4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。                      (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。                      (6) これらを確認するための訓練の実施。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 節 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発</b></p> <p>府は、<u>関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、府民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。</u>  <u>また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 章 地域防災力の向上</b></p> <p><b>第 1 節 防災意識の高揚</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 節 防災教育</b></p> <p><b>1 学校における防災教育</b></p> <p>防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。  <u>また、府及び市町村は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 教職員の研修  <u>府及び市町村</u>は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。</p> <p>(4) 学校における防災教育の手引き                      「学校における防災教育の手引き」等を通じて防災教育を充実する。</p> <p>(5) 校内防災体制の確立                      学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、<u>登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。</u></p> <p>(6) <u>災害時の備蓄品</u>  <u>学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 節 ボランティアの活動環境の整備</b></p>

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、府及び市町村は地域のボランティア活動の支援を行う。</p> <p>さらに、府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。</p> <p>(略)</p> <h3>第4節 企業防災の促進</h3> <p>事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。</p> <p>また、東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）*の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p>また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。</p> <p>さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。</p> <p>府及び市町村は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。</p>	<p>ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、府及び市町村は地域のボランティア活動の支援を行う。</p> <p>さらに、府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、<u>ボランティア団体、NPO及び</u>その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、<u>中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り</u>、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。</p> <p>(略)</p> <h3>第4節 企業防災の促進</h3> <p>事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。</u></p> <p><u>また、府及び市町村は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。</u></p> <h4>1 事業者</h4> <h5>(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用</h5> <p>被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。</p> <h5>(2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施</h5> <p>東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、<u>次に示すような</u>事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて企業防災の推進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 防災体制の整備</li> <li>イ 従業員の安否確認体制の整備</li> <li>ウ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備</li> <li>エ 防災訓練</li> <li>オ 事業所の耐震化・耐浪化</li> <li>カ <u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</u></li> <li>キ 予想被害からの復旧計画の策定</li> <li>ク 各計画の点検・見直し</li> <li>ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応</li> <li>コ 取引先とのサプライチェーンの確保</li> </ul> <h5>(3) その他</h5> <p>ア 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策</p>

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>(略)</p> <p><b>第 3 章 災害予防対策の推進</b></p> <p><b>第 1 節 都市防災機能の強化</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 密集市街地の整備促進</b></p> <p>府及び区域の所在市町は、関係機関等と連携し、防災性の向上を図るべき密集市街地として位置付けた「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」等において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等に基づき、建物の不燃化・耐震化の促進や公共施設の整備等を図る。</p> <p>さらに、「地震時等に著しく危険な密集市街地」（府内 7 市 11 地区 <u>2,248ha</u>）について、平成 26 年 3 月に策定した「大阪府密集市街地整備方針」等を踏まえ、<u>以下の方向性を基本に地域の特性に応じて検討し、適切な進捗管理のもと、燃えにくいまち、避難できるまちの形成を積極的に進める。あわせて災害に強い都市構造の形成に向けて、地区内の延焼遮断帯や地域拠点等の整備促進を図る。</u></p> <p><b>1 地区公共施設（道路・公園等）の重点的整備</b>  <u>(1) 必要性の高い施設に絞り込み、重点的に事業実施</u></p> <p><b>2 老朽住宅の除却促進の強化</b>  <u>(1) 除却に特化した活用しやすい補助制度の導入</u>  <u>(2) 住宅税制を活用した除却促進</u></p> <p><b>3 防火規制の強化</b>  <u>(1) 準防火地域の拡大に加え、小規模建物を不燃化する地区計画等を導入</u></p> <p><b>4 耐震改修促進の強化</b>  <u>(1) 密集市街地における地域への働きかけ強化、負担の少ない改修の促進</u></p> <p><b>5 延焼遮断帯の整備</b></p>	<p>の実施に協力するよう努める。</p> <p><b>イ 事業者は</b>、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。</p> <p><b>ウ</b> 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。</p> <p><b>2 府及び市町村</b></p> <p>府及び市町村は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 章 災害予防対策の推進</b></p> <p><b>第 1 節 都市防災機能の強化</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 密集市街地の整備促進</b></p> <p>府及び区域の所在市町は、関係機関等と連携し、防災性の向上を図るべき密集市街地として位置付けた「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」等において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等に基づき、建物の不燃化・耐震化の促進や公共施設の整備等を図る。</p> <p>さらに、「地震時等に著しく危険な密集市街地」（府内 7 市 11 地区 <u>1,980ha※平成 30 年 3 月国公表</u>）について、平成 26 年 3 月に策定した「大阪府密集市街地整備方針（平成 30 年 3 月改定）」等を踏まえ、<u>防災性の向上に重点を置きながら、地域の魅力を向上させる等、以下の取組みを進める。これらの取組みにより、新たな住民を呼び込み、まちが活性化するという流れを生み出し、住民や民間による土地活用や自主防災等の取組みが進み、地域の防災性の向上にもつながるといった好循環をめざす。</u></p> <p><b>1 まちの不燃化</b>  <u>(1) 老朽建築物の除却促進の強化</u>  <u>(2) 地区公共施設（道路・公園）の重点的整備</u>  <u>(3) 2 階建て住宅等の防火規制の強化</u>  <u>(4) 除却跡地を活用した公園・緑地の確保</u></p> <p><b>2 延焼遮断帯の整備</b>  <u>(1) 密集市街地内の広幅員道路等の整備の早期化</u>  <u>(2) 不燃効果を高めるための街路樹の整備</u>  <u>(3) 無電柱化の推進</u></p> <p><b>3 地域防災力の向上</b>  <u>(1) 地域住民等への防災啓発の強化・地域の防災まちづくり活動への支援</u>  <u>(2) 消防・大学と連携した防災力向上等の取組み</u></p>



# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>(1) <u>延焼遮断帯の核となる広幅員の道路について密集市街地対策として整備を早期化、遮断効果の先行的な確保</u></p> <p><b>6 地域拠点等の整備</b>  <u>(1) 地域のポテンシャルを活かした防災拠点の整備や大規模道路沿道の土地利用転換等を誘導</u></p> <p><b>7 地域防災力の向上</b>  <u>(1) まちの危険度情報や対策等に関する地域住民等への周知を徹底し、地域の防災意識の向上を図り、自助・共助の防災活動や密集事業等への事業協力を促進</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 6 ライフライン・放送施設災害予防対策</b>          (略)</p> <p><b>7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）</b>          災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。          (1) 日本放送協会は、災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。          (2) 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。          ア 株式会社毎日放送（テレビジョン放送及びAMラジオ放送）          イ <del>朝日放送株式会社（テレビジョン放送及びAMラジオ放送）</del></p> <p><u>ウ 関西テレビ放送株式会社</u>  <u>エ 読売テレビ放送株式会社</u>  <u>オ テレビ大阪株式会社</u>  <u>カ 大阪放送株式会社（AMラジオ放送）</u>  <u>キ 株式会社エフエム大阪（FMラジオ放送）</u>  <u>ク 株式会社FM802（FMラジオ放送）</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保</b>          (略)</p> <p><b>3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理（府、市町村）</b>          (1) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（<u>避難所</u>ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 節 地震災害予防対策の推進</b>          (略)</p> <p><del>第 4 新・大阪府地震防災アクションプランの概要</del></p> <p><del>1 目標</del>  <del>(1) 減災目標</del>  <del>＜人的被害（死者数）＞</del></p>	<p>(3) <u>民間と連携した防災啓発の実施</u></p> <p><b>4 暮らしやすいまちづくり</b>  <u>(1) 民間企業との連携によるまちの再生</u>  <u>(2) 公共用地等の活用や道路整備を契機とした、将来的な視点に立った魅力あるまちづくり</u>  <u>(3) 公共用地等を活用したみどりの整備</u></p> <p><b>5 密集事業の見える化</b>  <u>各地区のまちの安全性・事業進捗の見える化（密集市街地まちの防災性マップ）</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 6 ライフライン・放送施設災害予防対策</b>          (略)</p> <p><b>7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）</b>          災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。          (1) 日本放送協会は、災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。          (2) 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。          ア 株式会社毎日放送（テレビジョン放送及びAMラジオ放送）          イ <u>朝日放送テレビ株式会社</u>  <u>ウ 朝日放送ラジオ株式会社（AMラジオ放送）</u>  <u>エ 関西テレビ放送株式会社</u>  <u>オ 読売テレビ放送株式会社</u>  <u>カ テレビ大阪株式会社</u>  <u>キ 大阪放送株式会社（AMラジオ放送）</u>  <u>ク 株式会社エフエム大阪（FMラジオ放送）</u>  <u>ク 株式会社FM802（FMラジオ放送）</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保</b>          (略)</p> <p><b>3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理（府、市町村）</b>          (1) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（<u>指定避難所</u>のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 節 地震災害予防対策の推進</b>          (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p><del>・集中取組期間（平成 27～29 年度）で『半減』</del>  <del>・取組期間（平成 27～36 年度）で『9 割減』をめざす。</del>  <del>←経済被害（被害額）→</del>  <del>・取組期間（平成 27～36 年度）で「5 割減」をめざす。</del></p> <p><del>2 施策の体系</del>  <del>（図省略）</del></p> <p>第 5 地震・津波観測体制の整備 （略）</p> <p>第 6 建築物の耐震対策等の促進</p> <p>府、市町村をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、<u>耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進し、耐震化率（府民みんなでめざそう値）を住宅については平成 37 年までに 95%、多数の者が利用する建築物については平成 32 年までに 95%の目標達成をめざす。</u></p> <p>また、<u>非構造部材</u>の脱落防止等の落下物対策、超高層ビルにおける長周期地震動対策、<del>液状化対策</del>等を適切に実施する。</p> <p>1 公共建築物</p> <p>(1) 府及び市町村等は、<u>公共建築物について、防災上の重要度に応じて順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。</u></p> <p>(2) 府及び市町村等は、<u>公共住宅について、計画的な建替事業や耐震改修を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。</u></p> <p>(3) <del>府及び市町村は、公立学校等について、速やかに耐震診断を実施するとともに、その結果を公表する。また、診断結果に応じ、耐震改修の計画的な実施に努める。</del></p> <p>(4) <del>府及び市町村等は、公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。</del></p> <p>(5) 府及び市町村は<u>非構造部材の天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また、超高層ビルにおける長周期地震動対策を講じるものとする。</u></p> <p>(6) <del>府及び市町村は、建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じるものとする。</del></p> <p>(7) <del>府及び市町村は、指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。</del></p> <p>2 民間建築物</p> <p>(1) 府及び市町村は、<u>住民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取り組みをできる限り支援する。</u></p> <p>府は、市町村と連携し、<u>地域の防災訓練等あらゆる機会を捉え、</u>きめ細かな地域密着型の「草の根」啓発活動を行うとともに、自治会等、登録事業者、行政が一体となって、<del>「ま</del></p>	<p>第 4 地震・津波観測体制の整備 （略）</p> <p>第 5 <u>住宅・建築物の耐震対策等の促進</u></p> <p>府、市町村をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、<u>地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。</u></p> <p>また、<u>天井等の 2 次構造部材</u>の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策等を適切に実施する。</p> <p><u>市町村は、「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪」を踏まえ、市町村耐震改修促進計画の見直しを行い、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。</u></p> <p>1 公共建築物</p> <p>(1) 府は、<u>府有建築物について、「新・府有建築物耐震化実施方針」に基づき、耐震化に積極的に取り組む。</u></p> <p>(2) 市町村等は、<u>市町村有建築物について、各々が定める計画に基づき、耐震化の計画的な実施に努める。</u></p> <p>(3) 府及び市町村は、<u>ブロック塀等の安全対策、天井等の 2 次構造部材の脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等を図るものとする。また、超高層建築物等における長周期地震動対策を講じるものとする。</u></p> <p>2 民間建築物</p> <p>(1) 府及び市町村は、<u>住宅・建築物所有者の自主的な耐震化の取り組みをできる限り支援する。</u></p> <p>府は、市町村と連携し、きめ細かな地域密着型の啓発活動を行うとともに、自治会等、登録事業者、行政が一体となって、民間連携等の施策を展開し、普及啓発を行う。</p> <p>また、所有者の負担軽減のため、耐震診断・設計・改修補助を実施するとともに、安心</p>

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p><del>ち」単位での耐震化に取り組む「まちなまるごと耐震化支援事業」等、民間連携等の施策を展開し、普及啓発を行う。</del>  また、所有者の負担軽減のため、<del>特に耐震化率の低い木造住宅を対象に</del>耐震診断・設計・改修補助を実施するとともに、相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供等、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。</p> <p>(2) 所管行政庁（建築主事を置く市町村においてはその長、その他の市町村においては知事）は、病院、<del>店舗、ホテル</del>等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち<del>大規模なもの等</del>、耐震診断が<del>義務付けられている建築物</del>の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、<del>耐震化の促進を図る。また、特定既存耐震不適合建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。</del></p> <p>(3) 府及び市町村は、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、所管行政庁は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。</p> <p><del>(4) 府は、私立学校に対し、計画的な耐震化の取り組みの促進を働きかける。</del>  <del>(5) 府及び市町村は、ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。</del>  <del>(6) 施設管理者は、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また、超高層ビルにおける長周期地震動対策を講じるよう努めるものとする。</del>  <del>(7) 府は、府民への液状化のおそれのある箇所の開示や対策工事の手法等の情報提供、建築関係団体との協力による相談窓口の設置等、効果的な普及・啓発を実施する。</del></p> <p>第7 土木建造物の耐震対策等の推進  (略)</p> <p>第8 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備  (略)</p> <p>第3節 津波災害予防対策の推進  (略)</p> <p>第5 津波から「逃げる」ための総合的な対策  (略)</p> <p>1 津波に対する知識の普及・啓発  (1) 津波に対する基本的事項  (略)</p> <p>ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、震災直後に発表される津波警報等の精度には、一定の限界があること、<del>避難場所の孤立や避難場所自体の被災</del>もありうること等、津波に関する想定・予測の不確実性があること</p> <p>(略)</p>	<p>して耐震化できる情報提供等、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。</p> <p>(2) 所管行政庁（建築主事を置く市町村においてはその長、その他の市町村においては知事）は、病院等の多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち、耐震診断が<del>義務付けられた大規模建築物</del>の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、<del>耐震化を促進する。</del></p> <p>(3) 府及び市町村は、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、所管行政庁は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。</p> <p>第6 土木建造物の耐震対策等の推進  (略)</p> <p>第7 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備  (略)</p> <p>第3節 津波災害予防対策の推進  (略)</p> <p>第5 津波から「逃げる」ための総合的な対策  (略)</p> <p>1 津波に対する知識の普及・啓発  (1) 津波に対する基本的事項  (略)</p> <p>ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、震災直後に発表される津波警報等の精度には、一定の限界があること、<del>指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災</del>もありうること等、津波に関する想定・予測の不確実性があること</p> <p>(略)</p>

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p><b>第 4 節 水害予防対策の推進</b>                      (略)                      第 4 水害減災対策                      (略)</p> <p>1 洪水予報及び水防警報等                      (1) 洪水予報                      ア 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、<u>気象庁</u>と共同して洪水予報を行い、府知事及び市町村長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。                      (略)  <u>(新設)</u></p> <p>(6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保                      (略)                      イ 上記アにより市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。                      ① 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を市町村長に報告する。                      ② 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成するほか、<u>当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努める</u>。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。                      ③ 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。また、</p>	<p><b>第 4 節 水害予防対策の推進</b>                      (略)                      第 4 水害減災対策                      (略)</p> <p>1 洪水予報及び水防警報等                      (1) 洪水予報                      ア 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、<u>大阪管区気象台</u>と共同して洪水予報を行い、府知事及び市町村長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。                      (略)  <u>(6) 浸水被害軽減地区の指定</u>  <u>水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。</u></p> <p>(7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保                      (略)                      イ 上記アにより市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。  <u>(ア) 浸水想定区域内に位置し、</u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を市町村長に報告する。  <u>(イ) 浸水想定区域内に位置し、</u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、<u>水防法に基づき設置した</u>自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。  <u>(ウ) 浸水想定区域内に位置し、</u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長</p>

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。</p> <p>ウ 府及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 洪水リスクの開示</b></p> <p>(1) 洪水リスクの開示</p> <p>府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 洪水リスクの周知及び利用</p> <p>府及び市町村は、公表された洪水リスクを住民に周知させるため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努めるとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。</p> <p>(略)</p> <p><b>5 水防と河川管理等の連携</b></p> <p>府は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者等の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。</p> <p>ウ 府及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 洪水リスクの開示</b></p> <p>(1) 洪水リスクの開示</p> <p><u>ア 府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。</u></p> <p><u>イ 市町村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。</u></p> <p>(2) 洪水リスクの周知及び利用</p> <p>府及び市町村は、公表された洪水リスクをわかりやすく住民に周知するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。</p> <p><u>市町村は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>5 水防と河川管理等の連携</b></p> <p><u>(1) 府は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者等の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。</u></p> <p><u>(2) 府及び市町村は、国や府が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」、「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「猪名川・藻川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。</u></p> <p><u>(3) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。</u></p>
<p><b>第 5 節 土砂災害予防対策の推進</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 1 土砂災害警戒区域等における防災対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>5 警戒避難体制等</b></p> <p>(略)</p> <p>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</p> <p>府及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。</p>	<p><b>第 5 節 土砂災害予防対策の推進</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 1 土砂災害警戒区域等における防災対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>5 警戒避難体制等</b></p> <p>(略)</p> <p><u>土砂災害警戒区域内に位置し、</u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</p> <p>府及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>(略)</p> <p><b>第 2 土石流対策（砂防）</b></p> <p>1 土石流等、土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」（砂防法第 2 条）を指定する。</p> <p>2 府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。 <u>(新設)</u></p> <p><b>3</b> 府及び市町村は、「土石流危険渓流及び危険区域」の把握・周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 5 土砂災害警戒情報の作成・発表</b></p> <p>大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市町村長が防災活動や住民への避難勧告等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。</p> <p><del>また、土砂災害警戒情報の事前情報として土砂災害警戒準備情報*を大阪府独自で発表する。</del> <del>※土砂災害警戒準備情報は、平成 30 年 2 月に廃止予定</del></p> <p><b>第 6 山地災害対策</b></p> <p>1 農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するために必要があるときは、森林を「保安林」（森林法第 25 条）として指定する。</p> <p>2 府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。 <u>(新設)</u></p> <p><b>3</b> 府及び市町村は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布するなど、周知に努める。</p> <p><b>第 7 宅地防災対策</b></p> <p>(略)</p> <p>4 府及び指定都市、中核市、特例市、権限移譲市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップの作成・公表するよう努めるとともに、<del>滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、</del>宅地の耐震化を実施するよう努める。また、滑動崩落のおそれ大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。</p>	<p>(略)</p> <p><b>第 2 土石流対策（砂防）</b></p> <p>1 土石流等、土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」（砂防法第 2 条）を指定する。</p> <p>2 府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。</p> <p>3 <u>特に、土砂・流木による被害の危険性が高い渓流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。</u></p> <p><b>4</b> 府及び市町村は、「土石流危険渓流及び危険区域」の把握・周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 5 土砂災害警戒情報の作成・発表</b></p> <p>大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市町村長が防災活動や住民への避難勧告等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。</p> <p><b>第 6 山地災害対策</b></p> <p>1 農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するために必要があるときは、森林を「保安林」（森林法第 25 条）として指定する。</p> <p>2 府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。</p> <p>3 <u>特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木となる危険性の高い溪流沿いの立木の伐採、林外搬出などの対策を推進する。</u></p> <p><b>4</b> 府及び市町村は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布するなど、周知に努める。</p> <p><b>第 7 宅地防災対策</b></p> <p>(略)</p> <p>4 府及び指定都市、中核市、特例市、権限移譲市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを<b>作成し、</b>公表するとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案																
<p>〔災害応急対策〕  <b>第 1 章 活動体制の確立</b>  <b>第 1 節 組織動員</b>                      (略)  <b>第 1 府の組織体制</b>                      (略)  <b>7 震災応急対策連絡会議の設置</b>                      府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策連絡会議を設置する。                      なお、必要に応じて構成員を追加する。                      (1) 組織及び運営                      ア 組織構成                      大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第 3 師団第 3 部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力株式会社総務室防災グループ、大阪ガス株式会社<b>総務部</b>、西日本電信電話株式会社大阪支店災害対策室、大阪広域水道企業団事業管理部計画課                      イ 運営                      会議の主催者は大阪府危機管理室長の職にある者をもってあてる。                      (2) 業務                      ア 被害情報及び災害応急対策に関する情報交換                      イ 相互協力及び応援要請の調整                      ウ その他相互協力に関し必要な事項</p> <p><b>第 2 府の動員配備体制</b></p> <p>災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合は、<del>災害の規模に応じ、</del>次の配備区分による動員<b>配備</b>体制をとる。<u>(組織の設置基準等は、第 1 節「第 1 府の組織体制」参照。)</u></p> <p><b>1 非常 1 号配備</b>                      (1) 配備時期                      ア 府域において震度 4 を観測したとき（自動配備）  <del>イ 災害発生のおそれがある気象予警報等により、通信情報活動の必要があるとき</del></p> <p>(2) 配備体制  <u>通信情報活動を実施する体制</u></p> <p><del>2 非常 2 号配備</del>                      (1) 配備時期  <del>ア 防災・危機管理指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき</del>                      イ 府域において震度 5 弱又は震度 5 強を観測したとき（自動配備）</p> <p>(2) 配備体制  <u>災害応急対策を実施する体制</u></p> <p><del>3 非常 3 号配備</del></p>	<p>〔災害応急対策〕  <b>第 1 章 活動体制の確立</b>  <b>第 1 節 組織動員</b>                      (略)  <b>第 1 府の組織体制</b>                      (略)  <b>7 震災応急対策連絡会議の設置</b>                      府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策連絡会議を設置する。                      なお、必要に応じて構成員を追加する。                      (1) 組織及び運営                      ア 組織構成                      大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第 3 師団第 3 部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力株式会社総務室防災グループ、大阪ガス株式会社<b>中央保安指令部</b>、西日本電信電話株式会社大阪支店災害対策室、大阪広域水道企業団事業管理部計画課                      イ 運営                      会議の主催者は大阪府危機管理室長の職にある者をもってあてる。                      (2) 業務                      ア 被害情報及び災害応急対策に関する情報交換                      イ 相互協力及び応援要請の調整                      ウ その他相互協力に関し必要な事項</p> <p><b>第 2 府の動員体制</b></p> <p><b>1 動員体制</b>                      災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合は、次の配備区分による動員体制をとる。</p> <p>(1) 配備体制                      災害応急活動の段階に応じて、次の配備体制をとる。</p> <table border="1" data-bbox="1748 1459 2721 1610"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常 1 号配備</td> <td>災害対応（主に情報収集・連絡）を行うために必要な体制</td> </tr> <tr> <td>非常 2 号配備</td> <td>災害対応（災害応急対策）を行うために必要な体制</td> </tr> <tr> <td>非常 3 号配備</td> <td>緊急的に災害対応を行う体制（休日・夜間の全員参集）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 配備基準  <u>ア 地震が発生した場合は、次の配備体制をとる。</u></p> <table border="1" data-bbox="1748 1715 2297 1869"> <thead> <tr> <th>府域における震度</th> <th>配備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度 4</td> <td>非常 1 号配備</td> </tr> <tr> <td>震度 5 弱又は 5 強</td> <td>非常 2 号配備</td> </tr> <tr> <td>震度 6 弱以上</td> <td>非常 3 号配備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地震の場合は自動配備とする。  <del>イ 風水害等その他の災害・事故が発生した場合は、災害応急対策業務を踏まえ、必要な</del></p>	配備区分	配備体制	非常 1 号配備	災害対応（主に情報収集・連絡）を行うために必要な体制	非常 2 号配備	災害対応（災害応急対策）を行うために必要な体制	非常 3 号配備	緊急的に災害対応を行う体制（休日・夜間の全員参集）	府域における震度	配備区分	震度 4	非常 1 号配備	震度 5 弱又は 5 強	非常 2 号配備	震度 6 弱以上	非常 3 号配備
配備区分	配備体制																
非常 1 号配備	災害対応（主に情報収集・連絡）を行うために必要な体制																
非常 2 号配備	災害対応（災害応急対策）を行うために必要な体制																
非常 3 号配備	緊急的に災害対応を行う体制（休日・夜間の全員参集）																
府域における震度	配備区分																
震度 4	非常 1 号配備																
震度 5 弱又は 5 強	非常 2 号配備																
震度 6 弱以上	非常 3 号配備																

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>(1) 配備時期  <del>ア 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき</del>                      イ 府域において震度 6 弱以上を観測したとき（自動配備）  <del>ウ 府域に特別警報が発表されたとき</del>  <del>エ その他必要により知事が当該配備を指令するとき</del>  <del>なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする。</del></p> <p>(2) 配備体制  <u>府の全力をあげて災害応急対策等を実施する</u>体制</p> <p>(略)</p> <p><b>4 大阪府水防本部の配備体制（大阪府水防計画 参照）</b></p> <p>(略)</p> <p><u>（災害予防対策 第 1 章 第 1 節 総合的防災体制の整備から移動）</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 4 関西広域連合の組織動員配備体制</b></p> <p>災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、必要な体制・配備を行う。                      また、被害が甚大で関西広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、関西広域連合災害対策本部（兵庫県）、現地支援本部（府庁等）を設置する。</p> <p>[参考：情報収集体制の基準]</p> <p>① 圏域（構成府県及び連携県の区域。以下同じ。）内で震度 5 強以上の揺れが観測された場合                      ② 圏域内で<u>津波警報（大津波）</u>が発表された場合                      ③ 圏域内の府県で災害対策本部が設置された場合                      ④ その他圏域内で甚大な被害が推測される場合</p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 節 自衛隊の災害派遣</b></p> <p>知事は、<u>自衛隊と</u>災害又は事故の規模や被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、住民の人命又は財産を<u>保護する</u>ため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。</p> <p><b>第 1 知事の派遣要請</b></p> <p>1 知事は、市町村長を<u>はじめ防災関係機関の長</u>から派遣要請の要求があり、必要と認めた場合、又は市町村の通信途絶の状況から判断し、派遣の必要を認めた場合には、陸上自衛隊第<u>三</u>師団長に対し、<u>自衛隊の</u>災害派遣を要請する。要請は、原則として文書により行うが、文書によるいとまのないときは、電話又は口頭により行い、事後、速やかに文書を提出する。</p>	<p><u>配備体制をとる。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>2 大阪府水防本部の配備体制（大阪府水防計画 参照）</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 職員の自動参集</b></p> <p><u>(1) 職員は、府域において震度 4 以上を観測した場合には、1 の基準に基づき、自動参集する。</u>  <u>(2) 緊急防災推進員は、府域において震度 5 弱以上を観測した場合には、指定された場所に参集する。</u>  <u>(3) 気象台から水防に関する予警報が出されたとき、水防担当者は、水防本部の指令を待つことなく自主参集する。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 4 関西広域連合の組織動員配備体制</b></p> <p>災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、必要な体制・配備を行う。                      また、被害が甚大で関西広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、関西広域連合災害対策本部（兵庫県）、現地支援本部（府庁等）を設置する。</p> <p>[参考：情報収集体制の基準]</p> <p><u>ア</u> 圏域（構成府県及び連携県の区域。以下同じ。）内で震度 5 強以上の揺れが観測された場合  <u>イ</u> 圏域内で<u>大津波警報</u>が発表された場合  <u>ウ</u> 圏域内の府県で災害対策本部が設置された場合  <u>エ</u> その他圏域内で甚大な被害が推測される場合</p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 節 自衛隊の災害派遣</b></p> <p>知事は、災害又は事故の規模や被害情報等<u>に関して、市町村及び自衛隊と</u>緊密に連絡を図るとともに、住民の人命又は財産の<u>保護のため</u>必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。</p> <p><b>第 1 知事等の派遣要請</b></p> <p>1 知事は、市町村長から派遣要請の要求があり、必要と認めた場合、又は市町村の通信途絶の状況から判断し、派遣の必要を認めた場合には、陸上自衛隊第<u>3</u>師団長に対し、災害派遣を要請する。要請は、原則として文書により行うが、文書によるいとまのないときは、電話又は口頭により行い、事後、速やかに文書を提出する。</p>



# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>2 市町村長を<b>はじめ防災関係機関の長</b>が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。</p> <p>3 市町村長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接<b>自衛隊</b>に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。</p> <p><b>第 2 自衛隊の自発的出動基準</b></p> <p>1 要請を待ついと<b>まが</b>ない場合の災害派遣          災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついと<b>まが</b>ないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。          この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。</p> <p>(1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合</p> <p>(2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、<del>警察署長等</del>から災害に関する<b>通報</b>を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合</p> <p>(3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合</p> <p>(4) 海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合</p> <p>(5) その他災害に際し、上記(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合</p> <p>2 防衛省施設の近傍等における災害派遣          自衛隊の庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊を派遣することができる。</p> <p><b>第 3 節 広域応援等の要請・受入れ・支援</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認められた場合は、速やかに他都道府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助等、応急対策に万全を期する。</p> <p>また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。</p> <p>なお、府が職員を派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。</p> <p>第 1 府          (略)</p> <p><del>6—災害発生都道府県への支援</del></p>	<p>2 <u>管区海上保安本部長及び空港事務所長は、必要があると認めた場合は、陸上自衛隊第 3 師団長に対し、災害派遣を要請できる。</u></p> <p>3 市町村長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。</p> <p>4 市町村長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接<b>陸上自衛隊第 3 師団長</b>に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。</p> <p><b>第 2 自衛隊の自発的出動基準</b></p> <p>1 要請を待ついと<b>まの</b>ない場合の災害派遣          災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついと<b>まの</b>ないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する<b>ことができる</b>。          この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。</p> <p>(1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合</p> <p>(2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長から災害の<b>状況</b>に関する<b>通知</b>を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合</p> <p>(3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合</p> <p>(4) 海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合</p> <p>(5) その他災害に際し、上記(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合</p> <p>2 防衛省施設の近傍等における派遣          自衛隊の庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊を派遣することができる。</p> <p><b>第 3 節 広域応援等の要請・受入れ・支援</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認められた場合は、速やかに他都道府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助等、応急対策に万全を期する。</p> <p>また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。</p> <p>なお、府が<b>被災市町村</b>に職員を派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。</p> <p>第 1 府          (略)</p> <p><u>(災害応急対策 第 1 章 活動体制の確立 第 5 節として新設)</u></p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p><del>(1) 災害発生都道府県知事からの応援の要求</del>  <del>災害発生都道府県知事から応急措置を実施するための応援を求められた場合、知事は、正当な理由がない限り、応援を実施することとし、応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動する。</del></p> <p><del>(2) 内閣総理大臣からの応援の要求</del>  <del>内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、府内の市町村長に対し、災害発生市町村長の応援を求める。</del></p> <p><del>(3) 災害応急対策の実施</del>  <del>内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける災害発生府県知事の指揮の下に行動し、当該知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。</del></p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 市町村</b></p> <p><b>1 応援の要求等</b>              市町村長は、市町村単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。</p> <p>(1) 知事に対する応援の要求又は実施の要請              (2) 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求              (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の<b>依頼</b>              (4) 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあっせん要請</p> <p>(略)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(災害応急対策 第 1 章 活動体制の確立 第 3 節 広域応援等の要請・受入れ・支援 から移動)</u></p>	<p>(略)</p> <p><b>第 3 市町村</b></p> <p><b>1 応援の要求等</b>              市町村長は、市町村単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。</p> <p>(1) 知事に対する応援の要求又は実施の要請              (2) 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求              (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の<b>要求</b>              (4) 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあっせん要請</p> <p>(略)</p> <p><b>第 6 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援</b></p> <p><u>総務省は、府及び市町村等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 5 節 災害発生都道府県の応援</b></p> <p><u>知事は、他の都道府県で災害が発生した場合において、災害発生都道府県知事又は内閣総理大臣から、応急措置の実施のため災害発生都道府県知事又は災害発生市町村長を応援するよう求められたときは、応援を実施する。</u></p> <p><b>第 1 災害発生都道府県知事からの応援の要求</b></p> <p><u>災害発生都道府県知事から応急措置を実施するための応援を求められた場合、知事は、正当な理由がない限り、応援を実施することとし、応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動する。</u></p> <p><b>第 2 内閣総理大臣からの応援の要求</b></p> <p><u>内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合、知事は、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円</u></p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案																																																																																																																																																																																										
<p>第 2 章 情報収集伝達・警戒活動</p> <p>第 1 節 警戒期の情報伝達</p> <p>(略)</p> <p>第 1 気象予警報の伝達</p> <p>1 大阪管区気象台が発表する気象予警報</p> <p>大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 気象情報</p> <p>気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、<del>各地の気象台が担当地域を対象に</del>発表する。</p> <p>(略)</p> <p>(表 1)大雨警報・注意報基準</p> <table border="1" data-bbox="246 1266 1415 1946"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村を まとめた地域</th> <th rowspan="2">市町村</th> <th colspan="2">大雨警報基準</th> <th colspan="2">大雨注意報基準</th> </tr> <tr> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪市</td> <td>大阪市</td> <td>15</td> <td>—</td> <td>10</td> <td><u>126</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="11">北大阪</td> <td>豊中市</td> <td>17</td> <td>138</td> <td>12</td> <td><u>99</u></td> </tr> <tr> <td>池田市</td> <td>20</td> <td><u>120</u></td> <td>15</td> <td><u>86</u></td> </tr> <tr> <td>吹田市</td> <td>22</td> <td><u>147</u></td> <td>13</td> <td><u>105</u></td> </tr> <tr> <td>高槻市</td> <td><u>21</u></td> <td><u>122</u></td> <td>14</td> <td><u>87</u></td> </tr> <tr> <td>茨木市</td> <td>25</td> <td><u>122</u></td> <td>13</td> <td><u>87</u></td> </tr> <tr> <td>箕面市</td> <td>19</td> <td><u>120</u></td> <td>14</td> <td><u>86</u></td> </tr> <tr> <td>摂津市</td> <td>21</td> <td>—</td> <td>14</td> <td><u>126</u></td> </tr> <tr> <td>島本町</td> <td>22</td> <td><u>142</u></td> <td>14</td> <td><u>102</u></td> </tr> <tr> <td>豊能町</td> <td>17</td> <td><u>120</u></td> <td>9</td> <td><u>86</u></td> </tr> <tr> <td>能勢町</td> <td>15</td> <td><u>120</u></td> <td>8</td> <td><u>86</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">東部大阪</td> <td>守口市</td> <td>19</td> <td>—</td> <td>13</td> <td><u>126</u></td> </tr> <tr> <td>枚方市</td> <td>18</td> <td><u>129</u></td> <td>9</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>八尾市</td> <td>20</td> <td><u>127</u></td> <td>12</td> <td><u>90</u></td> </tr> <tr> <td>寝屋川市</td> <td>17</td> <td><u>147</u></td> <td>11</td> <td><u>104</u></td> </tr> <tr> <td>大東市</td> <td>20</td> <td><u>133</u></td> <td>13</td> <td><u>94</u></td> </tr> </tbody> </table>	市町村を まとめた地域	市町村	大雨警報基準		大雨注意報基準		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	大阪市	大阪市	15	—	10	<u>126</u>	北大阪	豊中市	17	138	12	<u>99</u>	池田市	20	<u>120</u>	15	<u>86</u>	吹田市	22	<u>147</u>	13	<u>105</u>	高槻市	<u>21</u>	<u>122</u>	14	<u>87</u>	茨木市	25	<u>122</u>	13	<u>87</u>	箕面市	19	<u>120</u>	14	<u>86</u>	摂津市	21	—	14	<u>126</u>	島本町	22	<u>142</u>	14	<u>102</u>	豊能町	17	<u>120</u>	9	<u>86</u>	能勢町	15	<u>120</u>	8	<u>86</u>	東部大阪	守口市	19	—	13	<u>126</u>	枚方市	18	<u>129</u>	9	91	八尾市	20	<u>127</u>	12	<u>90</u>	寝屋川市	17	<u>147</u>	11	<u>104</u>	大東市	20	<u>133</u>	13	<u>94</u>	<p>滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、府内の市町村長に対し、災害発生市町村長の応援を求める。</p> <p><b>第 3 災害応急対策の実施</b></p> <p>内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける災害発生府県知事の指揮の下に行動し、当該知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。</p> <p>第 2 章 情報収集伝達・警戒活動</p> <p>第 1 節 警戒期の情報伝達</p> <p>(略)</p> <p>第 1 気象予警報の伝達</p> <p>1 大阪管区気象台が発表する気象予警報</p> <p>大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。<u>その際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 気象情報</p> <p>気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として発表する。</p> <p>(略)</p> <p>(表 1)大雨警報・注意報基準</p> <table border="1" data-bbox="1635 1266 2804 1946"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村を まとめた地域</th> <th rowspan="2">市町村</th> <th colspan="2">大雨警報基準</th> <th colspan="2">大雨注意報基準</th> </tr> <tr> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪市</td> <td>大阪市</td> <td>15</td> <td>—</td> <td>10</td> <td><u>114</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="11">北大阪</td> <td>豊中市</td> <td>17</td> <td>138</td> <td>12</td> <td><u>91</u></td> </tr> <tr> <td>池田市</td> <td>20</td> <td><u>138</u></td> <td>15</td> <td><u>91</u></td> </tr> <tr> <td>吹田市</td> <td>22</td> <td><u>151</u></td> <td>13</td> <td><u>99</u></td> </tr> <tr> <td>高槻市</td> <td><u>20</u></td> <td><u>155</u></td> <td>14</td> <td><u>102</u></td> </tr> <tr> <td>茨木市</td> <td>25</td> <td><u>141</u></td> <td>13</td> <td><u>93</u></td> </tr> <tr> <td>箕面市</td> <td>19</td> <td><u>138</u></td> <td>14</td> <td><u>91</u></td> </tr> <tr> <td>摂津市</td> <td>21</td> <td>—</td> <td>14</td> <td><u>114</u></td> </tr> <tr> <td>島本町</td> <td>22</td> <td><u>162</u></td> <td>14</td> <td><u>106</u></td> </tr> <tr> <td>豊能町</td> <td>17</td> <td><u>141</u></td> <td>9</td> <td><u>93</u></td> </tr> <tr> <td>能勢町</td> <td>15</td> <td><u>140</u></td> <td>8</td> <td><u>91</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">東部大阪</td> <td>守口市</td> <td>19</td> <td>—</td> <td>13</td> <td><u>114</u></td> </tr> <tr> <td>枚方市</td> <td>18</td> <td><u>137</u></td> <td>9</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>八尾市</td> <td>20</td> <td><u>137</u></td> <td>12</td> <td><u>91</u></td> </tr> <tr> <td>寝屋川市</td> <td>17</td> <td><u>139</u></td> <td>11</td> <td><u>93</u></td> </tr> <tr> <td>大東市</td> <td>20</td> <td><u>136</u></td> <td>13</td> <td><u>91</u></td> </tr> </tbody> </table>	市町村を まとめた地域	市町村	大雨警報基準		大雨注意報基準		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	大阪市	大阪市	15	—	10	<u>114</u>	北大阪	豊中市	17	138	12	<u>91</u>	池田市	20	<u>138</u>	15	<u>91</u>	吹田市	22	<u>151</u>	13	<u>99</u>	高槻市	<u>20</u>	<u>155</u>	14	<u>102</u>	茨木市	25	<u>141</u>	13	<u>93</u>	箕面市	19	<u>138</u>	14	<u>91</u>	摂津市	21	—	14	<u>114</u>	島本町	22	<u>162</u>	14	<u>106</u>	豊能町	17	<u>141</u>	9	<u>93</u>	能勢町	15	<u>140</u>	8	<u>91</u>	東部大阪	守口市	19	—	13	<u>114</u>	枚方市	18	<u>137</u>	9	91	八尾市	20	<u>137</u>	12	<u>91</u>	寝屋川市	17	<u>139</u>	11	<u>93</u>	大東市	20	<u>136</u>	13	<u>91</u>
市町村を まとめた地域			市町村	大雨警報基準		大雨注意報基準																																																																																																																																																																																					
	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																																																																																																																																						
大阪市	大阪市	15	—	10	<u>126</u>																																																																																																																																																																																						
北大阪	豊中市	17	138	12	<u>99</u>																																																																																																																																																																																						
	池田市	20	<u>120</u>	15	<u>86</u>																																																																																																																																																																																						
	吹田市	22	<u>147</u>	13	<u>105</u>																																																																																																																																																																																						
	高槻市	<u>21</u>	<u>122</u>	14	<u>87</u>																																																																																																																																																																																						
	茨木市	25	<u>122</u>	13	<u>87</u>																																																																																																																																																																																						
	箕面市	19	<u>120</u>	14	<u>86</u>																																																																																																																																																																																						
	摂津市	21	—	14	<u>126</u>																																																																																																																																																																																						
	島本町	22	<u>142</u>	14	<u>102</u>																																																																																																																																																																																						
	豊能町	17	<u>120</u>	9	<u>86</u>																																																																																																																																																																																						
	能勢町	15	<u>120</u>	8	<u>86</u>																																																																																																																																																																																						
	東部大阪	守口市	19	—	13	<u>126</u>																																																																																																																																																																																					
枚方市		18	<u>129</u>	9	91																																																																																																																																																																																						
八尾市		20	<u>127</u>	12	<u>90</u>																																																																																																																																																																																						
寝屋川市		17	<u>147</u>	11	<u>104</u>																																																																																																																																																																																						
大東市		20	<u>133</u>	13	<u>94</u>																																																																																																																																																																																						
市町村を まとめた地域	市町村	大雨警報基準		大雨注意報基準																																																																																																																																																																																							
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																																																																																																																																						
大阪市	大阪市	15	—	10	<u>114</u>																																																																																																																																																																																						
北大阪	豊中市	17	138	12	<u>91</u>																																																																																																																																																																																						
	池田市	20	<u>138</u>	15	<u>91</u>																																																																																																																																																																																						
	吹田市	22	<u>151</u>	13	<u>99</u>																																																																																																																																																																																						
	高槻市	<u>20</u>	<u>155</u>	14	<u>102</u>																																																																																																																																																																																						
	茨木市	25	<u>141</u>	13	<u>93</u>																																																																																																																																																																																						
	箕面市	19	<u>138</u>	14	<u>91</u>																																																																																																																																																																																						
	摂津市	21	—	14	<u>114</u>																																																																																																																																																																																						
	島本町	22	<u>162</u>	14	<u>106</u>																																																																																																																																																																																						
	豊能町	17	<u>141</u>	9	<u>93</u>																																																																																																																																																																																						
	能勢町	15	<u>140</u>	8	<u>91</u>																																																																																																																																																																																						
	東部大阪	守口市	19	—	13	<u>114</u>																																																																																																																																																																																					
枚方市		18	<u>137</u>	9	91																																																																																																																																																																																						
八尾市		20	<u>137</u>	12	<u>91</u>																																																																																																																																																																																						
寝屋川市		17	<u>139</u>	11	<u>93</u>																																																																																																																																																																																						
大東市		20	<u>136</u>	13	<u>91</u>																																																																																																																																																																																						

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成29年11月）							修正案						
府地域	南河内	柏原市	20	<u>110</u>	10	<u>78</u>	南河内	柏原市	20	<u>143</u>	10	<u>95</u>	
		門真市	17	—	12	<u>126</u>		門真市	17	—	12	<u>114</u>	
		東大阪市	15	<u>127</u>	10	<u>90</u>		東大阪市	15	<u>150</u>	10	<u>100</u>	
		四條畷市	20	<u>133</u>	12	<u>94</u>		四條畷市	20	<u>122</u>	12	<u>81</u>	
		交野市	20	<u>129</u>	15	<u>91</u>		交野市	20	<u>130</u>	15	<u>87</u>	
	南河内	富田林市	15	<u>114</u>	8	<u>80</u>	南河内	富田林市	15	<u>127</u>	8	<u>87</u>	
		河内長野市	<u>14</u>	<u>114</u>	9	<u>80</u>		河内長野市	<u>15</u>	<u>120</u>	9	<u>82</u>	
		松原市	14	—	8	<u>126</u>		松原市	14	—	8	<u>114</u>	
		羽曳野市	20	<u>115</u>	10	<u>81</u>		羽曳野市	20	<u>119</u>	10	<u>82</u>	
		藤井寺市	21	—	10	<u>126</u>		藤井寺市	21	—	10	<u>114</u>	
		大阪狭山市	<u>14</u>	<u>122</u>	<u>7</u>	<u>86</u>		大阪狭山市	<u>16</u>	<u>131</u>	<u>8</u>	<u>90</u>	
		太子町	17	<u>127</u>	7	<u>90</u>		太子町	17	<u>123</u>	7	<u>84</u>	
		河南町	15	<u>114</u>	7	<u>80</u>		河南町	15	<u>123</u>	7	<u>84</u>	
	泉州	千早赤阪村	17	<u>114</u>	9	<u>80</u>	泉州	千早赤阪村	17	<u>119</u>	9	<u>82</u>	
		堺市	16	<u>119</u>	9	<u>90</u>		堺市	16	<u>123</u>	9	<u>95</u>	
		岸和田市	14	<u>120</u>	9	<u>91</u>		岸和田市	14	<u>126</u>	9	<u>98</u>	
		泉大津市	18	—	11	<u>126</u>		泉大津市	18	—	11	<u>114</u>	
		貝塚市	14	<u>120</u>	<u>7</u>	<u>91</u>		貝塚市	14	<u>126</u>	<u>9</u>	<u>98</u>	
		泉佐野市	18	<u>120</u>	11	<u>91</u>		泉佐野市	18	<u>130</u>	11	<u>101</u>	
		和泉市	18	<u>120</u>	<u>9</u>	<u>91</u>		和泉市	18	<u>127</u>	<u>11</u>	<u>99</u>	
高石市		17	—	9	<u>126</u>	高石市		17	—	9	<u>114</u>		
泉南市		19	<u>132</u>	9	<u>100</u>	泉南市		19	<u>135</u>	9	<u>105</u>		
阪南市		20	<u>129</u>	11	<u>98</u>	阪南市		20	<u>139</u>	11	<u>108</u>		
忠岡町		18	—	11	<u>126</u>	忠岡町		18	—	11	<u>114</u>		
熊取町		18	<u>120</u>	8	<u>91</u>	熊取町		18	<u>130</u>	8	<u>101</u>		
田尻町	17	<u>—</u>	11	<u>126</u>	田尻町	17	<u>139</u>	11	<u>108</u>				
岬町	14	<u>129</u>	9	<u>98</u>	岬町	14	<u>136</u>	9	<u>106</u>				

※大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準を定めていない場合は、その欄を“—”で示しています。

※大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準を定めていない場合は、その欄を“—”で示しています。

(表 2-1) 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
大阪市	大阪市	東除川流域=10.1	平野川流域=(12, 5.6), 平野川分水路流域=(8, 5.5), 神崎川流域=(12, 19.5)	大和川下流[柏原], 淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
北大阪	豊中市	旧猪名川流域=9, 天竺川流域=9.7, 千里川流域=10.7	旧猪名川流域=(17, 4.9), 天竺川流域=(23, 6.3), 千里川流域=(13, 5.5), 猪名川流域=(21, 24.7)	猪名川[小戸], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	池田市	江原川流域=7.9, 箕面川流域=12.7, 余野川流域=14.7	江原川流域=(12, 6.5), 余野川流域=(14, 8.6), 猪名川流域=(20, 22.8)	猪名川[小戸]
	吹田市	糸田川流域=6.9, 山田川流域=8.4	糸田川流域=(22, 3.5), 山田川流域=(12, 7.5), 神崎川流域=(12, 17.8), 安威川流域=(14, 15.9)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	高槻市	芥川流域=16.9, 女瀬川流域=8.1, 檜尾川流域=10.4	女瀬川流域=(11, 6.6)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]

(表 2-1) 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
大阪市	大阪市	東除川流域=10.1	平野川流域=(12, 5.6), 平野川分水路流域=(8, 5.5), 神崎川流域=(12, 19.5)	大和川下流[柏原], 淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
北大阪	豊中市	旧猪名川流域=9, 天竺川流域=9.7, 千里川流域=10.7, <b>高川流域=7.6</b>	旧猪名川流域=(17, 4.9), 天竺川流域=(23, 6.3), 千里川流域=(13, 5.5), 猪名川流域=(21, 24.7)	猪名川[小戸], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	池田市	江原川流域=7.9, 箕面川流域=12.7, 余野川流域=14.7	江原川流域=(12, 6.5), 余野川流域=(14, 8.6), 猪名川流域=(20, 22.8)	<b>淀川[枚方],</b> 猪名川[小戸]
	吹田市	糸田川流域=6.9, 山田川流域=8.4, <b>高川流域=5</b>	糸田川流域=(22, 3.5), 山田川流域=(12, 7.5), 神崎川流域=(12, 17.8), 安威川流域=(14, 15.9)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	高槻市	芥川流域=16.9, 女瀬川流域=8.1, 檜尾川流域=10.4	女瀬川流域=(11, 6.6)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）					修正案				
東部大阪	茨木市	大正川流域=7.2, 茨木川流域=15.5	—	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	茨木市	大正川流域=7.2, 茨木川流域=15.5 <del>安威川流域=19.1,</del> <del>佐保川流域=9.9</del>	—	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	
	箕面市	千里川流域=7.2, 箕面川流域=11.8, 箕川流域=5.5	千里川流域=(22, 5.7), 箕面川流域=(22, 8.2)	—	箕面市	千里川流域=7.2, 箕面川流域=11.8, 箕川流域=5.5	千里川流域=(22, 5.7), 箕面川流域=(22, 8.2)	—	
	摂津市	山田川流域=9.2, 大正川流域=9.3, <del>神崎川流域=3.2,</del> 正雀川流域=7.1	山田川流域=(22, 4.7), 安威川流域=(22, 15.8), <del>神崎川流域=(12, 1.7)</del>	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	摂津市	山田川流域=9.2, 大正川流域=9.3, 正雀川流域=7.1	山田川流域=(22, 4.7), 安威川流域=(22, 15.8),	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	
	島本町	水無瀬川流域=9.2	淀川流域=(20, 51.2)	淀川[枚方], <del>桂川下流[桂]</del>	島本町	水無瀬川流域=9.2	淀川流域=(20, 51.2)	淀川[枚方],	
	豊能町	余野川流域=8.8, 初谷川流域=5.9	—	—	豊能町	余野川流域=8.8, 初谷川流域=5.9	—	—	
	能勢町	一庫・大路次川流域=17.2, 野間川流域=4.6	—	—	能勢町	一庫・大路次川流域=17.2, 野間川流域=4.6, <del>田尻川流域=12.2</del>	—	—	
	守口市	—	—	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	東部大阪	守口市	—	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	
	枚方市	天野川流域=17.8, 穂谷川流域=10.5, 船橋川流域=9.3	天野川流域=(12, 12.3), 船橋川流域=(8, 6.9), 淀川流域=(8, 80.5)	淀川[枚方]	枚方市	天野川流域=17.8, 穂谷川流域=10.5, 船橋川流域=9.3	天野川流域=(12, 12.3), 船橋川流域=(8, 6.9), 淀川流域=(8, 80.5)	淀川[枚方]	
	八尾市	楠根川流域=3.5	—	大和川下流[柏原], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	八尾市	楠根川流域=3.5	—	大和川下流[柏原], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	
	寝屋川市	讃良川流域=8.7, 古川流域=4.1	寝屋川流域=(16, 5), 古川流域=(8, 3.6)	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	寝屋川市	讃良川流域=8.7, 古川流域=4.1	寝屋川流域=(16, 5), 古川流域=(8, 3.6)	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	
	大東市	鍋田川流域=6.2, 権現川流域=6.5	権現川流域=(10, 5.3), 寝屋川流域=(10, 16.4)	<del>淀川[枚方],</del> 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	大東市	鍋田川流域=6.2, 権現川流域=6.5	権現川流域=(10, 5.3), 寝屋川流域=(10, 16.4)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	
	柏原市	—	平野川流域=(9, 2.4)	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	柏原市	—	平野川流域=(9, 2.4)	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	
	門真市	—	寝屋川流域=(9, 11.9)	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	門真市	—	寝屋川流域=(9, 11.9)	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	
	東大阪市	—	第二寝屋川流域=(12, 10.2)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	東大阪市	—	第二寝屋川流域=(12, 10.2)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	
四條畷市	清滝川流域=4.5, 讃良川流域=7.3	寝屋川流域=(9, 13.1)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	四條畷市	清滝川流域=4.5, 讃良川流域=7.3	寝屋川流域=(9, 13.1)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]		
交野市	天野川流域=16.3, 北川流域=7.1	天野川流域=(10, 14.2)	—	交野市	天野川流域=16.3, 北川流域=7.1	天野川流域=(10, 14.2)	—		
南河内	富田林市	東除川流域=3.9, 千早川流域=15, 佐備川流域=7.3	—	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	南河内	富田林市	東除川流域=3.9, 千早川流域=15, 佐備川流域=7.3	—	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	河内長野市	西除川流域=6.4, 天見川流域=16.5	石川流域=(13, 15.5)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	河内長野市	西除川流域=6.4, 天見川流域=16.5	石川流域=(13, 15.5)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	
	松原市	西除川流域=13.2, 東除川流域=10.1	—	大和川下流[柏原]	松原市	西除川流域=13.2, 東除川流域=10.1	—	大和川下流[柏原]	
	羽曳野市	東除川流域=9.3	—	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	羽曳野市	東除川流域=9.3	—	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	
	藤井寺市	—	—	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	藤井寺市	—	—	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	
	大阪狭山市	西除川流域=7.9	西除川流域=(8, 5.3)	—	大阪狭山市	西除川流域=7.9, <del>東除川流域=3.6</del>	西除川流域=(8, 5.3)	—	

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）					修正案				
泉州	太子町	飛鳥川流域=6.1, 太井川流域=6	—	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	太子町	飛鳥川流域=6.1, 太井川流域=6	—	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	
	河南町	梅川流域=7.5, 千早川流域=14.6	—	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	河南町	梅川流域=7.5, 千早川流域=14.6	—	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	
	千早赤阪村	千早川流域=14.4	—	—	千早赤阪村	千早川流域=14.4	—	—	
	堺市	西除川流域=9.7, 東除川流域=6.4, 石津川流域=23.2, 和田川流域=8.4	西除川流域=(8, 9.2), 石津川流域=(8, 13.3)	大和川下流[柏原]	堺市	西除川流域=9.7, 東除川流域=6.4, 石津川流域=23.2, 和田川流域=8.4	西除川流域=(8, 9.2), 石津川流域=(8, 13.3)	大和川下流[柏原]	
	岸和田市	春木川流域=8.9, 津田川流域=11, 松尾川流域=13.6	—	大津川水系牛滝川[山直橋]	岸和田市	春木川流域=8.9, 津田川流域=11, 松尾川流域=13.6	春木川流域=(14, 4.8)	大津川水系牛滝川[山直橋]	
	泉大津市	—	—	大津川水系大津川・横尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]	泉大津市	—	—	大津川水系大津川・横尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]	
	貝塚市	津田川流域=9.9, 近木川流域=12.6, 見出川流域=9.2	近木川流域=(6, 12.4)	—	貝塚市	津田川流域=9.9, 近木川流域=12.6, 見出川流域=9.2	近木川流域=(6, 12.4)	—	
	泉佐野市	見出川流域=9.1, 佐野川流域=10.2	佐野川流域=(8, 9.2)	—	泉佐野市	見出川流域=9.1, 佐野川流域=10.2, 櫻井川流域=15.7	佐野川流域=(8, 9.2)	—	
	和泉市	松尾川流域=13.5	—	大津川水系大津川・横尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]	和泉市	松尾川流域=13.5	—	大津川水系大津川・横尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]	
	高石市	芦田川流域=6.6, 王子川流域=6.5	芦田川流域=(12, 3.5), 王子川流域=(16, 4.1)	—	高石市	芦田川流域=6.6, 王子川流域=6.5	芦田川流域=(12, 3.5), 王子川流域=(16, 4.1)	—	
	泉南市	男里川流域=23.1, 新家川流域=7.3, 金熊寺川流域=17.7	—	—	泉南市	男里川流域=23.1, 新家川流域=7.3, 金熊寺川流域=17.7, 櫻井川流域=17.8	—	—	
	阪南市	男里川流域=22.6, 茶屋川流域=7.7, 金熊寺川流域=17.7	—	—	阪南市	男里川流域=22.6, 茶屋川流域=7.7, 金熊寺川流域=17.7	—	—	
	忠岡町	—	—	大津川水系大津川・横尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]	忠岡町	—	—	大津川水系大津川・横尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]	
	熊取町	見出川流域=6.5, 住吉川流域=3.6, 雨山川流域=6.5	見出川流域=(8, 6)	—	熊取町	見出川流域=6.5, 住吉川流域=3.6, 雨山川流域=6.5	見出川流域=(8, 6)	—	
	田尻町	櫻井川流域=19.9	—	—	田尻町	櫻井川流域=19.9	—	—	
岬町	番川流域=10.4, 大川流域=9.6, 東川流域=10.1, 西川流域=8.8	—	—	岬町	番川流域=10.4, 大川流域=9.6, 東川流域=10.1, 西川流域=8.8	—	—		

- \*1（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。  
 ※1 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定していますが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示しています。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川が存在しないことを表していますが、大阪府内においては、当該市町村等の主要な河川が洪水予報河川であるため空白となっています。  
 ※2 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合については、その欄を“—”で、それぞれ示しています。

（表 2-2）洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
大阪市	大阪市	東除川流域=7.1	平野川流域=(5, 4.2), 平野川分水路流域=(5, 3.9), 寝屋川流域=(5, 12.7), 第二寝屋川流域=(5, 10.8), 神崎川流域=(5, 14.7)	大和川下流[柏原], 淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
北大阪	豊中市	旧猪名川流域=7.2, 天竺川流域=7.7, 千里川流域=8.5	旧猪名川流域=(11, 4.4), 天竺川流域=(11, 5.7), 千里川流域=(13, 5), 猪名川流域=(11, 22.2)	猪名川[小戸], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]

- \*1（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。  
 ※1 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定していますが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示しています。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川が存在しないことを表していますが、大阪府内においては、当該市町村等の主要な河川が洪水予報河川であるため空白となっています。  
 ※2 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合については、その欄を“—”で、それぞれ示しています。

（表 2-2）洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
大阪市	大阪市	東除川流域=6.3	平野川流域=(5, 4.2), 平野川分水路流域=(5, 3.9), 寝屋川流域=(5, 12.7), 第二寝屋川流域=(5, 10.8), 神崎川流域=(5, 14.7)	大和川下流[柏原], 淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
北大阪	豊中市	旧猪名川流域=7.2, 天竺川流域=7.7, 千里川流域=8.5, 高川流域=5.3	旧猪名川流域=(11, 4.4), 天竺川流域=(11, 5.7), 千里川流域=(13, 5), 猪名川流域=(11, 22.2)	猪名川[小戸], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）					修正案				
東部大阪	池田市	江原川流域=6.3, 箕面川流域=10.1, 余野川流域=11.7	江原川流域=(7, 5.9), 箕面川流域=(7, 9.5), 余野川流域=(13, 7.7), 猪名川流域=(12, 20.5)	猪名川[小戸]	池田市	江原川流域=6.3, 箕面川流域=10.1, 余野川流域=11.7	江原川流域=(7, 5.9), 箕面川流域=(7, 9.5), 余野川流域=(13, 7.7), 猪名川流域=(12, 20.5)	猪名川[小戸]	
	吹田市	糸田川流域=5.5, 山田川流域=6.7	糸田川流域=(13, 3.2), 山田川流域=(7, 6.2), 神崎川流域=(5, 13.4), 安威川流域=(13, 14.3)	淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	吹田市	糸田川流域=5.5, 山田川流域=6.7, <b>高川流域=3.5</b>	糸田川流域=(13, 3.2), 山田川流域=(7, 6.2), 神崎川流域=(5, 13.4), 安威川流域=(13, 14.3)	淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	
	高槻市	芥川流域=13.5, 女瀬川流域=6.4, 檜尾川流域=8.3	芥川流域=(11, 10.8), 女瀬川流域=(7, 5.9), 檜尾川流域=(11, 6.6)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	高槻市	芥川流域=13.5, 女瀬川流域=6.4, 檜尾川流域=8.3	芥川流域=(11, 10.8), 女瀬川流域=(7, 5.9), 檜尾川流域=(11, 6.6)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	
	茨木市	大正川流域=5.7, 茨木川流域=12.4	—	淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	茨木市	大正川流域=5.7, 茨木川流域=12.4, <b>安威川流域=13.4,</b> <b>佐保川流域=6.9</b>	<b>佐保川流域=(6, 6.9)</b>	淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	
	箕面市	千里川流域=5.7, 箕面川流域=9.4, 箕川流域=4.4	千里川流域=(7, 5.1), 箕面川流域=(12, 7.4), 箕川流域=(7, 4.4)	—	箕面市	千里川流域=5.7, 箕面川流域=9.4, 箕川流域=4.4	千里川流域=(7, 5.1), 箕面川流域=(12, 7.4), 箕川流域=(7, 4.4)	—	
	摂津市	山田川流域=7.3, 大正川流域=7.4, <b>神崎川流域=2.2,</b> 正雀川流域=5	山田川流域=(11, 4.2), 大正川流域=(7, 7.4), 安威川流域=(12, 14.2), <b>神崎川流域=(5, 1.5)</b>	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	摂津市	山田川流域=7.3, 大正川流域=7.4, 正雀川流域=5	山田川流域=(11, 4.2), 大正川流域=(7, 7.4), 安威川流域=(12, 14.2)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	
	島本町	水無瀬川流域=7.3	水無瀬川流域=(7, 6.1), 淀川流域=(12, 46.1)	淀川[枚方]	島本町	水無瀬川流域=7.3	水無瀬川流域=(7, 6.1), 淀川流域=(12, 46.1)	淀川[枚方]	
	豊能町	余野川流域=7, 初谷川流域=4.7	初谷川流域=(12, 3.8)	—	豊能町	余野川流域=7, 初谷川流域=4.7	初谷川流域=(12, 3.8)	—	
	能勢町	一庫・大路次川流域=13.7, 野間川流域=3.6	一庫・大路次川流域=(7, 13.1), 野間川流域=(7, 3.5)	—	能勢町	一庫・大路次川流域=13.7, 野間川流域=3.6, <b>田尻川流域=8.5</b>	一庫・大路次川流域=(7, 13.1), 野間川流域=(7, 3.5), <b>田尻川流域=(5, 8.5)</b>	—	
	守口市	—	—	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	守口市	—	—	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	
	枚方市	天野川流域=14.2, 穂谷川流域=8.4, 船橋川流域=7.4	天野川流域=(9, 11.1), 穂谷川流域=(5, 6.5), 船橋川流域=(8, 5.9), 淀川流域=(7, 54.4)	淀川[枚方]	枚方市	天野川流域=14.2, 穂谷川流域=8.4, 船橋川流域=7.4	天野川流域=(9, 11.1), 穂谷川流域=(5, 6.5), 船橋川流域=(8, 5.9), 淀川流域=(7, 54.4)	淀川[枚方]	
	八尾市	楠根川流域=2.5	平野川流域=(6, 3.9), 恩智川流域=(10, 3.2), 楠根川流域=(10, 2.3)	大和川下流[柏原], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	八尾市	楠根川流域=2.5	平野川流域=(6, 3.9), 恩智川流域=(10, 3.2), 楠根川流域=(10, 2.3)	大和川下流[柏原], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	
	寝屋川市	讃良川流域=6.9, 古川流域=2.9	讃良川流域=(5, 6.9), 寝屋川流域=(9, 4.5), 古川流域=(5, 2.2)	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	寝屋川市	讃良川流域=6.9, 古川流域=2.9	讃良川流域=(5, 6.9), 寝屋川流域=(9, 4.5), 古川流域=(5, 2.2)	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	
	大東市	鍋田川流域=5, 権現川流域=5.2	鍋田川流域=(6, 4.2), 権現川流域=(6, 4.8), 寝屋川流域=(10, 14.4), 恩智川流域=(6, 11.7)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	大東市	鍋田川流域=5, 権現川流域=5.2	鍋田川流域=(6, 4.2), 権現川流域=(6, 4.8), 寝屋川流域=(10, 14.4), 恩智川流域=(6, 11.7)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	
	柏原市	—	平野川流域=(6, 2.1)	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	柏原市	—	平野川流域=(6, 2.1)	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	
	門真市	—	寝屋川流域=(9, 5.8), 古川流域=(6, 6.8)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	門真市	—	寝屋川流域=(9, 5.8), 古川流域=(6, 6.8)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	
	東大阪市	—	第二寝屋川流域=(8, 9.2), 恩智川流域=(7, 6.2)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	東大阪市	—	第二寝屋川流域=(8, 9.2), 恩智川流域=(7, 6.2)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	
	四條畷市	清滝川流域=3.6, 讃良川流域=5.8	寝屋川流域=(9, 6.4)	—	四條畷市	清滝川流域=3.6, 讃良川流域=5.8	寝屋川流域=(9, 6.4)	—	
	交野市	天野川流域=13, 北川流域=5.6	天野川流域=(10, 11)	—	交野市	天野川流域=13, 北川流域=5.6	天野川流域=(10, 11)	—	
南河内	富田林市	東除川流域= <b>3.1</b> , 千早川流域=12, 佐備川流域=5.8	東除川流域=(5, <b>3.1</b> ), 佐備川流域=(7, 4.8), 石川流域=(7, 10.2)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	富田林市	東除川流域= <b>2.7</b> , 千早川流域=12, 佐備川流域=5.8	東除川流域=(5, <b>2.7</b> ), 佐備川流域=(7, 4.8), 石川流域=(7, 10.2)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	
	河内長野市	西除川流域=5.1, 天見川流域=13.2	天見川流域=(5, 13), 石川流域=(5, 14)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	河内長野市	西除川流域=5.1, 天見川流域=13.2	天見川流域=(5, 13), 石川流域=(5, 14)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）					修正案				
	松原市	西除川流域=10.6, 東除川流域=8.1	西除川流域=(5, 8)	大和川下流[柏原]		松原市	西除川流域=10.6, 東除川流域=7.3	西除川流域=(5, 8)	大和川下流[柏原]
	羽曳野市	東除川流域=7.4	東除川流域=(5, 6.3)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]		羽曳野市	東除川流域=6.6	東除川流域=(5, 6.3)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	藤井寺市		—	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]		藤井寺市		—	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	大阪狭山市	西除川流域=6.3	西除川流域=(7, 3.5)	—		大阪狭山市	西除川流域=6.3 東除川流域=2.6	西除川流域=(7, 3.5) 東除川流域=(5, 2.6)	—
	太子町	飛鳥川流域=4.9, 太井川流域=4.8	太井川流域=(5, 4.8)	—		太子町	飛鳥川流域=4.9, 太井川流域=4.8	太井川流域=(5, 4.8)	—
	河南町	梅川流域=6, 千早川流域=11.6	梅川流域=(5, 5.6), 千早川流域=(5, 9.8)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]		河南町	梅川流域=6, 千早川流域=11.6	梅川流域=(5, 5.6), 千早川流域=(5, 9.8)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	千早赤阪村	千早川流域=11.5	千早川流域=(5, 10.5)	—		千早赤阪村	千早川流域=11.5	千早川流域=(5, 10.5)	—
泉州	堺市	西除川流域=7.8, 東除川流域=5.1, 石津川流域=18.6, 和田川流域=6.7	西除川流域=(8, 6.6), 東除川流域=(5, 5.1), 石津川流域=(8, 12), 和田川流域=(5, 6.7)	大和川下流[柏原]	泉州	堺市	西除川流域=7.8, 東除川流域=4.5, 石津川流域=18.6, 和田川流域=6.7	西除川流域=(8, 6.6), 東除川流域=(5, 4.5), 石津川流域=(8, 12), 和田川流域=(5, 6.7)	大和川下流[柏原]
	岸和田市	春木川流域=7.1, 津田川流域=8.8, 松尾川流域=10.8	春木川流域=(7, 3.9), 津田川流域=(7, 5.7), 牛滝川流域=(5, 7)	大津川水系牛滝川[山直橋]		岸和田市	春木川流域=7.1, 津田川流域=8.8, 松尾川流域=10.8	春木川流域=(7, 3.9), 津田川流域=(7, 5.7), 牛滝川流域=(5, 7)	大津川水系牛滝川[山直橋]
	泉大津市		榎尾川流域=(5, 12.4)	大津川水系大津川・榎尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]		泉大津市		榎尾川流域=(5, 12.4)	大津川水系大津川・榎尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]
	貝塚市	津田川流域=7.9, 近木川流域=10, 見出川流域=7.3	津田川流域=(5, 6.7), 近木川流域=(6, 8), 見出川流域=(5, 7.3)	—		貝塚市	津田川流域=7.9, 近木川流域=8.9, 見出川流域=7.3	津田川流域=(5, 6.7), 近木川流域=(6, 8), 見出川流域=(5, 7.3)	—
	泉佐野市	見出川流域=7.2, 佐野川流域=8.1	見出川流域=(5, 7.2), 佐野川流域=(8, 5.1)	—		泉佐野市	見出川流域=7.2, 佐野川流域=8.1, 櫻井川流域=11	見出川流域=(5, 7.2), 佐野川流域=(8, 5.1)	—
	和泉市	松尾川流域=10.8	松尾川流域=(5, 6.6), 榎尾川流域=(5, 12.4)	大津川水系大津川・榎尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]		和泉市	松尾川流域=10.8	松尾川流域=(5, 6.6), 榎尾川流域=(5, 12.4)	大津川水系大津川・榎尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]
	高石市	芦田川流域=5.2, 王子川流域=5.2	芦田川流域=(7, 2.6), 王子川流域=(7, 3)	—		高石市	芦田川流域=5.2, 王子川流域=5.2	芦田川流域=(7, 2.6), 王子川流域=(7, 3)	—
	泉南市	男里川流域=18.5, 新家川流域=5.8, 金熊寺川流域=14.1	新家川流域=(5, 5.7)	—		泉南市	男里川流域=18.5, 新家川流域=5.8, 金熊寺川流域=14.1, 櫻井川流域=12.5	新家川流域=(5, 5.7)	—
	阪南市	男里川流域=18.1, 茶屋川流域=6.2, 金熊寺川流域=14.1	—	—		阪南市	男里川流域=18.1, 茶屋川流域=6.2, 金熊寺川流域=14.1	—	—
	忠岡町		—	大津川水系大津川・榎尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]		忠岡町		—	大津川水系大津川・榎尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]
	熊取町	見出川流域=5.2, 住吉川流域=2.8, 雨山川流域=5.2	見出川流域=(5, 3.3), 住吉川流域=(5, 2.8), 雨山川流域=(5, 5)	—		熊取町	見出川流域=5.2, 住吉川流域=2.8, 雨山川流域=5.2	見出川流域=(5, 3.3), 住吉川流域=(5, 2.8), 雨山川流域=(5, 5)	—
	田尻町	櫻井川流域=14	—	—		田尻町	櫻井川流域=14	—	—
	岬町	番川流域=8.3, 大川流域=7.7, 東川流域=8, 西川流域=7	番川流域=(5, 7.5), 大川流域=(5, 7.1), 東川流域=(5, 8), 西川流域=(5, 7)	—		岬町	番川流域=8.3, 大川流域=7.7, 東川流域=8, 西川流域=7	番川流域=(5, 7.5), 大川流域=(5, 7.1), 東川流域=(5, 8), 西川流域=(5, 7)	—

\*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※1 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定していますが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示しています。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川が存在しないことを表していますが、大阪府内においては、当該市町村等の主要な河川が洪水予報河川であるため空白となっています。

※2 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合については、その欄を“—”で、それぞれ示しています。

（略）

## 第2 土砂災害警戒情報の伝達

### 1 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区气象台は大雨警報（土砂災害）発表後、府の土砂災害発生基準雨量及び気

\*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※1 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定していますが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示しています。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川が存在しないことを表していますが、大阪府内においては、当該市町村等の主要な河川が洪水予報河川であるため空白となっています。

※2 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合については、その欄を“—”で、それぞれ示しています。

（略）

## 第2 土砂災害警戒情報の伝達

### 1 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区气象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険



# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案																								
<p><u>象台の土壌雨量指数が基準を超過することが見込まれるとき、土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。</u>市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条、災害対策基本法 第 51 条、第 55 条、気象業務法 第 11 条、第 13 条、第 15 条）</p> <p><del>※ 土壌雨量指数：第 2 節第 4 参照</del></p> <p>(1) 土砂災害警戒情報発表の対象としない市町村                  大阪市、摂津市、守口市、門真市、松原市、藤井寺市、高石市、泉大津市、忠岡町、<del>田尻町</del>  <del>田尻町</del>は土砂災害が発生する地形を呈していないため発表の対象としない。  <del>※ 田尻町では平成 30 年 2 月以降、土砂災害警戒情報発表予定</del></p> <p>(2) 伝達体制                  [別図 1-9] の伝達経路による。</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報の留意点                  土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、<u>降雨</u>に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。                  また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>第 3 津波警報・注意報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>(3) 地震情報</p> <table border="1" data-bbox="368 1356 1457 1864"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 に区分）と地震の<u>地震</u>の揺れの<u>発現</u>時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。                      なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 大阪管区気象台は、応急活動を支援するため、地震活動の状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p>	情報の種類	内 容	震度速報	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 に区分）と地震の <u>地震</u> の揺れの <u>発現</u> 時刻を速報。	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	その他の情報	地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。	<p><u>度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。</u>市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条、災害対策基本法 第 51 条、第 55 条、気象業務法 第 11 条、第 13 条、第 15 条）</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報発表の対象としない市町村                  大阪市、摂津市、守口市、門真市、松原市、藤井寺市、高石市、泉大津市、忠岡町は土砂災害が発生する地形を呈していないため発表の対象としない。</p> <p>(2) 伝達体制                  [別図 1-9] の伝達経路による。</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報の留意点                  土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、<u>土壌雨量指数等</u>に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。                  また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。</p> <p><del>※ 土壌雨量指数：第 2 節第 4 参照</del></p> <p>(略)</p> <p>第 3 津波警報・注意報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>(3) 地震情報</p> <table border="1" data-bbox="1762 1356 2852 1864"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 に区分）と地震の揺れの<u>検知</u>時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。                      なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 大阪管区気象台は、応急活動を支援するため、地震活動の状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p>	情報の種類	内 容	震度速報	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 に区分）と地震の揺れの <u>検知</u> 時刻を速報。	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	その他の情報	地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。
情報の種類	内 容																								
震度速報	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 に区分）と地震の <u>地震</u> の揺れの <u>発現</u> 時刻を速報。																								
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。																								
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																								
各地の震度に関する情報	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																								
その他の情報	地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。																								
情報の種類	内 容																								
震度速報	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 に区分）と地震の揺れの <u>検知</u> 時刻を速報。																								
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。																								
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																								
各地の震度に関する情報	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																								
その他の情報	地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。																								

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

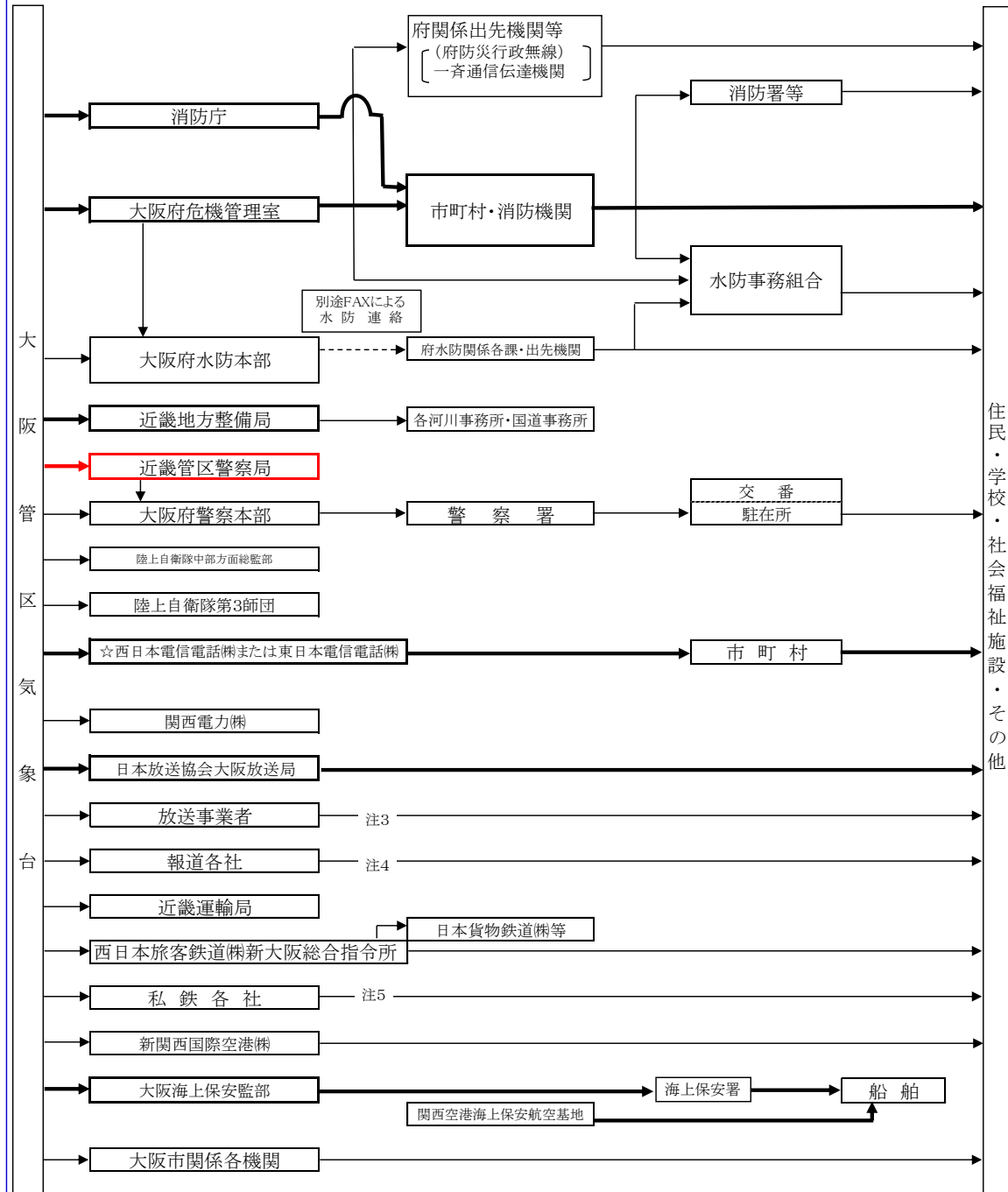
府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>(略)</p> <p>第 4 住民への周知</p> <p>1 府は、日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。          なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第 4 住民への周知</p> <p>1 府は、日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。  <u>特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。</u>          なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。</p> <p>(略)</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

## 府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）

[別図 1-1] 気象予警報等の関係機関への伝達経路

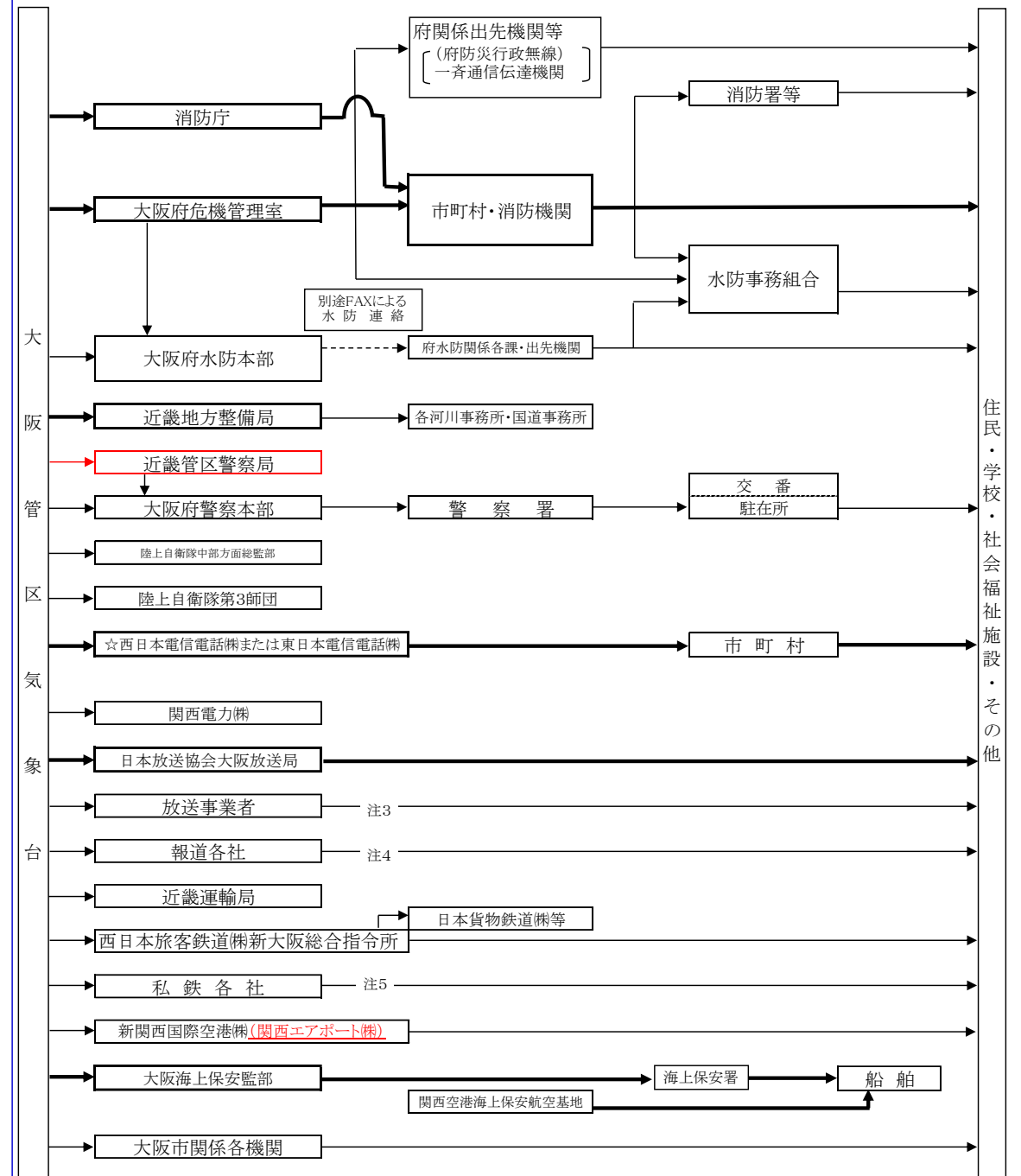


- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。  
 2 ☆印は、警報のみ  
 3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社の9社である。  
 4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。  
 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

(新設)

## 修正案

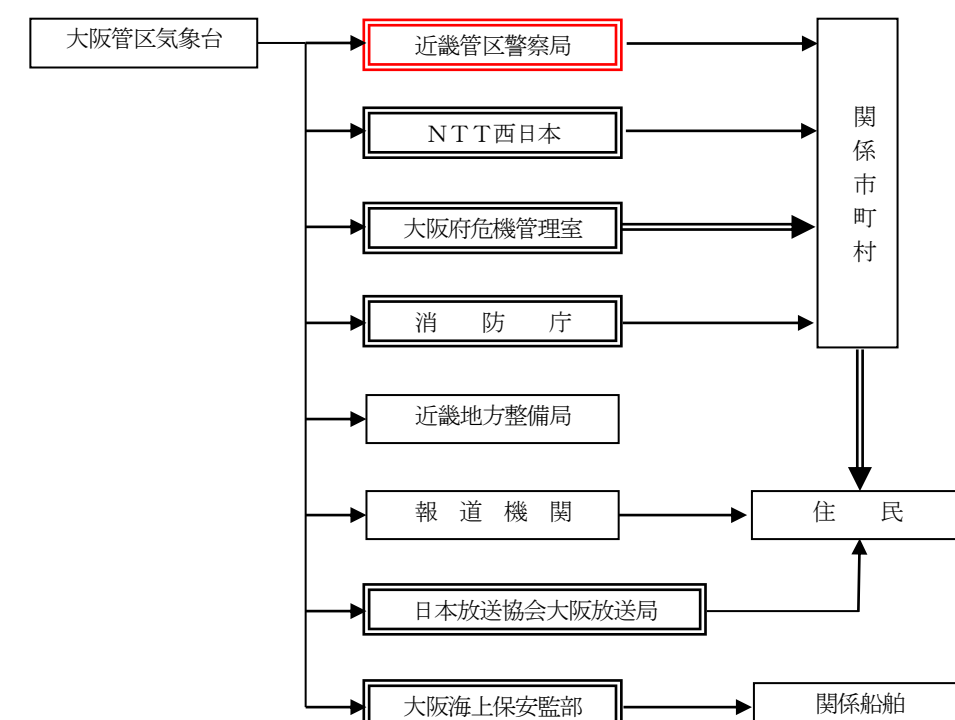
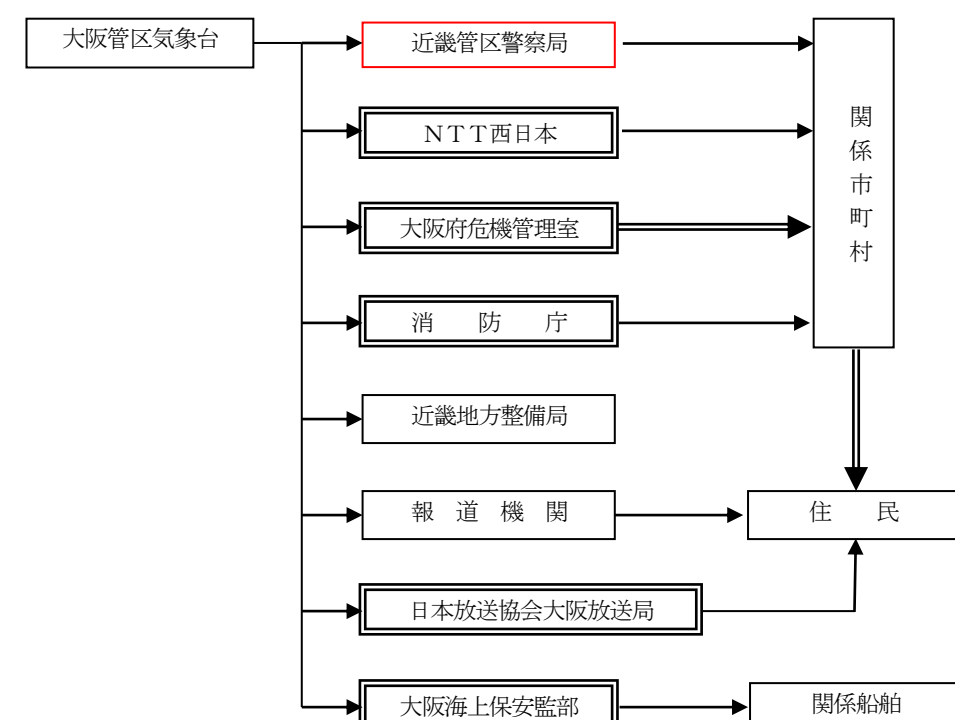
[別図 1-1] 気象予警報等の関係機関への伝達経路



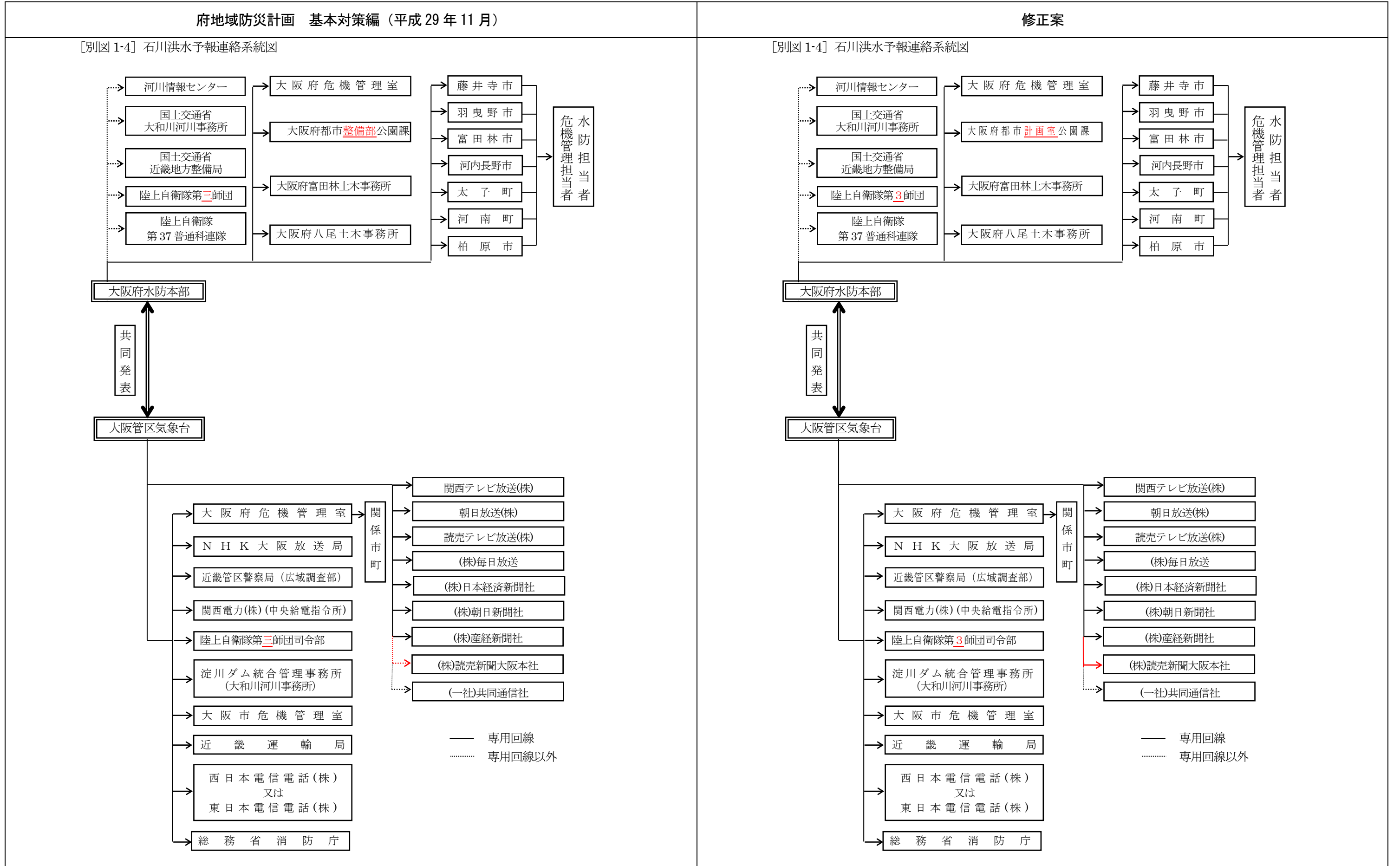
- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。  
 2 ☆印は、**特別警報**、警報のみ  
 3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社、**テレビ大阪株式会社、株式会社FM802 (FMCO.CO.LO) の11社**である。  
 4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。  
 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

**6 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。**

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

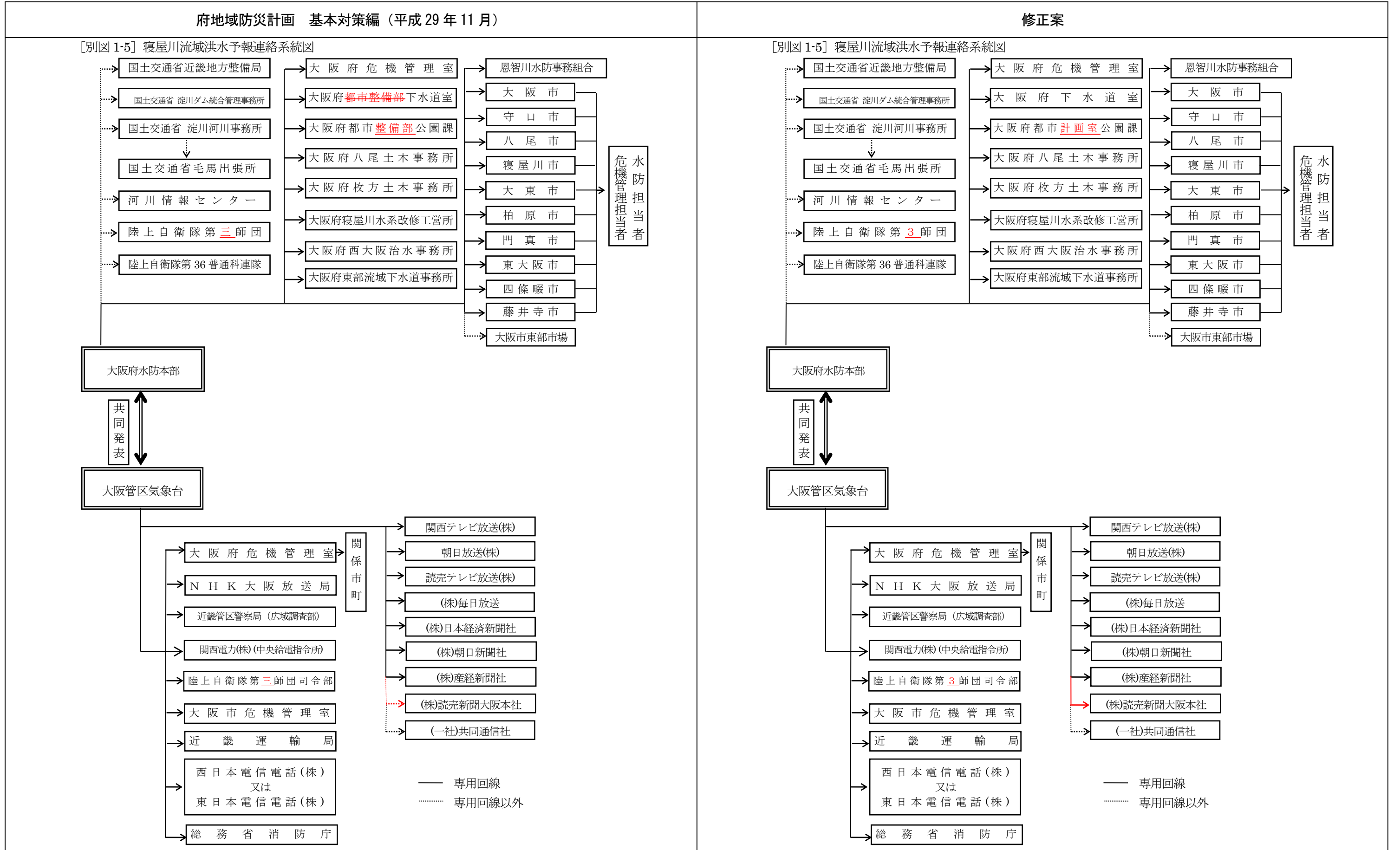
府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>[別図 1-2] 特別警報 <del>（地震動警報を除く（注）3）</del> の関係機関への伝達経路</p>  <p>(注) 1 二重線で囲まれている機関は気象業務法施行令第 8 条第 1 号の規定に基づく法定伝達先である。                  2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。  <del>3 気象庁は地震動警報（緊急地震速報）を発表した時には、日本放送協会に通知する。</del></p>	<p>[別図 1-2] <b>気象</b>特別警報の関係機関への伝達経路</p>  <p>(注) 1 二重線で囲まれている機関は気象業務法施行令第 8 条第 1 号の規定に基づく法定伝達先である。                  2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表



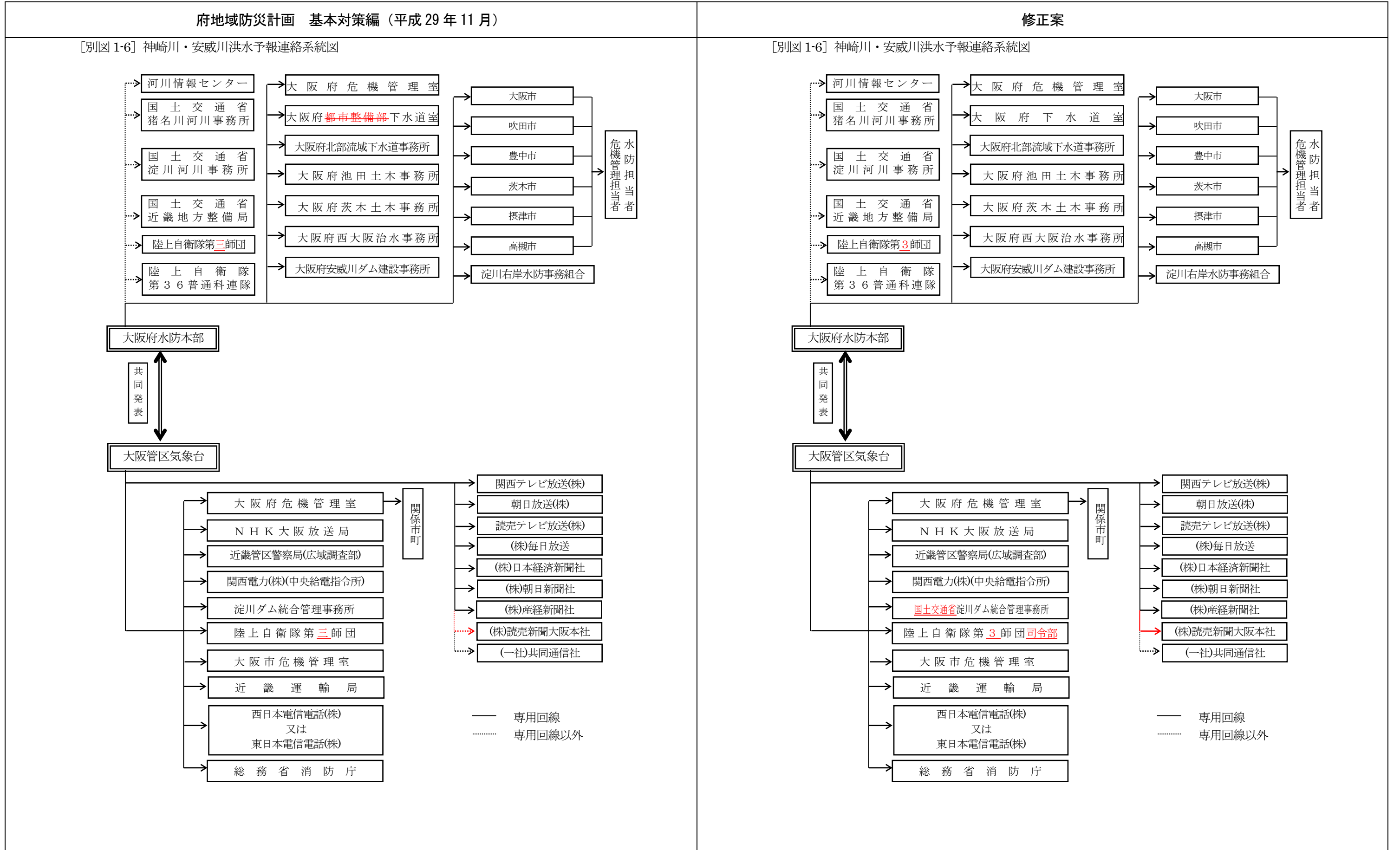
# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策



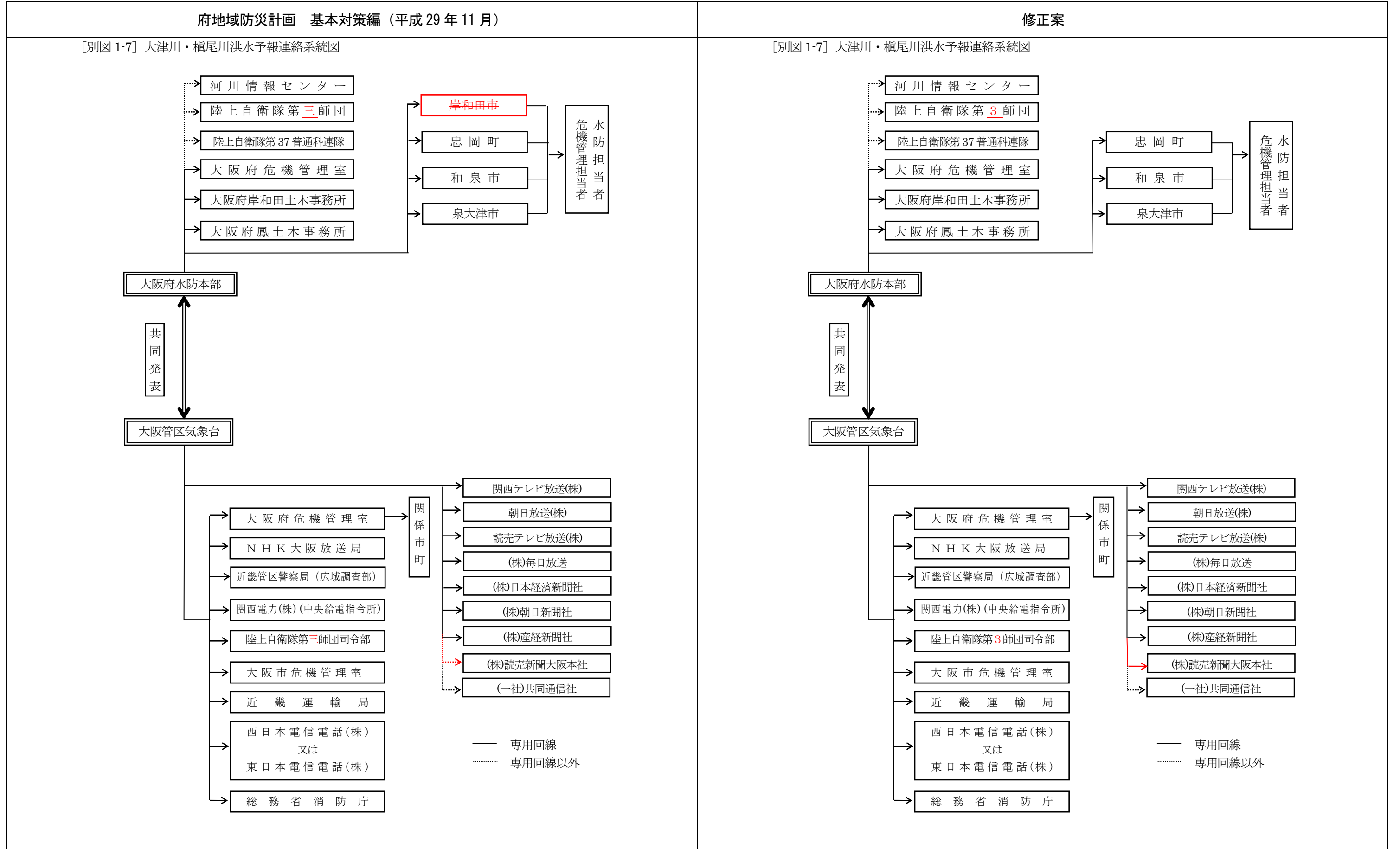
# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策



# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

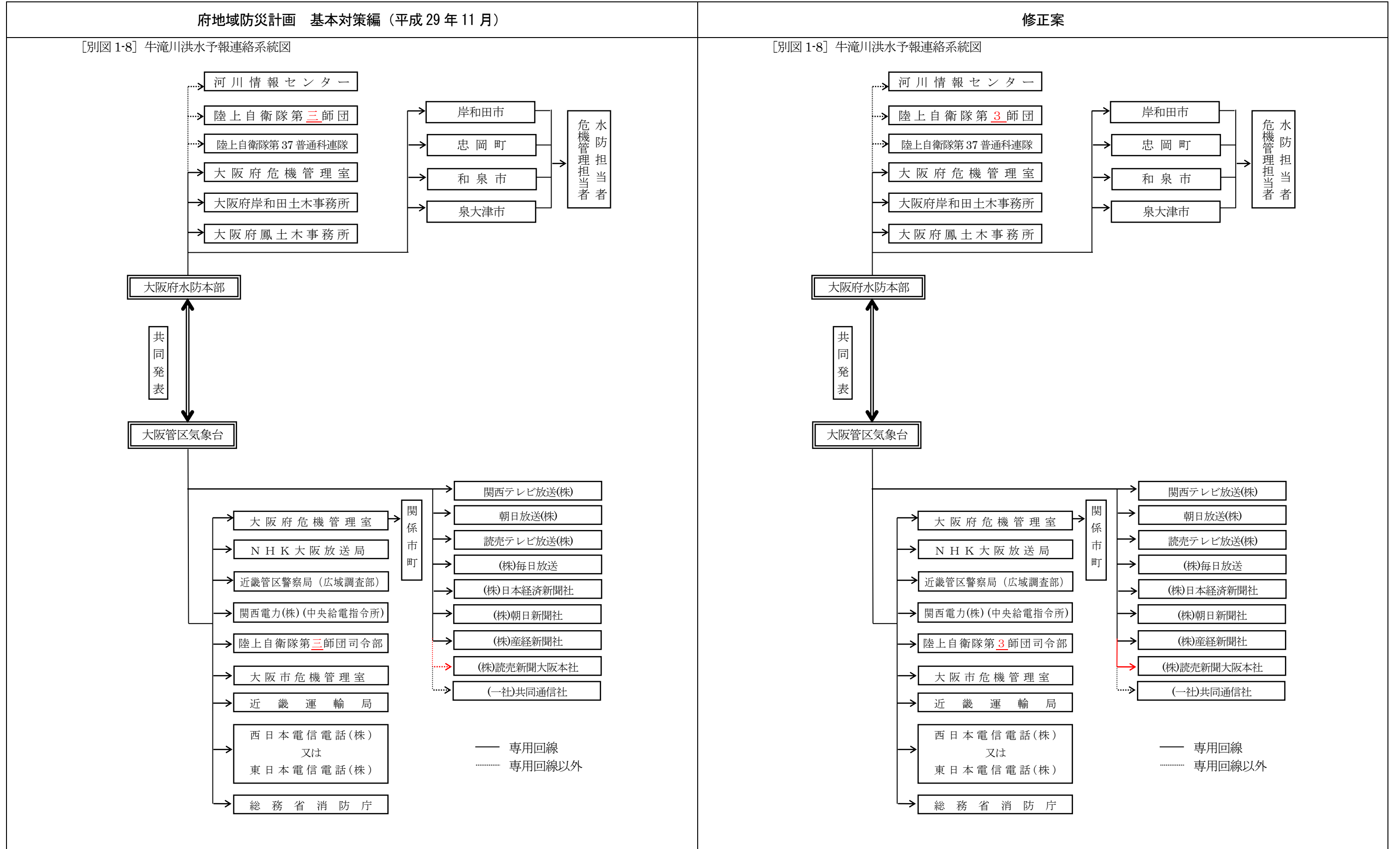
災害応急対策



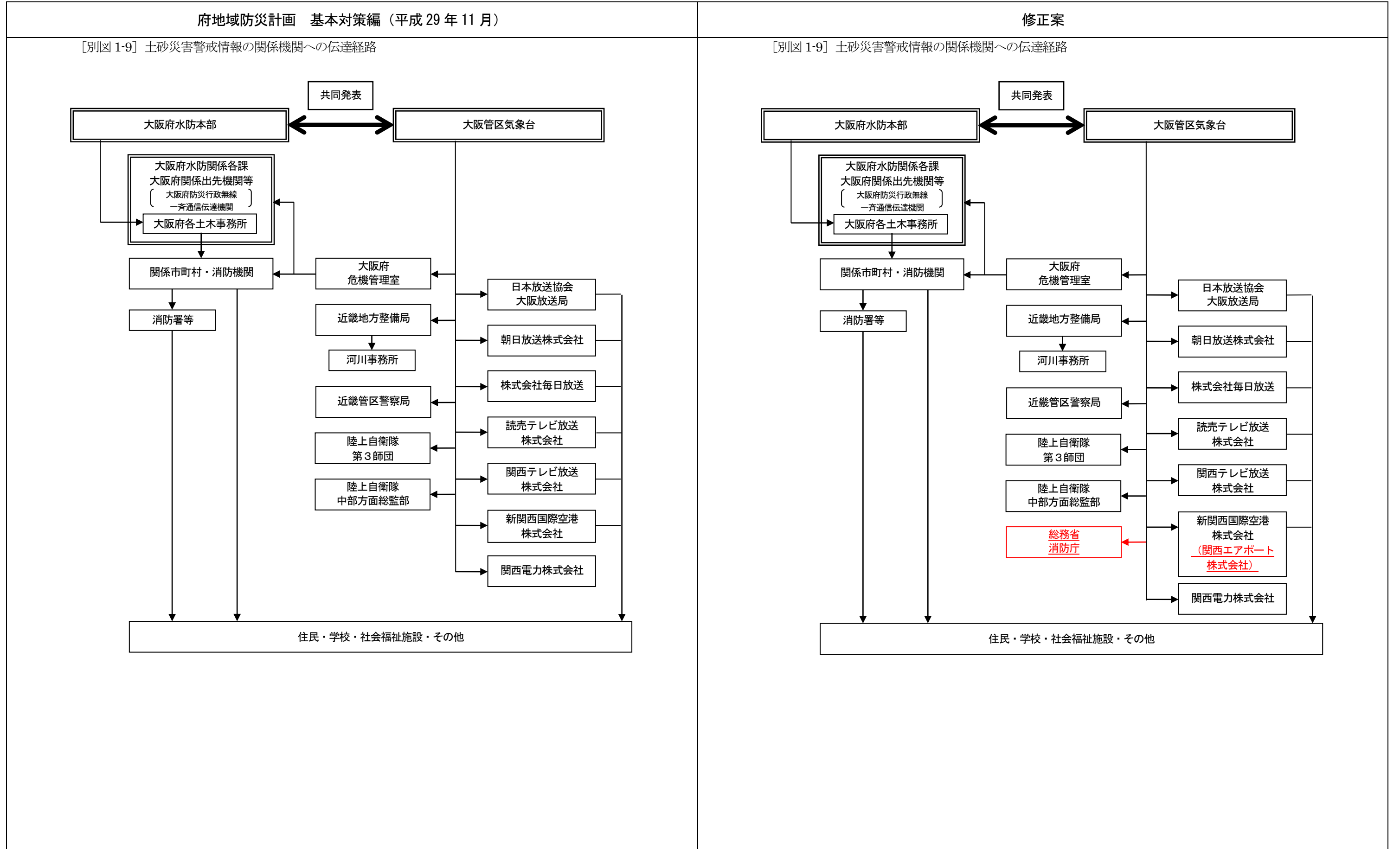


# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策



# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表



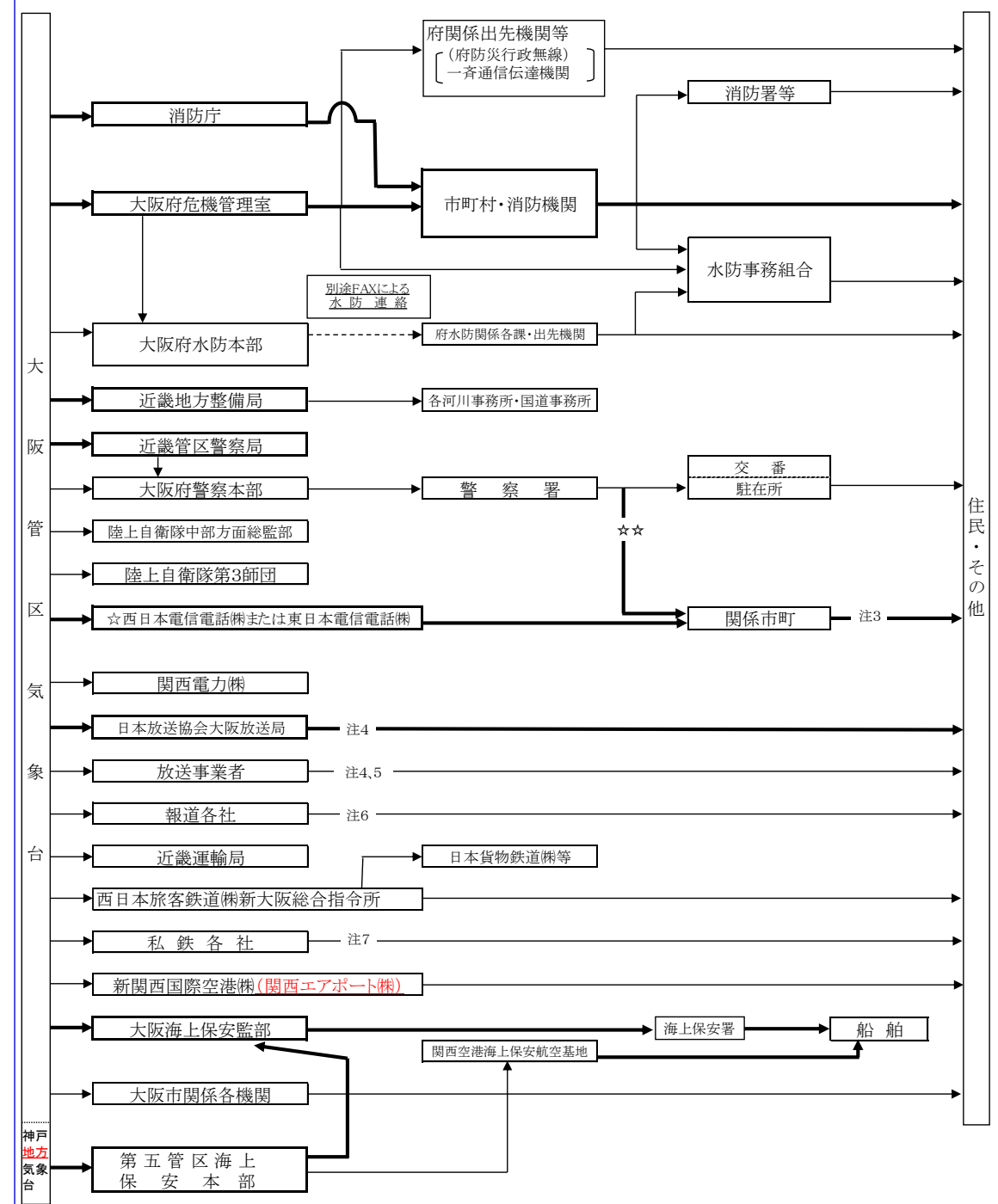
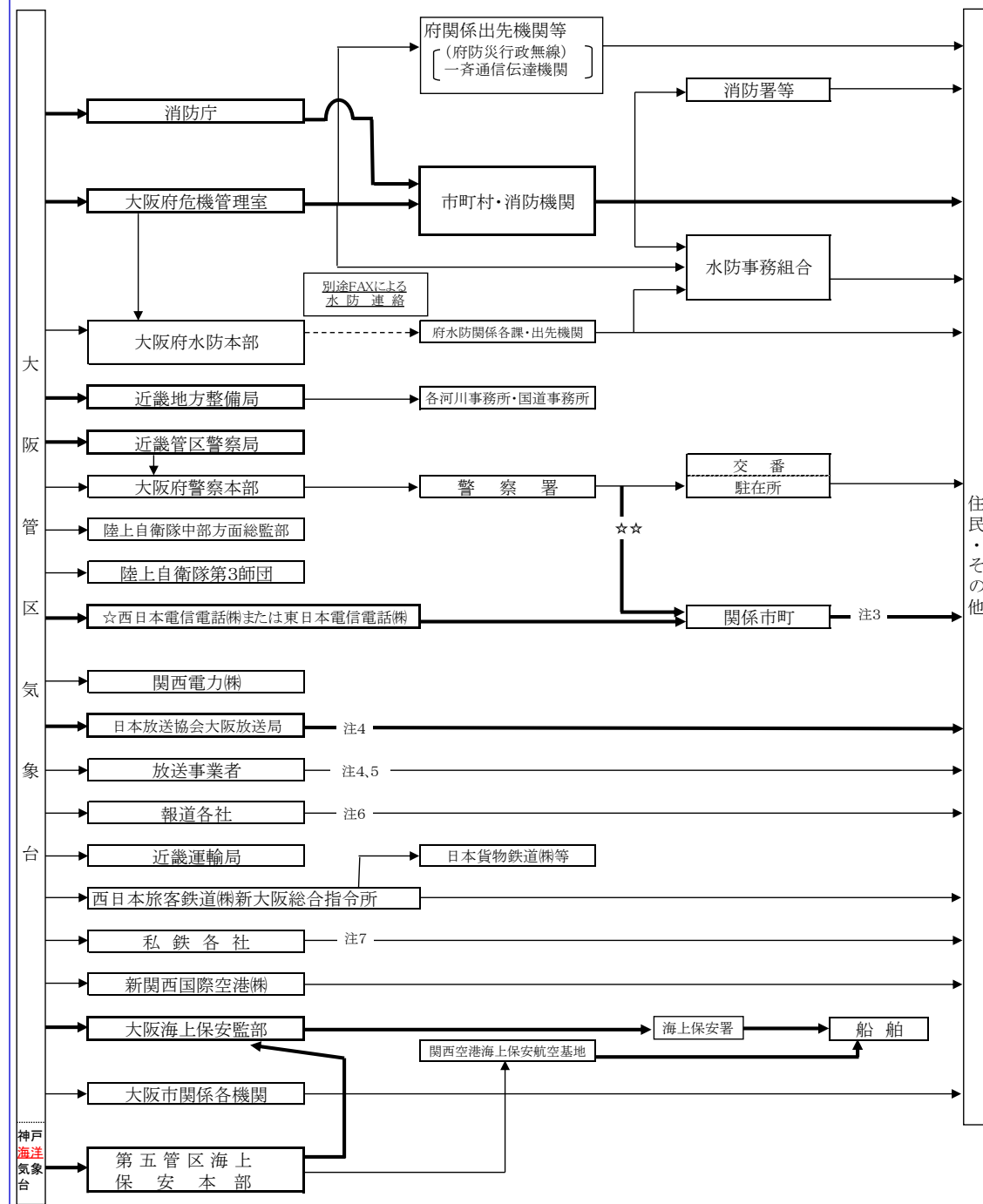
# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

## 府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）

## 修正案

[別図 1-10] 津波予警報等の関係機関への伝達経路

[別図 1-10] 津波警報等の関係機関への伝達経路



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。  
 2 ☆印は、津波警報、同解除(津波注意報)の場合のみ。☆☆印は、津波警報、津波注意報のみ。  
 3 関係市町とは、大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町の12市町である。  
 4 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。  
 5 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社の9社である。  
 6 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。  
 7 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。  
 2 ☆印は、**大津波警報**、津波警報、同解除(津波注意報)の場合のみ。☆☆印は、**大津波警報**、津波警報、津波注意報のみ。  
 3 関係市町とは、大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町の12市町である。  
 4 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。  
 5 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社、**テレビ大阪株式会社**、**株式会社FM802 (FMCO.CO.LO)**の11社である。  
 6 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。  
 7 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>(略)</p> <p><b>第 2 節 警戒活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 水防警報及び洪水予報等</b></p> <p>(略)</p> <p><b>5 洪水予報</b></p> <p>(1) 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、<b>気象庁</b>と共同して洪水予報を行い、府に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>(2) 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、<b>気象庁</b>と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>(3) 府は、上記(1)により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 水防活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 水防管理団体等</b></p> <p>(1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。</p> <p>(2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長に報告する。</p> <p>ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等</p> <p>イ 堤防からの溢水状況</p> <p>ウ 樋門の水漏れ</p> <p>エ 橋梁等構造物の異常</p> <p>オ たため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等</p> <p>(3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。</p> <p>(4) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 4 土砂災害警戒活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 警戒活動の基準</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区气象台が共同して発表する情報である。</p> <p>なお、発表は、气象台の短時間降雨予測に基づき、<b>大阪府の土砂災害発生基準雨量及び气象台の土壌雨量指数が基準を超過する二つが見込まれる場合、該当市町村に発表される。</b></p> <p><del>※ 土砂災害発生基準雨量</del> 過去に当該地域で土砂災害をもたらした累積雨量の下限値であり、土砂災害発生の目安となる。</p> <p>※ 土壌雨量指数 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態</p>	<p>(略)</p> <p><b>第 2 節 警戒活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 水防警報及び洪水予報等</b></p> <p>(略)</p> <p><b>5 洪水予報</b></p> <p>(1) 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、<b>大阪管区气象台</b>と共同して洪水予報を行い、府に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>(2) 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、<b>大阪管区气象台</b>と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>(3) 府は、上記(1)により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 水防活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 水防管理団体等</b></p> <p>(1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。</p> <p>(2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長に報告する。</p> <p>ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等</p> <p>イ 堤防からの溢水状況</p> <p>ウ 樋門の水漏れ</p> <p>エ 橋梁等構造物の異常</p> <p>オ たため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等</p> <p>(3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。</p> <p>(4) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。</p> <p><b>(5) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 4 土砂災害警戒活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 警戒活動の基準</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区气象台が共同して発表する情報である。</p> <p>なお、発表は、气象台の短時間降雨予測に基づき、气象台の土壌雨量指数<b>等</b>が基準を超過すると見込まれる場合、該当市町村に発表される。</p> <p>※ 土壌雨量指数 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態</p>

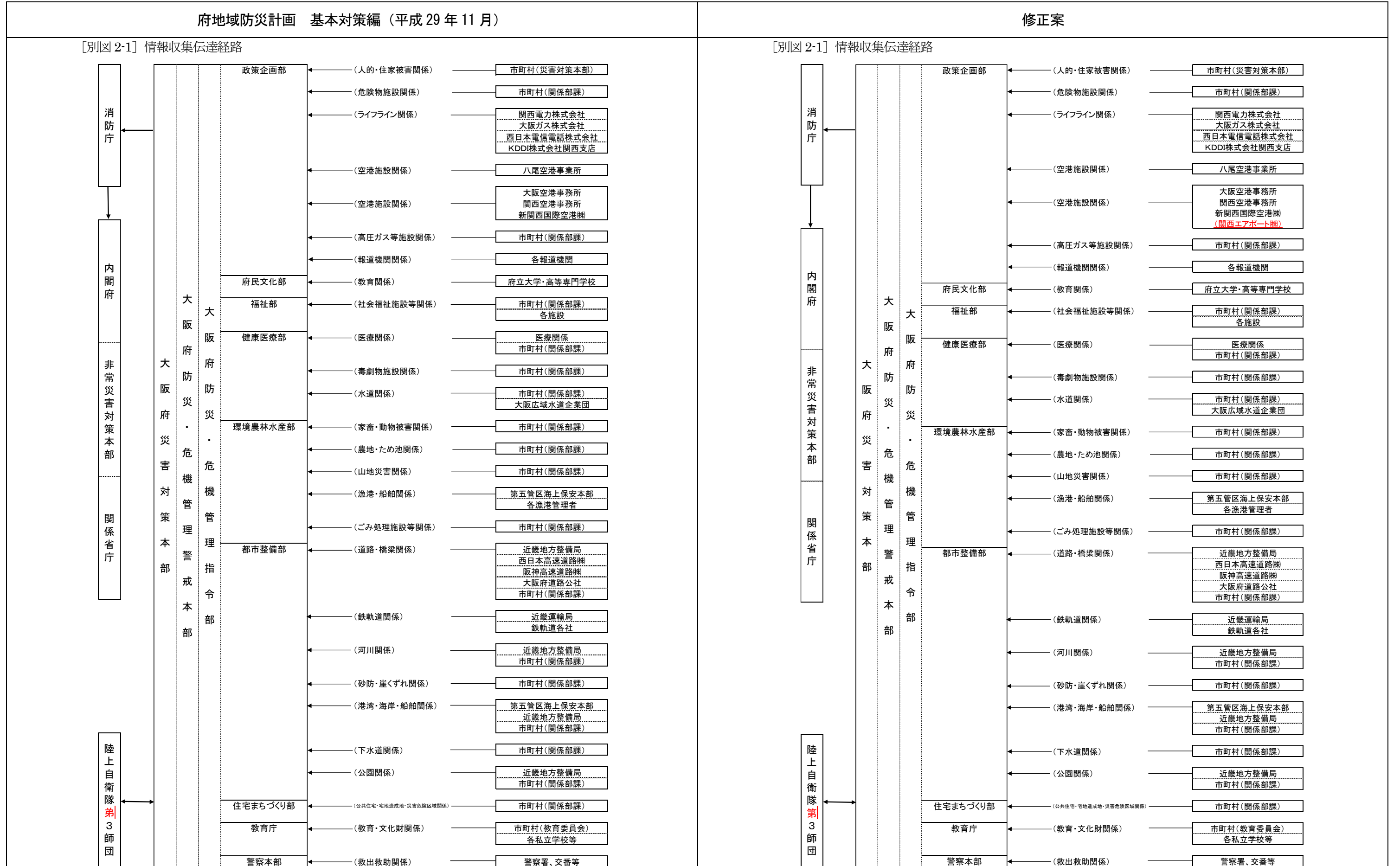
# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく 5km 四方の領域ごとに算出する。</p> <p>(略)</p> <p>第 6 ライフライン・交通等警戒活動</p> <p>(略)</p> <p>3 交通施設管理者</p> <p>気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。</p> <p>(1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、<u>大阪市交通局</u>、能勢電鉄株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 空港施設（大阪航空局、新関西国際空港株式会社）</p> <p>ア 定められた基準により、航空機離着陸の制限若しくは空港閉鎖を行う。</p> <p>イ 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。</p> <p>(略)</p> <p>第 3 節 津波警戒活動</p> <p>(略)</p> <p>第 4 交通対策</p> <p>(略)</p> <p>2 海上及び航空</p> <p>(略)</p> <p>(7) 新関西国際空港株式会社は、津波襲来による危険が予測される場合においては、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。</p> <p>3 鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、<u>大阪市交通局</u>、阪堺電気軌道株式会社、阪急電鉄株式会社）</p> <p>列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止する。</p> <p>(略)</p>	<p>を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく 5km 四方の領域ごとに算出する。</p> <p>(略)</p> <p>第 6 ライフライン・交通等警戒活動</p> <p>(略)</p> <p>3 交通施設管理者</p> <p>気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。</p> <p>(1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、<u>大阪市高速電気軌道株式会社</u>、能勢電鉄株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 空港施設（大阪航空局、新関西国際空港株式会社、<u>関西エアポート株式会社</u>）</p> <p>ア 定められた基準により、航空機離着陸の制限若しくは空港閉鎖を行う。</p> <p>イ 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。</p> <p>(略)</p> <p>第 3 節 津波警戒活動</p> <p>(略)</p> <p>第 4 交通対策</p> <p>(略)</p> <p>2 海上及び航空</p> <p>(略)</p> <p>(7) 新関西国際空港株式会社、<u>関西エアポート株式会社</u> は、津波襲来による危険が予測される場合においては、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。</p> <p>3 鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、<u>大阪市高速電気軌道株式会社</u>、阪堺電気軌道株式会社、阪急電鉄株式会社）</p> <p>列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止する。</p> <p>(略)</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策



# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>(略)</p> <p><b>第 5 通信手段の確保</b></p> <p>1 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。          なお、府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>2</b> 西日本電信電話株式会社（大阪支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。</p> <p><b>第 5 節 災害広報</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、<u>被災者</u>をはじめ、<u>広く住民</u>に対し、正確かつきめ細かな情報を提供する。</p> <p><b>第 1 災害広報</b></p> <p>府及び市町村は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。          また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。</p> <p><b>1 広報の内容</b></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) 地震発生直後の広報 (略)</p> <p>(2) 風水害発生直後の広報 (略)</p> <p>(3) その後の広報 (略)</p> <p><b>第 2 報道機関との連携</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。</p>	<p>(略)</p> <p><b>第 5 通信手段の確保</b></p> <p>1 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。          なお、府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。</p> <p><u>2 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。</u></p> <p><b>3</b> 西日本電信電話株式会社（大阪支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。</p> <p><b>第 5 節 災害広報</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、<u>住民</u>をはじめ、<u>出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客</u>に対し、<u>自らの判断で適切な行動がとれるよう</u>、正確かつきめ細かな情報を<u>様々な手段を用いて</u>、提供する。</p> <p><b>第 1 災害広報</b></p> <p>府及び市町村は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。          また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。</p> <p><b>1 広報の内容</b></p> <p><u>(1) 台風接近時の広報</u></p> <p><u>ア 台風についての情報（進路予想図、予報円 等）や気象の状況</u></p> <p><u>イ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ</u></p> <p><u>ウ 鉄道等の交通機関の運行情報の収集 等</u></p> <p>(2) 地震発生直後の広報 (略)</p> <p>(3) 風水害発生直後の広報 (略)</p> <p>(4) その後の広報 (略)</p> <p><b>第 2 報道機関との連携</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>1 緊急放送の実施 日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。</p> <p>（略）</p> <h3>第3章 消火、救助、救急、医療救護</h3> <h4>第1節 消火・救助・救急活動</h4> <p>（略）</p> <h4>第2 府</h4> <p>市町村から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、災害対策本部を設置し、市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。</p> <p>また、被害の拡大に府域市町村だけで対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請するなど、必要な総合調整を行う。</p> <p>なお、緊急消防援助隊を要請した場合は、速やかに災害対策本部内に消防応援活動調整本部を設置し、消防機関が行う活動全般の把握、調整、支援等を行うものとする。</p> <p>その他、総合的な対応については、広域防災連絡会議を設置し、関係機関との連絡調整を図るものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <h4>第5 各機関による連絡会議の設置</h4> <p>府、市町村、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に連絡調整所を設置する。</p> <p>（略）</p> <h3>第2節 医療救護活動</h3> <p>府、市町村及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。</p> <h4>第1 医療救護活動に関する府の組織体制</h4>	<p>1 緊急放送の実施 日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。</p> <p>（略）</p> <h3>第3章 消火、救助、救急、医療救護</h3> <h4>第1節 消火・救助・救急活動</h4> <p>（略）</p> <h4>第2 府</h4> <p>市町村から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、災害対策本部を設置し、市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。</p> <p>また、被害の拡大に府域市町村だけで対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請するなど、必要な総合調整を行う。</p> <p>なお、緊急消防援助隊を要請した場合は、速やかに災害対策本部内に消防応援活動調整本部 <u>（※1）</u> を設置し、消防機関が行う活動全般の把握、調整、支援等を行うものとする。</p> <p>その他、総合的な対応については、広域防災連絡会議 <u>（※2）</u> を設置し、関係機関との連絡調整を図るものとする。</p> <p><u>※1 消防応援活動調整本部（本部長：知事）</u> 災害が発生した市町村の消防の応援等のため、府及び市町村が実施する措置の総合調整及び関係機関との連絡を行うための組織のこと。</p> <p><u>※2 広域防災連絡会議（本部長：災害対策課長）</u> 広域的支援部隊（緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び自衛隊災害派遣部隊など）の派遣を要請した場合に、被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、各機関の総合的な連携・調整を図ることを目的とする会議のこと。（大阪府広域的支援部隊受入計画）</p> <p>（略）</p> <h4>第5 各機関による連絡会議の設置</h4> <p>府、市町村、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に<u>合同</u>調整所を設置する。</p> <p>（略）</p> <h3>第2節 医療救護活動</h3> <p>府、市町村及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。</p> <h4>第1 医療救護活動に関する府の組織体制</h4>



# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>1 <b>災害医療本部</b>（本部長：健康医療部長） 医療救護全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。</p> <p>2 <b>DMAT調整本部</b> DMATに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、<b>災害医療本部</b>の下に設置する。</p> <p>3 <b>DMAT・SCU本部</b> 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）において、広域医療搬送や地域医療搬送の調整を行うため、必要に応じ、DMAT調整本部の下に設置する。</p> <p><del>4 <b>地域災害医療本部</b>（本部長：保健所長） 管内の地域医療救護全体の調整を行うため、府保健所内に設置する。</del></p> <p>（略）</p> <p>第3 現地医療対策 （略）</p> <p>2 現地医療活動 （略）</p> <p>(3) 現地医療活動の継続 府は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p> <p>（略）</p> <p>第5 医薬品等の確保・供給活動</p> <p>府、市町村及び日本赤十字社大阪府支部は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材の確保体制を整備する。 また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。</p> <p>（略）</p> <p>第4章 避難行動</p> <p>第1節 避難誘導</p> <p>（略）</p> <p>第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>市町村長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難勧告等を行う。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。 また、府は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。 <del>特に、主砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、主砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての主砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等が発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具</del></p>	<p>1 <b>保健医療調整本部</b>（本部長：健康医療部長） 保健医療活動の総合調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。</p> <p>2 <b>DMAT調整本部</b> DMATに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、<b>保健医療調整本部</b>の下に設置する。</p> <p>3 <b>DMAT・SCU本部</b> 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）において、広域医療搬送や地域医療搬送の調整を行うため、必要に応じ、DMAT調整本部の下に設置する。</p> <p>（略）</p> <p>第3 現地医療対策 （略）</p> <p>2 現地医療活動 （略）</p> <p>(3) 現地医療活動の継続 府は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、<b>独立行政法人地域医療機能推進機構</b>、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p> <p>（略）</p> <p>第5 医薬品等の確保・供給活動</p> <p>府及び市町村は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材の確保体制を整備し、<b>供給活動を行う</b>。 また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備し、<b>供給活動を行う</b>。</p> <p>（略）</p> <p>第4章 避難行動</p> <p>第1節 避難誘導</p> <p>（略）</p> <p>第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>市町村長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難勧告等を行う。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。 また、府は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。 <u>（災害予防対策 第1章 第6節 に移動）</u></p>

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p><del>体的に設定する。</del></p> <p><b>1 標準的な意味合い</b> (表省略)</p> <p><del>前表については、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」(平成 29 年 1 月)を踏まえ、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立退き避難が必要な場合を想定しているが、避難勧告や避難指示(緊急)が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とし、府及び市町村はこのことを住民へ平時から周知しておく。</del></p> <p><del>市町村は、市町村域の河川特性等を考慮し、同ガイドラインを踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。また、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。加えて、沿岸市町村は、大型台風による高潮や南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。</del></p> <p><del>また、府は、市町村が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するにあたり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。</del></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 節 指定避難所の開設・運営等</b> (略)</p> <p><b>第 2 指定避難所の管理、運営</b> (略)</p> <p><b>2 指定避難所の管理、運営の留意点</b></p> <p>市町村は、避難者による自主的な運営を促すとともに、指定避難所の管理運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>(1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握<del>に努め、府への報告を行う。</del></p> <p>(2) 混乱防止のための避難者心得の掲示</p> <p>(3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</p> <p>(4) 生活環境<del>への配慮を行い、</del>常に良好なものとするため、<u>食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める</u></p> <p>(5) 避難行動要支援者への配慮</p> <p>(6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、<del>避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。</del></p> <p>(7) <del>外国人に対して、</del>言語、生活習慣、文化等の違い<del>に配慮した運営に努める。</del></p> <p>(8) 相談窓口の設置（女性相談員の配置<del>に配慮する。</del>）</p> <p>(9) 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者へ<del>配慮した運営に努める</del></p>	<p><b>1 避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める行動</b> (表省略)</p> <p><u>(災害予防対策 第 1 章 第 6 節 に移動)</u></p> <p><b>第 2 節 指定避難所の開設・運営等</b> (略)</p> <p><b>第 2 指定避難所の管理、運営</b> (略)</p> <p><b>2 指定避難所の管理、運営の留意点</b></p> <p>市町村は、避難者による自主的な運営を促すとともに、指定避難所の管理運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>(1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握<del>並びに</del>府への報告</p> <p>(2) 混乱防止のための避難者心得の掲示</p> <p>(3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</p> <p>(4) 生活環境<del>を</del>常に良好なものとするため<del>の</del>食事供与<del>及び</del>トイレ設置<del>の</del>状況等の把握</p> <p>(5) 避難行動要支援者への配慮</p> <p>(6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等<del>及び</del>避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握<del>並びに</del>必要な措置<del>の実施</del></p> <p>(7) <u>多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する</u>言語、生活習慣、文化等の違い<del>への</del>配慮</p> <p>(8) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）</p> <p>(9) 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者へ<del>の</del>配慮</p> <p><u>(10) 指定避難所運営組織への女性の参加</u></p> <p><u>(11) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への</u>配慮</p> <p><u>(12) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの</u>配慮</p>

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>(10) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底</p> <p>(11) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める<u>よう努める。</u></p> <p>(12) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に<u>努める。</u></p> <p><del>また、市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するため、指定避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。</del></p> <p><b>第 3 指定避難所の早期解消のための取組み等</b></p> <p>市町村は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。</p> <p>また、市町村は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。</p> <p>なお、府、市町村、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者の<u>低減に向けた</u>方策を検討する。</p> <p><b>第 3 節 避難行動要支援者への支援</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 被災した避難行動要支援者への支援活動</b></p> <p>避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 4 節 広域一時滞在</b></p> <p>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 5 章 交通対策、緊急輸送活動</b></p> <p><b>第 1 節 交通規制・緊急輸送活動</b></p>	<p>(13) <u>家庭動物のためのスペース確保及び</u>動物飼養者の周辺への配慮の徹底</p> <p>(14) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に<u>指定</u>避難所運営に関する役割分担等を定める<u>こと</u></p> <p>(15) 各<u>指定</u>避難所の運営者とともに、<u>指定</u>避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換<u>を行うこと</u></p> <p><b>第 3 指定避難所の早期解消のための取組み等</b></p> <p>市町村は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。</p> <p>また、市町村は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。</p> <p>なお、府、市町村、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者が<u>早期に日常生活を取り戻せるよう</u>方策を検討する。</p> <p><b>第 3 節 避難行動要支援者への支援</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 被災した避難行動要支援者への支援活動</b></p> <p>避難誘導、指定避難所<u>等</u>での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所<u>等</u>での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 4 節 広域一時滞在<u>への対応</u></b></p> <p>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び<u>指定</u>避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 5 章 交通対策、緊急輸送活動</b></p> <p><b>第 1 節 交通規制・緊急輸送活動</b></p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>(略)</p> <p>第 1 陸上輸送 (略) <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第 3 航空輸送</p> <p>状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。</p> <p>1 輸送基地の確保 (1) 府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、大阪航空局、新関西国際空港株式会社、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。 (略)</p> <p>2 輸送手段の確保 府及び市町村は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊、大阪航空局、新関西国際空港株式会社の協力を得て、緊急輸送活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 節 交通の維持復旧</b></p> <p>(略)</p> <p>第 1 交通の安全確保 (略)</p> <p>2 各施設管理者における対応 (1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、<u>大阪市交通局</u>、能勢電鉄株式会社） (略)</p> <p>(4) 空港施設（大阪航空局、新関西国際空港株式会社） (略)</p> <p>第 2 交通の機能確保 (略)</p> <p>2 各施設管理者における復旧 (4) 空港施設（大阪航空局、新関西国際空港株式会社） ア 空港管理者は、滑走路、航空管制施設等の航空機の離発着に不可欠な施設を優先して応急復旧を行い、併せてエプロン等の応急復旧に努める。 被害が大きい場合には、部分再開するための空港施設の応急復旧に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 6 章 二次災害防止、ライフライン確保</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 節 民間建築物等応急対策</b></p>	<p>(略)</p> <p>第 1 陸上輸送 (略) <b>8 重要物流道路等における道路啓開等の支援</b> <u>国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 3 航空輸送</p> <p>状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。</p> <p>1 輸送基地の確保 (1) 府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、大阪航空局、新関西国際空港株式会社、<u>関西エアポート株式会社</u>、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。 (略)</p> <p>2 輸送手段の確保 府及び市町村は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊、大阪航空局、新関西国際空港株式会社、<u>関西エアポート株式会社</u>の協力を得て、緊急輸送活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 節 交通の維持復旧</b></p> <p>(略)</p> <p>第 1 交通の安全確保 (略)</p> <p>2 各施設管理者における対応 (1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、<u>大阪市高速電気軌道株式会社</u>、能勢電鉄株式会社） (略)</p> <p>(4) 空港施設（大阪航空局、新関西国際空港株式会社、<u>関西エアポート株式会社</u>） (略)</p> <p>(略)</p> <p>第 2 交通の機能確保 (略)</p> <p>2 各施設管理者における復旧 (4) 空港施設（大阪航空局、新関西国際空港株式会社、<u>関西エアポート株式会社</u>） ア 空港管理者（<u>運営権者を含む。</u>）は、滑走路、航空管制施設等の航空機の離発着に不可欠な施設を優先して応急復旧を行い、併せてエプロン等の応急復旧に努める。 被害が大きい場合には、部分再開するための空港施設の応急復旧に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 6 章 二次災害防止、ライフライン確保</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 節 民間建築物等応急対策</b></p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>(略)</p> <p>第4 文化財</p> <p>指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市町村<b>教育委員会</b>を経由して府<b>教育委員会</b>に報告する。府<b>教育委員会</b>は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市町村<b>教育委員会</b>を経由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 ライフライン・放送の確保</p> <p>(略)</p> <p>第2 ライフライン事業者における対応</p> <p>(略)</p> <p>3 電力（関西電力株式会社）</p> <p>(1) 応急措置 感電事故、漏電火災等、二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。</p> <p>(2) 応急供給 ア 電力設備被害状況、一般被害情報等<b>の集約により</b>総合的に被害状況の把握に努める。 イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。 ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。 エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。</p> <p>(3) 広報 ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ること等、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。</p> <p>4 ガス（大阪ガス株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 広報 ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。 イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。</p> <p>(略)</p> <p>第7章 被災者の生活支援</p> <p>第1節 <b>オペレーション</b>体制</p> <p>大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、府及び市町村は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い<b>通常</b>の生活の回復につなげる<b>ため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。</b></p>	<p>(略)</p> <p>第4 文化財</p> <p>指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市町村を経由して府に報告する。府は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市町村を経由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 ライフライン・放送の確保</p> <p>(略)</p> <p>第2 ライフライン事業者における対応</p> <p>(略)</p> <p>3 電力（関西電力株式会社）</p> <p>(1) 応急措置 感電事故、漏電火災等、二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。</p> <p>(2) 応急供給 ア 電力設備被害状況、一般被害情報等<b>を集約するための体制、システムを整備し、</b>総合的に被害状況の把握に努める。 イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。 ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。 エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。</p> <p>(3) 広報 ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ること等、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。 <b>イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。</b></p> <p>4 ガス（大阪ガス株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 広報 ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。 イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。<b>加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。</b></p> <p>(略)</p> <p>第7章 被災者の生活支援</p> <p>第1節 <b>支援</b>体制</p> <p>大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、府及び市町村は、<b>長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、</b>被災者の精神的な安心と、一刻も早い<b>日常</b>生活の回復につなげる。</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>府は、<u>オペレーション</u>体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から 72 時間までとそれ以降の<u>オペレーション</u>について検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市町村の<u>オペレーション</u>体制の整備を支援する。</p> <p>(略)</p> <h3>第 3 節 災害救助法の適用</h3> <p>(略)</p> <h4>第 2 救助の内容</h4> <p>(略)</p> <h5>2 職権の一部委任</h5> <p>知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。（災害救助法第 30 条）</p> <p>なお、上記により市町村長が行う事務のほか、市町村長は、知事が行う救助を補助するものとする。</p> <p>(略)</p> <h3>第 5 節 住宅の応急確保</h3> <p>(略)</p> <h4>第 2 住居障害物の除去</h4> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>市町村</u>は、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。</li> <li>2 府は、市町村から障害物の除去について、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請があったときは、必要な措置を講ずる。</li> </ol> <h4>第 3 応急仮設住宅の建設</h4> <p>府は、災害救助法第 2 条に規定する区域において、住宅が全壊又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、被災市町村と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、<u>応急仮設住宅を建設し</u>、供与する。</p> <p>ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>応急仮設住宅</u>の管理は、当該市町村の協力を求めて行う。</li> <li>2 市町村と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。</li> <li>3 入居者に<u>応急仮設住宅</u>を供与する期間は、完成の日から、原則として 2 年以内とする。</li> <li>4 高齢者、障がい者に配慮した<u>応急仮設住宅</u>を建設するよう努める。</li> </ol> <p><u>(第 5 から移動)</u></p>	<p>府は、<u>支援</u>体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から 72 時間までとそれ以降の<u>支援</u>について検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市町村の<u>支援</u>体制の整備を支援する。</p> <p>(略)</p> <h3>第 3 節 災害救助法の適用</h3> <p>(略)</p> <h4>第 2 救助の内容</h4> <p>(略)</p> <h5>2 職権の一部委任</h5> <p>知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。（災害救助法第 13 条）</p> <p>なお、上記により市町村長が行う事務のほか、市町村長は、知事が行う救助を補助するものとする。</p> <p>(略)</p> <h3>第 5 節 住宅の応急確保</h3> <p>(略)</p> <h4>第 2 住居障害物の除去</h4> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>府</u>は、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。</li> <li>2 府は、市町村に<u>委任した場合</u>、障害物の除去について、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請があったときは、必要な措置を講ずる。</li> </ol> <h4>第 3 応急仮設住宅の建設</h4> <p>府は、災害救助法第 2 条に規定する区域において、住宅が全壊又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、被災市町村と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、<u>建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）</u>を供与する。</p> <p>ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>建設型仮設住宅</u>の管理は、当該市町村の協力を求めて行う。</li> <li>2 市町村と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。</li> <li>3 入居者に<u>建設型仮設住宅</u>を供与する期間は、完成の日から、原則として 2 年以内とする。</li> <li>4 高齢者、障がい者に配慮した<u>建設型仮設住宅</u>を建設するよう努める。</li> </ol> <h4>第 4 応急仮設住宅の借上げ</h4> <p><u>民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）を積極的に活用する。</u></p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p><b>第4 応急仮設住宅の運営管理</b></p> <p>府及び市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と市町村が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入りに配慮する。</p> <p><del>第5 みなし応急仮設住宅</del></p> <p><del>民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。</del></p> <p><b>第6 公共住宅への一時入居</b></p> <p>府及び市町村は、<u>応急仮設住宅の建設</u>及び<u>みなし応急仮設住宅</u>の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市町営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空家への一時入居の措置を講ずる。</p> <p><b>第7 住宅に関する相談窓口の設置等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>府は、<del>応急住宅、空家、融資等</del>住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。</li> <li>府及び市町村は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。</li> </ol> <p><b>第8 他府県への応急仮設住宅<u>用地</u>の要請</b></p> <p>府は、被災の状況に鑑み、府内のみでは応急仮設住宅<u>用地</u>の確保が十分でないと判断される場合には、近隣府県をはじめ他府県に対して、<u>応急仮設住宅用地</u>の提供を求める。 (略)</p> <p><b>第6節 応急教育</b></p> <p>府<u>教育委員会</u>及び市町村<u>教育委員会</u>は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。 また、府は、私立学校等が公立学校に準じた措置をとるよう指導・助言する。</p> <p><b>第1 教育施設の応急整備</b></p> <p>府<u>教育委員会</u>及び市町村<u>教育委員会</u>は、被害を受けた公立学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。</p>	<p><b>第5 応急仮設住宅の運営管理</b></p> <p>府及び市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と市町村が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入りに配慮する。</p> <p><u>(第4へ移動)</u></p> <p><b>第6 公共住宅への一時入居</b></p> <p>府及び市町村は、<u>建設型仮設住宅</u>及び<u>借上型仮設住宅</u>の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市町営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空家への一時入居の措置を講ずる。</p> <p><b>第7 住宅に関する相談窓口の設置等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>府は、住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。</li> <li>府及び市町村は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。</li> </ol> <p><b>第8 他府県への応急仮設住宅<u>に関する</u>要請</b></p> <p>府は、被災の状況に鑑み、府内のみでは応急仮設住宅の確保が十分でないと判断される場合には、近隣府県をはじめ他府県に対して、<u>建設型仮設住宅の用地及び借上型仮設住宅の情報</u>の提供を求める。 (略)</p> <p><b>第6節 応急教育</b></p> <p>府及び市町村は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。 また、府は、私立学校等が公立学校に準じた措置をとるよう指導・助言する。</p> <p><b>第1 教育施設の応急整備</b></p> <p>府及び市町村は、被害を受けた公立学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p><b>第 2 応急教育体制の確立</b></p> <p><b>1 応急教育の実施</b></p> <p>(1) 学校長 教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、府教育委員会若しくは市町村教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。 ア 校舎が指定避難所として利用されている場合の市町村との協議 イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡</p> <p>(2) 市町村 学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。</p> <p>(3) <del>府教育委員会、市町村教育委員会</del> <del>府教育委員会及び市町村教育委員会は</del>児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。 府教育委員会は、必要に応じ、国及び他府県教育委員会に対して、児童・生徒の受入れについて応援を要請する。また、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、府立学校長及び市町村教育委員会に対して、応急教育実施のための指導助言・教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p><b>2 学校給食の応急措置</b> 学校長、府教育委員会及び市町村教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。</p> <p><b>第 3 就学援助等</b></p> <p><b>1 就学援助等に関する措置</b> 府教育委員会及び市町村教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、援助する。 府は、私立学校等の行う就学援助に対して支援するよう努める。</p> <p>(1) 府教育委員会は、特別支援学校の児童・生徒に対する就学奨励費の支給及び府立高等学校の生徒に対する授業料等の減額又は免除について必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 市町村教育委員会は、市町村立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。</p> <p><b>2 学用品の支給</b> 市町村は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。</p> <p><b>3 児童・生徒の健康管理</b> 府教育委員会、市町村教育委員会及び学校長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。</p> <p><b>第 7 節 自発的支援の受入れ</b></p>	<p><b>第 2 応急教育体制の確立</b></p> <p><b>1 応急教育の実施</b></p> <p>(1) 学校 教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、府若しくは市町村と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。 ア 校舎が指定避難所として利用されている場合の市町村との協議 イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡</p> <p>(2) 市町村 学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。 <u>また、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。</u></p> <p>(3) 府 児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。 <u>また</u>、必要に応じ、国及び他府県に対して、児童・生徒の受入れについて応援を要請する。<u>加えて</u>、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、府立学校及び市町村に対して、応急教育実施のための指導助言・教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p><b>2 学校給食の応急措置</b> 学校、府及び市町村は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。</p> <p><b>第 3 就学援助等</b></p> <p><b>1 就学援助等に関する措置</b> 府及び市町村は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、援助する。 府は、私立学校等の行う就学援助に対して支援するよう努める。</p> <p>(1) 府は、特別支援学校の児童・生徒に対する就学奨励費の支給及び府立高等学校の生徒に対する授業料等の減額又は免除について必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 市町村は、市町村立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。</p> <p><b>2 学用品の支給</b> 市町村は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。</p> <p><b>3 児童・生徒の健康管理</b> 府、市町村及び学校は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。</p> <p><b>第 7 節 自発的支援の受入れ</b></p>



# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>府内外から寄せられる支援申入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。</p> <p><b>第 1 ボランティアの受入れ</b></p> <p>府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 8 章 社会環境の確保</b></p> <p><b>第 1 節 保健衛生活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 1 防疫活動</b></p> <p>(略)</p> <p>1 府 (略)</p> <p>(3) 市町村（大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市を除く。）に対して、防疫活動に係る指導、指示を行う。 (略)</p> <p>2 <u>大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市</u> (略)</p> <p>3 市町村（<u>大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市</u>を除く。） (略)</p> <p><b>第 2 食品衛生監視活動</b></p> <p>府、<u>大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市及び枚方市</u>は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。 (略)</p> <p><b>第 4 保健衛生活動における連携体制</b></p> <p>府は、必要に応じ、その被災市町村内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努め、府内での対処が困難になった場合は、他府県に応援を要請する。 <del>また、</del>他の都道府県が被災した場合、府は、必要に応じ、被災都道府県が行う地域内における保健衛生活動及びその活動を円滑に行うための総合調整等の支援に努める。 <u>(新設)</u></p> <p><del>さらに、</del>府及び市町村は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。 (略)</p> <p><b>第 5 動物保護等の実施</b></p>	<p>府内外から寄せられる支援申入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。</p> <p><b>第 1 ボランティアの受入れ</b></p> <p>府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、<u>ボランティア団体、NPO</u>及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、<u>中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り</u>、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。 (略)</p> <p><b>第 8 章 社会環境の確保</b></p> <p><b>第 1 節 保健衛生活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 1 防疫活動</b></p> <p>(略)</p> <p>1 府 (略)</p> <p>(3) 市町村（大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市<u>及び八尾市（以下「保健所設置市」という。）</u>を除く。）に対して、防疫活動に係る指導、指示を行う。 (略)</p> <p>2 <u>保健所設置市</u> (略)</p> <p>3 市町村（<u>保健所設置市</u>を除く。） (略)</p> <p><b>第 2 食品衛生監視活動</b></p> <p>府<u>及び保健所設置市</u>は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。 (略)</p> <p><b>第 4 保健衛生活動における連携体制</b></p> <p><u>1</u> 府は、必要に応じ、その被災市町村内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努め、府内での対処が困難になった場合は、他府県に応援を要請する。</p> <p><u>2</u> 他の都道府県が被災した場合、府は、必要に応じ、被災都道府県が行う地域内における保健衛生活動の支援に努める。</p> <p><u>3</u> 府は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行う。</p> <p><u>4</u> 府及び市町村は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。 (略)</p> <p><b>第 5 動物保護等の実施</b></p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

府地域防災計画 基本対策編（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>府、市町村及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>府、市町村及び関係機関は、<u>「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」</u>に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>(略)</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

事故等災害応急対策

府地域防災計画（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>〔事故等災害応急対策〕 （略）</p> <p><b>第 1 節 海上災害応急対策</b> （略）</p> <p>第 1 府の組織動員 （略）</p> <p>2 動員配備体制  <u>災害が発生した場合、又は災害となるおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。</u>  <u>(1) 非常 1 号配備</u>  <u>ア 配備時期</u>  <u>府域及びその周辺において災害となるおそれがある大規模な海上事故等発生の情報により、通信情報活動の必要があるとき</u>  <u>イ 配備体制</u>  <u>通信情報活動を実施する体制</u>  <u>(2) 非常 2 号配備</u>  <u>ア 配備時期</u>  <u>防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき</u>  <u>イ 配備体制</u>  <u>府域及びその周辺における大規模な海上事故等に対する災害応急対策を実施する体制</u>  <u>(3) 非常 3 号配備</u>  <u>ア 配備時期</u>  <u>(ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき</u>  <u>(イ) その他必要により知事が当該配備を指令するとき</u>  <u>なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする。</u>  <u>イ 配備体制</u>  <u>府域及びその周辺における社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等に対する災害応急対策を実施する体制</u></p> <p>（略）</p> <p><b>第 2 節 航空災害応急対策</b> （略）</p> <p>第 2 大阪国際空港 （略）</p> <p>2 現地対策本部の設置            大阪空港事務所長は必要に応じ、現地対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。            〔防災関係機関〕            大阪空港事務所、府、府警察、地元市、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、新関西国際空港株式会社、その他必要と認められる機関</p> <p>3 現場合同調整所の設置（空港施設内の場合）</p>	<p>〔事故等災害応急対策〕 （略）</p> <p><b>第 1 節 海上災害応急対策</b> （略）</p> <p>第 1 府の組織動員 （略）</p> <p>2 動員体制  <u>動員体制は、「災害応急対策 第 1 章 第 1 節 第 2 府の動員体制」に準じる。</u></p> <p>（略）</p> <p><b>第 2 節 航空災害応急対策</b> （略）</p> <p>第 2 大阪国際空港 （略）</p> <p>2 現地対策本部の設置            大阪空港事務所長は必要に応じ、現地対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。            〔防災関係機関〕            大阪空港事務所、府、府警察、地元市、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、新関西国際空港株式会社、<u>（関西エアポート株式会社）</u>、その他必要と認められる機関</p> <p>3 現場合同調整所の設置（空港施設内の場合）</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

事故等災害応急対策

府地域防災計画（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>新関西国際空港株式会社は必要に応じ、現場合同調整所を設置し、現場における防災関係機関相互の連絡・調整等を行う。</p> <p><b>4 応援体制</b>            (1) 協定等による応援体制            新関西国際空港株式会社、地元市をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。            (略)</p> <p>別図 1〔連絡系統図 大阪国際空港〕            (注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。</p> <p>図中</p> <div data-bbox="133 804 436 909" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>新 関 西 国 際 空 港 株 式 会 社</p> </div> <p>(略)</p> <p><b>6 応急活動</b>            防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。            (1) 新関西国際空港株式会社            (略)</p> <p><b>第 3 関西国際空港</b>            (略)</p> <p><b>2 航空事故総合対策本部の設置</b>            関西空港事務所長は、必要に応じ、関西空港事務所内に航空事故総合対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関との総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。            [防災関係機関]            関西空港事務所、関西空港海上保安航空基地、府、府警察、地元市町、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、新関西国際空港株式会社、その他必要と認められる機関</p> <p><b>3 現地調整本部の設置</b>            新関西国際空港株式会社は、必要に応じ、現地調整本部を設置し、消火救難・救急医療活動全般に係る防災関係機関相互の連絡・調整及び情報の共有化を図る。</p> <p><b>4 応援体制</b>            (1) 協定等による応援体制            新関西国際空港株式会社、地元市町をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。            (略)</p> <p>別図 2〔連絡系統図 関西国際空港〕</p>	<p>新関西国際空港株式会社 <u>(関西エアポート株式会社)</u> は必要に応じ、現場合同調整所を設置し、現場における防災関係機関相互の連絡・調整等を行う。</p> <p><b>4 応援体制</b>            (1) 協定等による応援体制            新関西国際空港株式会社 <u>(関西エアポート株式会社)</u>、地元市をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。            (略)</p> <p>別図 1〔連絡系統図 大阪国際空港〕            (注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。</p> <p>図中</p> <div data-bbox="1516 804 1819 909" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>新関西国際空港株式会社 <u>(関西エアポート株式会社)</u></p> </div> <p>(略)</p> <p><b>6 応急活動</b>            防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。            (1) 新関西国際空港株式会社 <u>(関西エアポート株式会社)</u>            (略)</p> <p><b>第 3 関西国際空港</b>            (略)</p> <p><b>2 航空事故総合対策本部の設置</b>            関西空港事務所長は、必要に応じ、関西空港事務所内に航空事故総合対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関との総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。            [防災関係機関]            関西空港事務所、関西空港海上保安航空基地、府、府警察、地元市町、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、新関西国際空港株式会社 <u>(関西エアポート株式会社)</u>、その他必要と認められる機関</p> <p><b>3 現地調整本部の設置</b>            新関西国際空港株式会社 <u>(関西エアポート株式会社)</u> は、必要に応じ、現地調整本部を設置し、消火救難・救急医療活動全般に係る防災関係機関相互の連絡・調整及び情報の共有化を図る。</p> <p><b>4 応援体制</b>            (1) 協定等による応援体制            新関西国際空港株式会社 <u>(関西エアポート株式会社)</u>、地元市町をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。            (略)</p> <p>別図 2〔連絡系統図 関西国際空港〕</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

事故等災害応急対策

府地域防災計画（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>(注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。</p> <p>図中</p> <p>新関西国際空港(株)</p> <p>大阪府 <u>空港戦略課</u></p> <p>(略)</p> <p>6 応急活動 防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。 (1) 新関西国際空港株式会社 (略)</p> <p><b>第 6 節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>第 4 市町村</p> <p>(略)</p> <p>3 広域応援体制 (1) 市街地における火災が延焼・拡大し、被災市町村単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、府警察等に応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。 (2) 府は、市町村から要請があったとき又は緊急の必要があるとき、隣接市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。</p> <p>(略)</p>	<p>(注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。</p> <p>図中</p> <p>新関西国際空港(株) <u>(関西エアポート(株))</u></p> <p>大阪府 <u>空港・広域インフラ課</u></p> <p>(略)</p> <p>6 応急活動 防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。 (1) 新関西国際空港株式会社 <u>(関西エアポート株式会社)</u> (略)</p> <p><b>第 6 節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>第 4 市町村</p> <p>(略)</p> <p>3 広域応援体制 (1) <u>市町村は</u>、市街地における火災が延焼・拡大し、被災市町村単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、府警察等に応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。 (2) 府は、市町村から要請があったとき又は緊急の必要があるとき、隣接市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。</p> <p>(略)</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害復旧・復興対策

府地域防災計画（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>〔災害復旧・復興対策〕</p> <p>第 1 章 災害復旧対策</p> <p>第 1 節 復旧事業の推進</p> <p>(略)</p> <p>第 5 特定大規模災害</p> <p>府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市町村から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市町村に代わって工事を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 節 被災者の生活確保</p> <p>(略)</p> <p>第 6 住宅の確保等</p> <p>(略)</p> <p>3 公共住宅の供給促進</p> <p>(略)</p> <p>(3) 特定優良賃貸住宅等の空家活用 自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け<b>有料</b>賃貸住宅のあつ旋を行う。</p> <p><del>4 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）</del> <del>府は、住宅金融支援機構を利用し、府が定める基準を満たした優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災住民の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。</del></p> <p><b>5 災害復興住宅資金の貸付</b> 住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。</p> <p><b>6 罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請</b> 市町村は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第 5 節 ライフライン等の復旧</p> <p>(略)</p> <p>1 上水道・工業用水道（市町村、大阪広域水道企業団）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報 被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広</p>	<p>〔災害復旧・復興対策〕</p> <p>第 1 章 災害復旧対策</p> <p>第 1 節 復旧事業の推進</p> <p>(略)</p> <p>第 5 特定大規模災害</p> <p>府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市町村<b>又は市町村長</b>から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市町村<b>又は市町村長</b>に代わって工事を行う<b>ことができる権限代行制度により、市町村に対する支援を行う。</b></p> <p>(略)</p> <p>第 2 節 被災者の生活確保</p> <p>(略)</p> <p>第 6 住宅の確保等</p> <p>(略)</p> <p>3 公共住宅の供給促進</p> <p>(略)</p> <p>(3) 特定優良賃貸住宅等の空家活用 自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け<b>優良</b>賃貸住宅のあつ旋を行う。</p> <p><del>(削除)</del></p> <p><b>4 災害復興住宅資金の貸付</b> 住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。</p> <p><b>5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請</b> 市町村は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第 5 節 ライフライン等の復旧</p> <p>(略)</p> <p>1 上水道・工業用水道（市町村、大阪広域水道企業団）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報 被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害復旧・復興対策

府地域防災計画（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>く広報する。加えて、<u>各水道事業体等のホームページ上に稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達</u>に努める。</p> <p><b>2 下水道（府、市町村）</b> (略) (2) 広報 被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、<u>府及び各市町村のホームページ上に稼働状況、復旧状況等、掲載することで幅広い情報伝達</u>に努める。</p> <p><b>3 電力（関西電力株式会社）</b> (略) (2) 広報 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、<u>関西電力株式会社のホームページ上に停電エリア、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達</u>に努める。</p> <p><b>4 ガス（大阪ガス株式会社）</b> (略) (2) 広報 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、<u>大阪ガス株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達</u>に努める。</p> <p><b>5 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI 株式会社（関西総支社））</b> (略) (2) 広報 被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、<u>各電気通信会社のホームページ上に開通エリア、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達</u>に努める。</p> <p><b>6 共同溝・電線共同溝（近畿地方整備局、府、市町村）</b> (略) (2) 広報 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、<u>国、大阪府及び各市町村のホームページ上に復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達</u>に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>8 鉄道（鉄道事業者）</b> (略) (2) 広報 被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、<u>各事業者のホームページ上等に開通エリア、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達</u>に努める。</p> <p><b>9 道路（近畿地方整備局、府、市町村）</b></p>	<p>く広報する。加えて、<u>利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報</u>に努める。</p> <p><b>2 下水道（府、市町村）</b> (略) (2) 広報 被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、<u>利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報</u>に努める。</p> <p><b>3 電力（関西電力株式会社）</b> (略) (2) 広報 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、<u>利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報</u>に努める。</p> <p><b>4 ガス（大阪ガス株式会社）</b> (略) (2) 広報 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、<u>利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報</u>に努める。</p> <p><b>5 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI 株式会社（関西総支社））</b> (略) (2) 広報 被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、<u>利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報</u>に努める。</p> <p><b>6 共同溝・電線共同溝（近畿地方整備局、府、市町村）</b> (略) (2) 広報 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、<u>ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報</u>に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>8 鉄道（鉄道事業者）</b> (略) (2) 広報 被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、<u>利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報</u>に努める。</p> <p><b>9 道路（近畿地方整備局、府、市町村）</b></p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害復旧・復興対策

府地域防災計画（平成 29 年 11 月）	修正案
<p>(略)</p> <p>(2) 広報 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、<u>国、大阪府及び各市町村のホームページ上に復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達</u>に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 広報 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、<u>利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報</u>に努める。</p> <p>(略)</p>